

官報

号外
平成十三年五月三十一日

○第一百五十一回国 会衆議院會議録 第三十四号

平成十三年五月三十一日(木曜日)

議事日程 第十九号

平成十三年五月三十一日

午後一時開議

- 第一 水産基本法案(内閣提出)
- 第二 漁業法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 漁港法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)
- 第五 中間法人法案(内閣提出)
- 第六 国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めめるの件
- 第七 最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第百八十二号)の締結について承認を求めめるの件
- 第八 相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を求めめるの件
- 第九 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件
裁判官訴追委員辭職の件
裁判官訴追委員の選挙

平成十三年五月三十一日 衆議院會議録第三十四号

裁判官訴追委員辭職の件

裁判官訴追委員の選挙

水産基本法案外三案

午後一時三分開議
○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。
裁判官訴追委員辭職の件
○議長(綿貫民輔君) お諮りいたします。
裁判官訴追委員菅直人君から、訴追委員を辭職いたしたいとの申し出があります。右申し出を許可するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。
○議長(綿貫民輔君) つきましては、裁判官訴追委員の選挙を行います。
○小此木八郎君 裁判官訴追委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。
○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。
議長は、裁判官訴追委員に中野寛成君を指名いたします。
○議長(綿貫民輔君) 日程第一ないし第三とも、日程第四は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、四案を一括して議題とするに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。
議長は、裁判官訴追委員に中野寛成君を指名いたします。
○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。
議長は、裁判官訴追委員に中野寛成君を指名いたします。
○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

日程第一 水産基本法案(内閣提出)
日程第二 漁業法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第三 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第四 漁港法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、水産基本法案、日程第二、漁業法等の一部を改正する法律案、日程第三、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案、日程第四、漁港法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。
委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。農林水産委員長堀込征雄君。

水産基本法案及び同報告書
漁業法等の一部を改正する法律案及び同報告書
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
漁港法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔堀込征雄君登壇〕
○堀込征雄君 たいま議題となりました四法律案につきまして申し上げます。
初めに、内閣提出の三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
水産基本法案は、水産に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、沿岸漁業等振興法にかわる新たな基本法を制定しようとするものであります。

漁業法等の一部を改正する法律案は、漁場利用の合理化を図り、漁業生産力の向上に資するため、広域漁業調整委員会の設置、定置漁業の免許

の優先順位の見直し等の措置を講じようとするものであります。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案は、排他的経済水域等における海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、新たに漁獲努力量の総量管理制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

水産基本法案は、去る四月五日日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。また、他の二法案については、同月九日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、四月十日谷津農林水産大臣から三法律案の提案理由の説明を聴取し、以来、五回にわたり政府に対する質疑を重ね、その間、五月二十二日には現地視察を、また、同月二十四日には参考人の意見聴取を行う等、慎重な審査を進めました。

かくて、五月二十九日質疑を終局したところ、水産基本法案について、多面的機能に関する施策をより積極的に規定する等を内容とする自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び21世紀クラブの七党派共同提案に係る修正案が提出され、採決の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと議決した次第であります。

次に、漁業法等の一部を改正する法律案について討論を行い、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次いで、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案について採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。次に、漁港法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、水産業の基盤である漁港及び漁場を、一貫した水産物供給システムとして、総合的かつ計画的に整備するため、題名を漁港漁場整備法に改めるとともに、漁港漁場整備基本方針及び長期計画の策定、地方公共団体等による漁港漁場整備事業の施行等についての規定を整備しようとするものであります。

本案は、五月二十九日農林水産委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。まず、日程第一及び第三の両案を一括して採決いたします。

日程第一の委員長の報告は修正、日程第三の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり議決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第五 中間法人法案(内閣提出)
○議長(綿貫民輔君) 日程第五、中間法人法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長保利耕輔君。

中間法人法案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔保利耕輔君登壇〕

○保利耕輔君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、公益も営利も目的としない団体の社会経済活動が、我が国において重要な地位を占めていることにかんがみ、これらの団体の法人格の取得を可能とする制度を創設しようとするもので、その主な内容は、

第一に、中間法人としての法人格付与の対象とする団体は、「社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団」とし、そのような団体が準則主義により設立の登記をすることによって法人格を取得することができるものとすること、

第二に、中間法人の種類については、社員が法人の債権者に対して責任を負わない有限責任中間法人と、社員が法人の債権者に対して責任を負う無限責任中間法人の二つの類型を設けること、

第三に、有限責任中間法人においては、社員総会、理事及び監事を置いて、決議、執行、監査するほか、基金制度を採用することとし、無限責任中間法人においては、原則として、各社員が業務を執行し、その過半数の意見により決定するものとする。こと

などでありませぬ。

本案は、去る二十三日本委員会に付託され、同日森山法務大臣から提案理由の説明を聴取した

後、二十五日から質疑に入り、二十九日には参考人から意見を聴取するなど、慎重に審査を行い、同日質疑を終了し、直ちに採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 國際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めめるの件

日程第七 最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第百八十二号)の締結について承認を求めめるの件

日程第八 相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を求めめるの件

○議長(綿貫民輔君) 日程第六、國際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めめるの件、日程第七、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第百八十二号)の締結について承認を求めめるの件、日程第八、相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を求めめるの件、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長土肥隆一君。

国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結に
ついて承認を求めの件及び同報告書

最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための
即時の行動に関する条約(第百八十二号)の締
結について承認を求めの件及び同報告書

相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の
協定の締結について承認を求めの件及び同
報告書

(本号末尾に掲載)

(土肥隆一君登壇)

○土肥隆一君 ただいま議題となりました三件に
つきまして、外務委員会における審査の経過及び
結果を御報告申し上げます。

まず、国際労働機関憲章の改正について申し上
げます。

国際労働機関は、大正八年の第一回総会以降、
平成十二年の第八十八回総会までの間に、さまざま
な分野において国際的な労働基準を設定するた
め、百八十三の条約を採択してきました。それら
の条約の中には、採択後、相当の期間が経過した
ためその目的を失ったもの等があり、そのような
条約に対しても機関の監視メカニズムが引き続き
適用されることに伴う負担がその効率的な活動を
阻んでいるとの認識が近年高まってきたことか
ら、平成九年六月の第八十五回総会において、本
改正文書が採択されました。

本改正文書は、機関において採択された条約が
その目的を失ったことなどが明らかであるものに
ついて、総会は、理事会の提案に基づき、出席代
表の投票の三分の二の多数によって当該条約を廃
止することができることを規定しております。

次に、最悪の形態の児童労働の禁止等に関する
条約について申し上げます。

昭和四十八年に採択された就業最低年齢条約以
降も、児童の一層の保護に対する世界的関心の高
まりを背景として、労働の中でも児童の心身の発

達を妨げるような最悪の形態の児童労働の禁止及
び撤廃のための新たな文書を作成する必要性が認
識されたため、平成十一年六月の国際労働機関の
第八十七回総会において、本条約が採択されまし
た。

本条約は、児童を強制労働、売春、薬物取引、
危険有害業務等の最悪の形態の児童労働に使用す
ることなどを禁止し、及び撤廃するためにとるべき
措置等について定めております。

最後に、日欧州共同体相互承認協定について申
上げます。

我が国と欧州共同体との間の相互承認に関する
協力につきましては、平成十年十月の日・EU閣
僚会議において、通信端末機器及び無線機器、電
気製品、化学製品に属する優良試験所基準並びに医
品に属する優良製造所基準の優先分野について、
協定締結に向けた作業を推進することで意見が一
致いたしました。これを受け、我が国と欧州委員
会との間で交渉を行った結果、合意に至ったの
で、平成十三年四月四日、ブラッセルにおいて、
本協定の署名が行われました。

本協定は、通信端末機器及び無線機器、電気製
品、化学製品並びに医薬品について、我が国と欧州
共同体との間で、規格への適合性評価の結果や製
品の試験データ等の相互承認を行うための法的枠
組みを定めるものであり、これにより、従来、輸
入側締約者の領域内において必要とされていた一
定の手続が省略できることとなっております。

以上三件は、去る五月二十三日外務委員会に付
託され、同日田中外務大臣から提案理由の説明を
聴取し、三十日質疑を行い、引き続き採決を行
いました結果、三件はいずれも全会一致をもって承
認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 三件を一括して採決いたし
ます。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議あ
りませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。
よって、三件とも委員長報告のとおり承認するこ
とに決まりました。

日程第九 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄
道株式会社に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第九、旅客鉄道株式会
社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部
を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長赤松
正雄君。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に
関する法律の一部を改正する法律案及び同報
告書

(本号末尾に掲載)

(赤松正雄君登壇)

○赤松正雄君 ただいま議題となりました法律案
につきましては、国土交通委員会における審査の経
過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄
道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社の、いわ
ゆるJR本州三社の自主的かつ責任ある経営体制
の確立等を図るため、所要の措置を講じようとし
るものであります。

その主な内容は、
第一に、JR本州三社を旅客鉄道株式会社及び
日本貨物鉄道株式会社に改組する法律の適用対象か
ら除外すること、

第二に、国土交通大臣は、国鉄改革の経緯を踏
まえ、JR各社間の連携及び協力の確保、路線の
適切な維持等に関する事項について、JR本州三

社が事業運営上踏まえるべき指針を策定し、正当
な理由がなくて指針に反する事業運営を行う場合
には、勧告、命令を行うことができることとする
こと
であります。

本案は、去る四月十日の本会議において趣旨説
明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されま
した。

本委員会では、五月二十三日国土交通大臣か
ら提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、同
日参考人からの意見聴取及び質疑を行い、昨三十
日質疑を終了いたしました。

質疑の中では、国鉄改革についての評価、地方
路線の維持方策及び指針の運用に当たったの考え
方、本州三社を除くJR各社の将来展望等につ
いて議論が行われました。

質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結
果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決す
べきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付けられました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は
委員長報告のとおり可決いたしました。

林業基本法の一部を改正する法律案(内閣提
出)の趣旨説明

○議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、林業基
本法の一部を改正する法律案について、趣旨の説
明を求めます。農林水産大臣武部勤君。

(国務大臣武部勤君登壇)

○国務大臣(武部勤君) 林業基本法の一部を改正

する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

現行の林業基本法は、昭和三十九年、その当時における社会経済の動向や見通しを踏まえて、我が国林業の向かうべき道筋を明らかにするものとして制定されました。

しかしながら、基本法制定後三十七年が経過し、我が国経済社会が、急速な経済成長、国際化の著しい進展等により大きな変化を遂げるとともに、森林に対する国民の要請は、木材生産機能から、国土や自然環境の保全、地球温暖化の防止等の多面にわたる機能の發揮へと多様化しているなど、我が国森林・林業をめぐる状況も大きく変化いたしております。

こうした中、現行林業基本法が規定する政策体系につきましても、関係者の多大な努力により成果を上げてまいりましたが、一方で、林業の採算性の悪化、林業収入への依存度の低下等による森林所有者の経営意欲の減退により、管理不十分な森林が増加しつつある状況にあります。

このため、国民の要請にこたえて、我が国の森林が将来にわたり適切に管理されるよう、木材の生産を主体とした政策から、森林の有する多面にわたる機能の持続的發揮を図るための政策へと転換し、国民的合意のもとに政策を進めていくことが必要であります。

本法案は、このような基本的考え方のもとに、林政審議会の報告を踏まえ、国家社会における森林・林業の位置づけなど、森林・林業政策に関する基本理念を明確化するとともに、政策体系を抜本的に再構築し、今後の中長期的な政策展開の基軸を明確化するため、提案したものであります。次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、森林及び林業に関する施策についての基本理念を明らかにすることであり、まず、森林の有する多面的機能の發揮のためには、森林の適正な整備及び保全が必要であること

を基本理念として位置づけております。

また、林業が森林の有する多面的機能の發揮に果たしている重要な役割にかんがみ、その健全な發展を図るとともに、国民の需要に即した林産物の供給及び林産物の利用の促進を図ることについても、基本理念と位置づけております。

さらに、あわせて、国、地方公共団体及び森林所有者の責務等を定めております。

第二に、基本計画を策定することであり、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林・林業基本計画を定め、施策についての基本的な方針、森林の有する多面的機能の發揮並びに林産物の供給及び利用の目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策を国民の前に示すこととしております。

第三に、森林及び林業に関する施策の基本方向を明らかにすることであり、森林の有する多面的機能の發揮、林業の健全な發展、林産物の供給及び利用の確保に関する施策として基本的なものを定めております。以上、林業基本法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

林業基本法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。後藤茂之君。

(後藤茂之君登壇)

○後藤茂之君 民主党の後藤茂之です。

民主党・無所属クラブを代表して、森林・林業基本法等について質問をいたします。(拍手)

山高きがゆえにたつとからず、木あるをもつてたつととなす。山は高いだけで価値があるわけではない、森林があつてこそ山の価値がある。森林あつてこそ植打ち、その代表的働きは水の保

全です。土砂の流出や崩壊を防ぐ働きもあります。近年では、二酸化炭素の吸収源、野生動物植物が生息する場としても注目されています。木漏れ日を浴び、木々の香りを吸いながら森林浴を楽しむことは、心豊かな人生を生きる喜びを感じると思います。

ちなみに、代替法を用いたこうした森林の公益的機能の評価額は、七十四兆九千九百億円に上るとも言われます。森林と人間との関係は、生活資料としての木材や水などを森林に依存し、森林からの恵みによって文明が発達したことを考えれば、まさに共生の関係にあると言えます。

今回、森林・林業基本法案において多面的機能が正面から位置づけられていることは、大きな意義のあることと考えます。しかし、森林の有する多面的機能の發揮という基本理念から、国民、地域住民の理解と支援を得つつ、どのような森林の整備を推進していくのか、どのように森林の保全を確保していくのか、新たな森林政策の体系が明確にされねばなりません。

第一に、森林・林業基本計画の森林整備の指針、全国森林計画の策定を通じて、森林の公益的機能の別に応じて、水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林に森林を三区区分して、複層林化、針広混交林化、広葉樹の導入、優良木材生産林の形成等、多様な森林を整備していくこととされております。

そこで伺いますが、その区域の設定に当たっては、地域の方々の声をどのような仕組みで、どのように反映していくのでしょうか。また、それぞれの地域の中で、例えば、日本の伝統であった森林と人との豊かな関係を回復するための里山づくり、林道の道沿いに桜を植えて桜並木をつくる桜林道など、さまざまなアイデアが出てきております。こうした地域のすばらしいアイデアは、三区区分による森林整備に一体どう生かされるのでしょうか。農林水産大臣に伺います。

第二に、平成十二年十二月に決定された林政改革大綱で、森林の多面的な機能を図る観点から、森林整備のための地域による取り組みを推進するための措置を検討するとされたことを踏まえ、森林・林業基本法第十二条二項に、森林施策を計画的かつ一体的に実施するために不可欠な森林の現況の調査等の活動を行う森林所有者等への支援が位置づけられております。

林業においては、現在でも、造林、間伐等の林業生産活動については直接の助成措置が講じられているところであり、しかし、これだけでは十分とは言えません。不在村地主、山林の放棄といった実態に着目すれば、こうした生産活動に対する直接助成に加え、地域による取り組みを可能とするための、面積当たりの直接支払い制度を導入すべきと考えます。大臣の見解を伺います。

我が国やヨーロッパの歴史において、森林や木材との密接なかわりの中で、森林を保全しながらこれを有効に活用する仕組み、すなわち森林文化が形成されてまいりました。山村は、その発生、再生産の場でもあります。

日本では、長い年月にわたる努力により造成された人工林は森林面積の四割を占め、森林面積は、一世紀前とはほぼ変わらず維持されてきています。これは、苗木を背負って山に入り、植えつけや下刈りに汗を流した山村の人々のおかげです。その山村が、現在、高齢化と過疎化に直撃されています。

森林・林業を守るためには、まず山村を守らねばなりません。山村の活性化に向けた就業機会の増大、排水施設等生活環境の整備、バイオマスエネルギーの活用などを通じて、資源循環型の社会を山村に築くことが急務です。また、森林を利用した体験活動の場の整備、教育、福祉等の連携による森林環境教育の推進などの都市と山村の交流も、多面的機能の發揮の面からますます重要となっております。

関係省庁との連携を前提としつつ、多面的機能

の發揮とのかかわりに、山村というものを森林・林業と同様、政策体系の中心の一つに位置づけ、トータルで新しい山村政策を展開していくべきと考えます。農林水産大臣の見解を伺います。

森林を守り育てることは、単に森林所有者だけの問題ではなく、国民全体のコンセンサスをつくり、費用負担を含めて、社会全体で取り組まねばならない課題です。近年、流域の下流の自治体が上流の自治体と協力して、水源地区の森林整備を支援する活動がふえてきております。水道料金の一部分を活用して森林整備基金をつくっている例もあります。

先週二十六日に、木曾川の水源の里、王滝村、三岳村で、「未来世紀へつなぐ、緑のバトン」植樹祭が開催され、参加してまいりました。「緑のバトン」は、木曾川下流域の愛知用水周辺の住民が、水源地区で採取されたドングリの実からみずから育てた苗木を、長野県西部地震復旧地などの水源地に植林し、生物に優しいドングリの森、すなわち広葉樹の森を造成するものです。流域の上流、下流の協力のまさに実践です。

また、豊かな海をつくるために、漁業関係者が川の清流で植林、下刈り、間伐等を行うという取り組みが、例えば、「山は海の恋人」というすばらしい言葉とともに有名になった宮城県唐桑町のカキの森づくり、開拓による原生林の伐採によって、「何も無い春」とまで歌われた樺太の砂漠の緑化など、全国各地で行われています。国民もまた行動を起こさねばなりません。

基本法上のもう一つの基本理念とされる林業の健全な発展のためには、林業の担い手への施策の集中、経営の集約化、地域の森林管理主体としての森林組合の機能の充実などの林業構造を確立することに加えて、人材の育成、林業労働力の確保が特に重要であると考えます。林業労働力についてどのような施策を講じようとしているのか、農林水産大臣の見解を伺います。

林業が健全化していくためには、公益的機能による施策に頼るだけではなく、やはり川上の林業と川下の木材産業の合理化と連携を図らなければなりません。育林家が原木を切り出し、住宅建設のために大工さんに運ばれるまでの搬出、加工、流通のそれぞれについて、コストダウンを図り、効率的なシステムをつくる必要があります。また、消費者のニーズに合わせて売れる林産品をつくるためには、乾燥材供給体制の整備、規格の統一、取引のIT化など、木材産業の構造改革が不可欠となります。

木材価格の現状について、例を挙げると、杉の山元立木価格が一立米六千円、搬出、加工、流通後の小売値が一立米四万六千円となっております。乾燥材として入ってくる米ツガは一立米四万九千円であるのと比べると、杉の国産乾燥材が立米六万円にもなっています。この間、木材価格の下落により、日本の木材産業の経営が限界まで追い込まれています。天然のヒノキで有名な木曾を通る国道十九号線沿いには、閉鎖された木材工場が幾つもそのまま放置され、通るたびに胸が痛みます。今までどうしてこんなに対応がおくれたのか、早急な対応が必要で、

こうした現状を踏まえて、木材産業の今後のあり方について、農林水産省としてのビジョンを伺います。

文豪島崎藤村の生誕地であり、馬籠宿として古い町並みを残す木曾郡山口村は、小学校の全面改装に当たり、古い町並みと学校周辺の豊かな自然に調和した、木の香りとぬくもりにあふれた木造校舎を建設しました。地域のシンボルとなる公共施設に木材を使用することは、利用者に対して木造建築の心地よさと快適な環境を提供することにも、木材のすぐれた特性に対する地域住民の理解を深め、木材利用を推進する上で効果的です。公共施設における木材利用を推進すべきと考えますが、農林水産大臣の御見解を伺います。

平成十二年七月に開催された九州・沖縄サミット

トにおいては、まず外相会合で、バーミンガム・サミットで発表されたG8森林行動プログラムの取り組み状況が報告されるとともに、首脳会合で、持続可能な森林経営の重要性が確認されました。特に、国際的課題となっている違法伐採問題については、サミット参加各国で、輸出及び調達に関する慣行を含め、この問題に対処する最善の方法について検討することが合意されており、

違法伐採の問題について、環境保全の観点からどう取り組んでいくのか、どのような貿易上のルールづくりを行っていくのか、農林水産大臣並びに外務大臣の見解を伺います。

国有林については、平成十年の国有林野事業改革関連二法で、既に、木材生産機能重視から公益的機能重視に転換するなど、抜本的な改革を民有林に一步先んじて進めています。今後、民有林と国有林を一体とした森林政策を展開すべきと考えます。農林水産大臣の見解を伺います。

民主党は、森林の持つ保水機能や土砂流出防止機能に着目し、森林の再生、すなわち、森林の自然の力を活用した緑のダム化を進めることにより、コンクリートのダムにできる限り頼らない治水対策を目指しています。(拍手)

もちろん、ダムの中には、急峻な山合いの地形のもとでの治水対策、飲料水確保等の利水対策の観点から必要なものもあります。しかし、速やかに見直しを行った上で、必要性のないものについてはその建設を取りやめ、荒廃した山の間伐、造林、直接支払い政策の導入などの林業政策にその財源を充てていくべきと考えます。(拍手)

小泉総理も、公共事業について聖域なき見直しを行うと、繰り返し発言されておられます。公共事業のあり方の見直しや自然との共生は、国民の声であります。こうしたいわゆる緑のダム構想を実行すべきと考えますが、国土交通大臣並びに農林水産大臣の御見解を伺います。

今、国民は、環境、教育、文化といった非物質

的なものに大きな価値を認め、人間らしく心豊かに生きようとしています。また、生活にかかわる諸問題の解決について、透明な手続、個人の決定過程への参加を求めています。今、政治の世界に新しい風が吹いているのです。政治は、こうした国民に対し、国の政策理念、制度の仕組みについて、明確に発信し、国民的に開かれた議論を行う責任があります。そして、必要があれば、政策転換や新しい政策の採用に勇気を持って立ち向かわねばならないと考えます。(拍手)

森林の整備は、長期的な視点に立って、長い年月の努力を要するものです。国民の見識と英知が問われる課題です。

総理は、所信表明演説の中で、長岡藩の米百俵の話を用いました。私は、管子の二年の計は穀を樹るにしくはなく、十年の計は木を樹るにしくはなく、終身の計は人を樹るにしくはなし」と申し上げ、質問を終わります。(拍手)

(農務大臣武部勤君登壇)

○農務大臣(武部勤君) 後藤議員の、森林の恵みに感謝する気持ち、そして人と自然、あるいはまた我々自身も自然生態系の一員である、心にしみ入るお話を伺いまして、まず、改めて敬意を表したいと存じます。(拍手)

委員会の審議を通じて、お互いの考えを開陳し合い、二十一世紀の命のふるさとをお互いに論じ合いたい、かように存じます。(拍手)

まず、森林の区分について申し上げます。森林所有者等の地域の関係者の意見を十分に聞き上げた上で行うことが必要である、このことは言うまでもございません。森林の区分を定める市町村森林整備計画の立案段階から幅広い関係者の参加を進めるなど、地域の意見が適切に反映されるよう、地方公共団体と連携を図って努力してまいりたいと存じます。

次に、地域のアイデアを生かした森林整備についてお答えいたします。

としておりますが、特に、森林と人との共生林を中心に、地域のニーズを踏まえ、御提案のございました林道に沿った桜等の花木の植栽、地域住民等の参加による里山林づくりと利用の推進など、地域のアイデアも生かしつつ、適切な森林整備を推進していく考えであります。

また、直接支払い制度を導入すべきではないかとお尋ねがありました。

お説のとおり、森林・林業分野におきましては、森林所有者等による造林、間伐等の森林施策に対して、従来から助成措置が講じられていたところであり、また、昨年十二月の林政改革大綱では、森林整備のための地域による取り組みを推進するための措置を検討するとされたところでございます。

これらを踏まえ、森林施策を計画的かつ一体的に実施する上で不可欠な森林の現況の調査等の活動に対する支援について、森林・林業基本法案第十二条に位置づけるとともに、現在、その具体化に向けて検討を行っているところでございます。御理解をお願いいたします。

続いて、新しい山村政策の展開についてでございます。

御指摘のとおり、山村地域の活性化を図ることは、森林・林業基本政策の重要な課題の一つとして認識しているところでございます。

森林・林業基本法案の第十五条及び第十七条において、山村における定住の促進、都市と山村の交流等の施策を総合的に位置づけておる次第でございます。これを踏まえつつ、新たな山村政策の展開に向けて検討を進めてまいりたいと存じます。

また、人材育成、林業労働等についてのお尋ねがございました。

人材の育成、定着を図ることが重要な課題であり、このため、森林組合等への就業希望者の掘り起こしや、技能の向上のための研修等を推進するとともに、安定的な事業量の確保を通じて就業者の処遇の改善を図ってまいりたいと存じます。

続いて、木材産業の今後のあり方についてでございます。

木材産業は、木材製品の生産を通じて森林の適切な管理に資するとともに、地域社会の重要な産業の一つであります。

このため、原木生産、流通、木材加工の各関係者間の連携を強化するとともに、住宅の性能についての関心の高まりなど、木材の需要構造の変化等に対応して、品質、性能の明確な製品の低コスト供給等に意欲的に取り組んでいる企業、地域を重点的に支援し、木材産業の構造改革を推進し、活性化を図ってまいりたいと存じます。

次に、公共施設における木材利用の推進についてお答えいたします。

我が国の林業、木材産業を活性化するためには、国産材を中心とした木材利用の促進が重要であります。

このため、農林水産省としては、地域のシンボルとして波及効果が大い、地域材を利用した公共施設整備への支援のほか、木材のよきについての普及啓発を行うとともに、関係省庁に対し、公共施設への木材の積極的な利用を働きかけているところであります。

今後とも、関係省庁、地方公共団体との一層の連携を図り、公共施設への木材利用が促進されるよう努めてまいりたいと存じます。

また、違法伐採問題への取り組みについてのお尋ねがございました。

違法伐採問題への対応については、昨年、沖縄で開催されたG8首脳会合において、違法伐採に対処する最善の方法についても検討する旨合意され、コミニケが公表されたところであります。

違法伐採をなくし、世界の持続可能な森林経営の推進に貢献するため、木材輸入国である我が国としての考え方に基つき、違法伐採に対処する国際的に理解の得られる最善の方法について、関係省庁と共同して検討してまいりたいと存じます。

次に、今後、民有林と国有林を一体とした森林政策を展開すべきではないかとの御指摘がございました。

全く同感であります。

これまでも、民有林と国有林を初め、幅広い関係者の連携による多様な森林の整備と林業、木材産業の振興を進めてきたところであります。新たな基本政策の展開に当たりましては、民有林と国有林を合わせた施策の実施や、上下流住民の参加等による森林整備の推進など、引き続き、こうした流域管理システムの推進に努めてまいりたいと存じます。

最後に、緑のダム構想についてお答えいたします。

森林の有する、水資源の涵養、国土の保全等の機能が高度に発揮されるよう、計画的かつ着実に保水力と土壌保持力がすぐれた森林整備を推進していくことは、まことに重要であります。

他方、ダムの建設による水源開発は、安定的な水利用を可能とする有効な手法の一つであり、その必要性を吟味した上で着実に推進してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、森林は、後藤議員御指摘のとおり、水資源の涵養、国土の保全、自然環境の保全を初め、多面的な機能を有しております。

私は、今月二十日に山梨県で開催された全国植樹祭において、緑の少年団から、苗木の贈呈を受けました。その際、森の恵みに感謝し、全国に豊かな緑を広げることをお約束してまいりました。

将来にわたり、森林の多面的な機能が持続的に発揮されるよう、その整備、保全を推進し、しっ

かり頑張ってまいりますこと、決意を申し上げます。御答弁いたします。(拍手)

(国務大臣田中眞紀子登壇)

○国務大臣(田中眞紀子君) 緑と自然は、私たちの心身をいやしてくる、大変大切なものでございます。後藤茂之議員が先ほどおっしゃいましたように、共生をしていかなければならないということは、全く同感でございます。

環境問題として、森林の違法伐採の問題は、大きな問題の一つでありまして、国際社会としての取り組みが重要と認識いたしております。

我が国としては、関係諸国とも協力しながら、その取り組みを推進していきたいと考えております。特に、我が国は、国際熱帯木材機関を積極的に活用しまして、輸出途上国の体制の改善強化などへの協力を進めてきております。

貿易ルールに関しましては、違法に伐採された木材は使用すべきではないとの考え方が基本です。木材輸入国である我が国として、違法伐採への対処について、国際的に理解の得られる最善の方法を関係省庁とともに検討してまいります。(拍手)

(国務大臣扇千景君登壇)

○国務大臣(扇千景君) 後藤議員から、緑のダムについての御質問がございました。

我が国は、世界各国の先進国の中でも有数の、森林面積の割合が高い森林大国でございます。現在、森林は日本国土の約六七%を占めています。これは、先生も御存じのとおりであろうと思っております。これは、ドイツの約二倍の森林でございます。我が国の土地利用から見ると、これ以上、森林が大幅にふえるとは考えにくいところでございます。

そのような状況の中で、死者十名、負傷者百十五名の方を出した昨年の東海豪雨を見るまでもなく、我が国で発生している洪水は、森林の保水機能を上回る降雨によって発生しているのが事実でございます。

さらに、我が国の河川は急流でありまして、例えば先生の信濃川と欧州のライン川の河川勾配を比べてみますと、信濃川はライン川の約七倍の勾配になっております。このため、ライン川では、数週間かけてゆっくりと洪水が流下しますけれども、信濃川では、一日もかからずに、一気に洪水が押し寄せてまいります。

したがって、治水上、森林が重要であることは当然ですけれども、森林のみで洪水に対応するには限界がございます。このため、森林を良好に保つとともに、必要なダムを整備を図っていくことも不可欠であると考えております。

なお、国土交通省所管ダム事業につきましては、先生も御存じのとおり、昨年の公共工事の見直しで、四十八のダムについて見直しをし、四十六のダムを中止するという決断もしております。今後とも、むだのないダムの整備を推進して、国民に安全と安心をしていただくために図ってまいります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 原陽子君。

(原陽子君登壇)

○原陽子君 社会民主党の原陽子です。

私は、社会民主党・市民連合を代表し、政府提出の林業基本法の一部を改正する法律案に対する質問を行います。(拍手)

私は、本日、この法案について質問できることを非常にうれしく思っています。なぜなら、実は私の実家は、木を育てる仕事をしています。植林するためのヒノキとか松とか杉の苗木を育てる専業農家に、私は生まれ、育ちました。そうした木への思いを込めて質問をさせていただきたいと思っております。(拍手)

今日、日本の森林・林業は、大きな岐路に立たされています。その原因は、林業の担い手が減少しているということに尽きます。国による林業政策の失敗、つまり、外材依存による国産材の不振と林業への支援不足であるということは、林業の

現場から、長い間、指摘されてきました。このような状態が今後も続けば、森林そのものが衰退すると危惧されています。

そして、さらなる危惧は、この事態に対し、私たちに余りにも危機感がないことではないでしょうか。

森林が人間の営みと切っても切れない関係にあることは言うまでもありません。人類が森林とともに歴史を刻んできたことは事実であり、森林の破壊や消滅が古代文明の滅亡や幾多の国家の消滅と直結していたことも、今日では明らかになっています。

森林を消滅させてきたのは、ほかでもなく人類であり、その子孫である私たち現代人は、森林の育成に余り関心を抱かず、加速度的に森林を破壊し続けてきました。一方で、森林の破壊による環境への影響が地球規模の問題となり、森林の大切さ、重要さが叫ばれてきたゆえんだと思えます。

さて、この林業基本法の一部を改正する法律案は、おくれげながらも、森林・林業の政策を、木材生産を主体にしたものから、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図る政策に重点を移すことを目的としています。その中で、林業は、「森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている」とされ、「健全な発展が図られなければならない」ともとされています。二十一世紀は環境の世紀と言われますが、多様な生物や豊かな水をめぐむ森林の役割は大きく、国民の森林・林業に対する期待の多くも、この点にあります。

しかし、日本の森林の実態は、森林そのものの育成が思うようにはいかず、森林の持つ機能が十分に発揮できるような状態ではありません。これは、山林に足を踏み込めば明らかで、農林水産大臣も御承知のことと思います。

市場原理にゆだねた林業生産活動から、森林の持つ多面的機能という公共性に着目した政策へ転換する以上、ある程度の国の支援のもとで、安定

した森林経営が行われることが前提にならなければならぬと思えます。財源的な裏打ちなしに環境面の配慮まで強いるのは、森林経営・労働者に今以上の負担やリスクが加わることになるからです。

私は、政府の新たな理念と方向性には同意します。しかし、残念ながら、その理念の実現方法についての具体性は見えてきておりません。農林水産大臣は、持続的森林経営についての具体的方策について、どのようにお考えになっておられるのでしょうか。また、そのための財源についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

私は、これまで山林や山村に配分されてきた公共事業費のあり方を見直してはどうかと考えます。つまり、これまで、政府の方でも、むだである、あるいは環境破壊であると批判を浴びて、農道事業や一部の大規模林道の事業を中止しように、コンクリートとかアスファルトや無数の治山ダムで山を破壊するのではなく、本当に森林の育成やその担い手を育てることに役立つよう、税金が次の世代に生かされるよう、予算の重点を移すといったあたりが考えられると思えますが、財務大臣並びに農林水産大臣の御見解を伺います。(拍手)

次に、担い手の問題について、もう少し詳しく質問をいたします。

担い手を育てるといふことは、森林を育てるといふことと一体のもので、この点についてもこの法案では、一定の方向性は示されていますが、担い手がどのように確保されるのかは明確ではありません。現場で言われている切実な声としては、林業をやりたいという若者はいるのだが、その受け皿がない、危険な上に収入が安定しない、後を継いでほしいとはなかなか言えないといったことで後継者が育たないというものです。

この点を解決するには、収入を含め、労働環境の改善を図るための施策が必要ではないでしょうか。

か。法案には、「教育、研究及び普及の事業の充実その他必要な施策を講ずる」とありますが、果たして、これだけ担い手は本当に育つのでしょうか。具体策について、農林水産大臣の明確な御答弁をお願いします。

私は、林業をやることに對しての、直接支払いや所得補償などの思い切った政策の導入が必要だと考えていますが、このことについても、大臣のお考えをお聞かせください。

次に、森林・林業基本計画について伺います。政府は、これまでの林業基本法の中で、森林資源に関する基本計画や林産物の需要供給に關する長期見通しを立て、林産物の需給や価格の安定を講ずるものとしてきました。しかし、計画と実績は大きく乖離し、長期見通しが破綻したことは、政府が一番熟知されていることだと思います。

この一部改正案においても、政府は、林産物の供給や利用に關する目標を定めることになっていきますが、従来の長期見通しや計画とどこが違うのでしょうか。また、今回の法案による計画の実効性を担保するものは一体何なのでしょう。農林水産大臣にお伺いをいたします。

政府は、目標の実効性を確保するために、国産材の利用に關する目標を具体的な数量で示すとしています。この数量目標の設定が国民の実際の消費とどうつながっていくのかは明確ではありません。国産材の育成が実際の供給や消費につながるに終ります。

法案では、政府が消費に關する指針も定めることになっていきます。しかし、国産材の消費につながる具体的な施策は見えてきません。政府は国産材の消費についてどのような施策を講じているのでしょうか。農林水産大臣にお伺いをいたします。

また、環境を重視して立てられる供給量の目標は、市場原理ではなく、森林育成や需要促進の観点から設定される必要があると私は考えておりますが、いかがでしょうか。もちろん、原生林や広

葉樹を伐採するのではなく、健全に育てるべき木を育てるべき場所を育て、そして健全に切るという発想です。農林水産大臣の御見解を伺います。

外材への依存構造からどう脱却するかということについても質問をいたします。

日本の木材の利用は、外材利用が八〇%、国産材の利用が二〇%という中で、国産材は、外材の価格に連動させられる形で価格を引き下げざるを得ないというのが実態です。この実情を改善し、国産材の利用を促進するための有効な施策は考えられないのでしょうか、農林水産大臣にお伺いをいたします。

国産材の自給率向上にこだわらるもう一つの側面は、国際的環境保全の見地からも重要だからです。

国際的な批判も浴びている、日本企業による熱帯雨林やシベリアの森林の乱伐、それが、環境破壊を引き起こし、一種の南北問題に発展しています。一九九二年の地球サミットでは、森林原則声明が採択されました。この声明は、森林の保全と利用を両立させ、持続可能な森林経営を理念とするものです。

私は、必要な木材はできる限り国内で生産することを基本とすべきだと考えます。また、できるだけ身近な資源を利用し、循環させることは、エネルギー保全にもつながります。日本の国土の七〇%は森林であり、世界第三位の森林国です。そんな国が、自分の国の木材は採算がとれないから利用しないとか、国外の木材は安いから幾らでも伐採して利用するというのでは、国際的に通用するはずがありません。

そこで、木材の自給率向上に取り組みべきだと考えますが、農林水産大臣の御見解をお聞かせください。

冒頭に申し上げました。私は農家の娘です。林業とか農業の大変さは、よくわかります。実家にいたころは、農業なんて絶対にやりたくないとい

うふううに思っていました。そして、なりふり構わず、泥だらけになって働く両親を眺めずかしと想ったこともありましたが、しかし、大変な仕事ながらも、生き生きと働く喜びを持って木を育てている家族を、私は今、誇りに思います。(拍手)

私たちの心を豊かにしてくれる自然環境、その保全の一端を担う林業を営む人々が、また、これから林業に携わっていくという人たちが、喜びを持って働くことができる、これが私たちの望みではないでしょうか。そんな願いを酌んでの大臣からの御答弁を期待して、私の質問を終わりにいたします。(拍手)

(国務大臣塩川正十郎君登壇)

○国務大臣(塩川正十郎君) お答えいたします。先ほどの御質問の中で、森林を破壊するようなダムとか林道の建設への投資をやめて、もっと人材育成に尽くすべきではないかとおっしゃっておいでした。

人材育成は私たちも大いに賛成でございますが、しかし、ダムの建設や林道の建設というものは、山を健全に守っていくためにはやはり必要なものであると思っております。それは、一つは、山地の災害を防ぐことでもあり、一方においては、林道の整備を通じてより健やかな、いい森林をつくるためでございます。

したがって、林道並びにダムにつきましては、その建設について、十分に環境破壊との関係を考慮しながら、必要なものは進めていくという方針をとらざるを得ないのであります。

なお、人材育成につきましては、私も大いに賛成でございますし、どうぞ、そういうことにおきます積極的な施策を展開するよう協力いたしてまいります。

以上であります。(拍手)

(国務大臣武部勤君登壇)

○国務大臣(武部勤君) 最もお若い、新緑にも匹敵する原議員から、さわやかな、心温まる、まこ

とに整理されたすばらしい御質問をいただきました。大変感激いたしました。(拍手)

私の答弁は、御質問に順序よくお答えできないかもしれませんが、お許しをいただきたいと思えます。

まず、森林の有する多面的機能に配慮した林業経営の実現のために、森林の果たすべき機能に応じた施策への誘導を図りつつ、効率的、安定的な林業経営を育成、確保する、かような必要を感じております。

このため、育成すべき担い手の明確化と、これらの者への受委託等による施業や経営の集約化の促進、林道等の整備や機械化による生産コストの低減等を図ってまいらなければならない、かように存じております。

次に、林業者への支援の財源についてであります。効率的、安定的な林業経営を育成、確保するために、今後とも、森林の整備、保全への支援、生産性の向上、木材の需要の開拓等の施策を総合的に講じる必要がございます。これに必要な財源については、施策の重点化、効率化を行いながら、その確保に最大限努力してまいりたいと存じます。

次に、林野公共事業の見直しについてでございます。林野公共事業は、国民の要請にこたえ、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくためには、極めて重要な事業であると存じます。これまでも、造林、林道の整備、また治山施設の配備等を行い、豊かな森林の育成、整備を進めてきたところでございますが、今後とも、森林整備や担い手の確保・育成対策に資するよう、重点的かつ効率的な事業の推進に努めてまいりたいと存じます。

次に、林業の担い手確保についてのお尋ねでございます。林業就業者を確保、育成していく上で、就業者

の処遇の改善が重要であることは言うまでもございません。そのように認識しております。

このため、生産性の向上等により事業体の収益性を高めることを通じて、安定的な事業量の確保とともに、通年雇用化等、そこで働く就業者の処遇の改善を図ってまいりたいと考えております。

あわせて、林業の担い手確保のための林業者への所得補償についてのお尋ねがございました。担い手の確保については、先ほど申し述べましたような施策を推進していく一方で、森林所有者等が行う、森林施業の計画的かつ一体的な実施に不可欠な森林の現況調査等の活動に対する支援を、今回の森林・林業基本法案に位置づけるとともに、現在、その具体化に向け検討を行っている次第でございます。

続いて、森林・林業基本計画と従来の計画との相違についてのお尋ねがございました。現行の資源基本計画及び林産物の需給に関する長期見通しは、森林整備の基本方向と重要な林産物の長期的な需要及び供給の見通しを示したものであります。

これに対して、森林・林業基本計画は、施策の基本方針、森林の整備及び保全の指針としての目標と林産物の供給及び利用の目標、政府として講ずべき施策等を総合的に盛り込んだ計画でございます。また、森林・林業、木材産業関係者はもとより、広く国民の取り組みべき課題や国の施策の方向を明らかにするものであります。

また、森林・林業基本計画の実効性をどのよう

に担保するのかについて申し上げます。基本計画に掲げる目標を達成するには、施策の着実な推進とともに、森林所有者など関係者一体となった取り組みが求められます。

このため、基本計画においては、関係者が取り組むべき課題を明らかにし、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めるとともに、これを具

を通じ、その実効性の確保を図ることとしたして
おります。

次に、国産材の消費拡大をどのように図って
いかかというお尋ねがございました。

木材は、人や環境に優しいすぐれた資材であ
り、その利用を通じて、我が国林業の活性化、森
林の適切な管理に資するものであります。

このため、木材利用について国民への普及啓発
を図るとともに、住宅や公共施設等への地域材利
用の促進、またバイオマスエネルギーとしての利
用など、木材、とりわけ国産材の需要拡大に取り
組んでまいりたいと考えております。

また、林産物の供給・利用目標についてお尋ね
がございました。

この目標については、望ましい森林施業のあり
方や、それに伴い産出される木材の供給量、品
質・性能等に係る消費者ニーズを踏まえ、関係者
が取り組むべき課題を明らかにし、当面目標とす
べき具体的な木材の供給・利用量や木材利用の方
向について提示することを想定しております。

今後、この目標を含めた基本計画に基づき、望
ましい森林施業と、人や環境に優しい素材である
木材の利用の意義について、国民の理解を得つ
つ、木材利用の促進を図ってまいりたいと存じま
す。

次に、国産材の利用促進について申し上げます。

国産材の利用を促進するためには、品質・性能
の明確な製品を低コストで安定的に供給するこ
とが重要であります。

このため、乾燥材等の供給体制の整備や加工、
流通の拠点施設の整備等により木材の安定供給体
制をつくり、需要者のニーズに合った国産材の供
給を図ることにより、その利用を促進していく考
えであります。

最後に、国際的な環境保全の観点から木材の自
給率の向上に取り組むべきとの御指摘がございま
した。

全く同感でございます。

我が国の木材輸入により、輸出国の森林の有す
る多面的機能が失われることがないよう、我が国
として配慮することは大変重要なことと考えてお
ります。

また、国産材の利用の促進が、我が国の森林の
有する多面的機能の発揮及びそれを支える林業の
健全な発展に極めて重要な役割を果たしているこ
とから、引き続き、国産材の需要の拡大に努めて
まいります。

以上、答弁いたします。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたし
ました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いた
します。

午後二時十六分散会

出席国務大臣

- 法務大臣 森山 眞弓君
- 外務大臣 田中眞紀子君
- 財務大臣 塩川正二郎君
- 農林水産大臣 武部 勤君
- 国土交通大臣 扇 千景君
- 農林水産副大臣 遠藤 武彦君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、昨三十日、参議院議長から、次の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。

農業者年金基本法の一部を改正する法律
(報告書及び文書受領)

一、去る二十九日、内閣から次の報告書及び文書
を受領した。

環境基本法第十二条第一項の規定に基づく平成
十二年度環境の状況に関する年次報告

環境基本法第十二条第二項の規定に基づく平成
十三年度において講じようとする環境の保全に
関する施策についての文書

一、去る二十九日、内閣から次の報告書を受領し
た。

国際労働機関憲章第十九条の規定による二十年
の国際労働機関第八十八回総会において採択さ
れた条約及び勧告に関する報告書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十九日、議長において、次のとおり常
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

- 伊藤 忠治君
- 山村 健君
- 矢島 恒夫君
- 生方 幸夫君
- 手塚 仁雄君
- 大森 猛君

補欠

- 手塚 仁雄君
- 生方 幸夫君
- 大森 猛君
- 山村 健君
- 伊藤 忠治君
- 矢島 恒夫君

法務委員

辞任

- 中川 昭一君
- 西田 司君
- 松宮 勲君
- 不破 哲三君
- 奥山 茂彦君
- 栗原 博久君
- 増原 義剛君
- 瀬古由起子君

補欠

- 栗原 博久君
- 奥山 茂彦君
- 増原 義剛君
- 瀬古由起子君
- 西田 司君
- 中川 昭一君
- 松宮 勲君
- 不破 哲三君

文部科学委員

辞任

- 杉山 憲夫君
- 山元 勉君
- 北村 直人君
- 家西 悟君

補欠

- 北村 直人君
- 家西 悟君
- 杉山 憲夫君
- 山元 勉君

厚生労働委員

辞任

- 奥山 茂彦君
- 橋高 剛君
- 木島日出夫君
- 桜田 義孝君
- 菱田 嘉明君
- 都築 讓君
- 瀬古由起子君

補欠

- 桜田 義孝君
- 都築 讓君
- 瀬古由起子君
- 奥山 茂彦君
- 橋高 剛君
- 木島日出夫君

農林水産委員

辞任

- 上川 陽子君
- 七条 明君
- 後藤 茂之君
- 城島 正光君
- 永田 寿康君
- 江田 康幸君
- 江田 宗明君
- 鮫島 宗明君
- 平井 卓也君
- 山本 公一君
- 山本 公一君
- 日野 市朗君
- 漆原 良夫君
- 牧 義夫君
- 松原 仁君

補欠

- 平井 卓也君
- 山本 公一君
- 日野 市朗君
- 鮫島 宗明君
- 牧 義夫君
- 漆原 良夫君
- 松原 仁君
- 上川 陽子君
- 七条 明君
- 後藤 茂之君
- 江田 康幸君
- 永田 寿康君
- 城島 正光君

国土交通委員

辞任

- 坂本 剛二君
- 大谷 信盛君
- 下地 幹郎君
- 中村 哲治君

補欠

- 下地 幹郎君
- 中村 哲治君
- 坂本 剛二君
- 大谷 信盛君

議院運営委員

辞任

- 松宮 勲君
- 永田 寿康君
- 林 省之介君
- 山谷えり子君

補欠

- 林 省之介君
- 山谷えり子君
- 松宮 勲君
- 永田 寿康君

一、昨三十日、議長において、次のとおり常任委
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

虎島 和夫君

前田 雄吉君

金田 英行君

武正 公一君

文部科学委員

辞任

杉山 憲夫君

西川 京子君

国土交通委員

辞任

倉田 雅年君

坂本 剛二君

川内 博史君

細川 律夫君

前原 誠司君

大幡 基夫君

竹下 巨君

三ッ林隆志君

井上 和雄君

手塚 仁雄君

肥田美代子君

赤嶺 政賢君

赤嶺 政賢君

補欠

金田 英行君

武正 公一君

虎島 和夫君

前田 雄吉君

補欠

西川 京子君

杉山 憲夫君

補欠

竹下 巨君

三ッ林隆志君

井上 和雄君

肥田美代子君

手塚 仁雄君

赤嶺 政賢君

倉田 雅年君

坂本 剛二君

川内 博史君

前原 誠司君

細川 律夫君

大幡 基夫君

大幡 基夫君

(議案提出)

一、去る二十九日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

漁港法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

一、去る二十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成十二年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)

平成十二年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)

平成十二年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)

平成十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)(承諾を求めるの件)

一、昨三十日、議員から提出した議案は次のとおりである。

特定融資契約に関する法律の一部を改正する法律案(塩崎恭久君外四名提出)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出)

小型船舶の登録等に関する法律案(内閣提出第九一号)

以上二件 国土交通委員会 付託

一、昨三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

計量法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)(参議院送付) 経済産業委員会 付託

一、去る二十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

商工会法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案

自動車運搬代行業の業務の適正化に関する法律案

一、去る二十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

漁港法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

(議案通知)

一、去る二十九日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案(細川律夫君外二名提出)

(議案通知書受領)

一、昨三十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

農業者年金基本法の一部を改正する法律案

(答弁書受領)

一、去る二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

平成十二年四月十九日提出 質問 第五七号

奄美群島周辺海域における大中型まき網漁船の操業禁止区域に関する質問主意書

提出者 赤嶺 政賢 小沢 和秋

奄美群島周辺海域における大中型まき網漁船の操業禁止区域に関する質問主意書

奄美群島は、大島本島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島などの島嶼群から成り立っている。奄美周辺海域は、珊瑚礁に囲まれ、黒潮の影響によって、かつお、まぐろ、あじ、むつ、かんぱち、めだい、いかなど多種少量の漁業資源が生息、回遊している。奄美の漁業者は、離島というハンディを背負いながら、漁具、漁法、漁場や養殖種苗の開発に努力を重ねつつ、主として一本釣り、はえ縄、曳縄漁業等を行っている。しかし一九八二年頃から鹿児島県外の大中小型まき網漁船の奄美周辺海域での操業以来、沿岸水産資源の減少は著しく、沿岸零細漁民は、将来に対して大きな不安を抱いている。特に、奄美の大中小型まき網漁船の操業禁止区域が、奄美海域の距岸から四千メートルと狭い範囲の水域であることから、まき網漁船による漁業資源の枯渇が進行し、沿岸零細漁民の漁業経営の悪化が懸念されている。資源保存・管理の面からも看過できない問題であり早期解決が求められている。

そこで次の事項について質問する。

一 奄美群島の漁業者は、主に鹿児島県外の大中小型まき網漁船による長年にわたる奄美周辺海域の操業によって、水産資源の枯渇状況にあると指摘しているが、このことについて水産庁はどのような現状認識をもっているのか。また水産庁は奄美周辺海域の水産資源の枯渇状況及び沿岸零細漁民の漁業経営の実情について把握しているのか、把握しているとすればその実態がどうい

うものか明らかにされたい。

二 奄美群島の漁業者は、奄美周辺海域の水産資源が枯渇状況にあり、沿岸漁業の振興も著しく阻害されており、資源の保存・管理は急務を要すると訴えているが、これに対して水産庁としてはどのような対策が必要だと考えているのか。

三 奄美群島の漁業者は、水産資源の保存・管理、沿岸部漁民の漁業経営の安定・維持のために、奄美群島周辺海域における大中型まき網漁船の操業禁止区域を、現行の距岸四千メートルを二万メートルに拡大することを強く要求しているが、これについてどう考えるのか。

四 大中型まき網漁業者は、奄美の漁業者が求めている資源の保存・管理の必要性については理解を示し、同様の認識を持ってはいるが、まき網漁船の操業禁止区域の拡大が実施された場合、まき網漁業の経営悪化、まき網漁業で成り立っている町村の衰退に繋がるとして危機感を持っており、まき網漁船の操業禁止区域の拡大に難色を示している。仮にまき網漁船の操業禁止区域を拡大した場合に、まき網漁業者が被る漁業経営の悪化、まき網漁業を基幹産業としている町村の衰退という困難な問題が生じることが予想される。これに対して国としてならんかの対策を講ずる用意があるのか。また、この問題は、双方の漁業関係者の納得いく十分な話し合いをもとに水産庁が積極的に関わって解決をはかるべきではないのか。

五 奄美群島における現行の大中型まき網漁船の操業禁止区域は、一九六三年二月一日農林省告示第九六号。この告示によって、奄美群島は距岸から四千メートル以内の海域とされ、沖繩は二万メートル、対馬が一万二千六百五十六メートル、佐渡島が九千四百九十二メートル、隠岐島が一万二千六百五十六メートルと、操業禁止区域がそれぞれ異なっているがこれはどのような条件を基に考慮して決定されたのか、その経緯と理由を

示されたい。

六 大中型まき網漁業者が、奄美群島の大中型まき網漁船の操業禁止区域四千メートル以内で操業するということは、まき網漁船に係る操業条件に違反する行為だと思つたがその通りか。その場合に、まき網漁船の漁業許可・斉更新の際に、その違法操業が漁業法五十七条(許可又は起業の認可)についての適格性に基つき適格性を有しないと、許可をしなかつた事例は過去においてあるのか。

七 二〇〇二年八月一日の大中型まき網漁船の漁業許可の一斉更新にあたり、奄美周辺海域で操業する大中型まき網漁船の漁業許可更新の際には、操業区域、操業条件等について、まき網漁業関係者だけでなく、奄美の漁業関係者(奄美群島水産振興協議会)等の意見を聴取する機会を是非つくるべきだと考えるが、その意思はあるか。右質問する。

内閣衆質一五一第五七号
平成十三年五月二十九日
内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員赤嶺政賢君外一名提出奄美群島周辺海域における大中型まき網漁船の操業禁止区域に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。(別紙)

衆議院議員赤嶺政賢君外一名提出奄美群島周辺海域における大中型まき網漁船の操業禁止区域に関する質問に対する答弁書

ただし、大中型まき網漁業で漁獲する主な魚種のうち、ゴマサバの資源状況は、高位・増加傾向となっており、ムロアジの資源状況は、低位・減少傾向となつてい

また、農林水産省が公表している「漁業経済調査報告(漁家の部)」により東シナ海区の海面漁業漁家の平成七年から平成十一年までの五年間の経営状況をみると、漁業収入が約一割低下したこと等に伴い、漁業所得は約二割低下している。

二について
御指摘の奄美群島周辺海域を含めた我が国周辺海域の水産資源の保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)に基づき、漁獲量の総量管理制度を適切に実施しているところであるが、本制度を補完し、水産資源の一層の保存及び管理を図るため、新たに漁船の操業日数等の最高限度を設定する制度を創設すること等を内容とする同法の一部改正法案を今国会に提出したところである。

三及び四について
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十二条第一項の規定による指定漁業については、水産動植物の繁殖保護又は漁業取締りその他漁業調整の観点から、関係する漁業者や都道府県等の意見を踏まえ、操業禁止区域が設定されてお

り、同区域の新たな設定又は区域の変更についても、同様の観点から関係者の意見を十分に聴いて、総合的に検討した上で行うこととされている。

たところである。操業禁止区域の見直しに当たっては、関係する漁業者の意見が一致していることが求められるが、現在、両当事者間で前述の追加提案に係る協議がもたれているところであり、水産庁においては、当該協議が十分に行われるよう指導しているところである。

五について
昭和三十七年以前においては、総トン数六十トン未満の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業の規制は都道府県知事により行われ、操業禁止区域が定められていたが、昭和三十八年の漁業法改正に伴い、総トン数四十トン以上の動力漁船によりまき網を使用する漁業が農林大臣の管轄となり、その際、当該都道府県知事が設定した操業禁止区域は、新たに農林大臣の設定する操業禁止区域に切り替えられた。これらの農林大臣が設定した操業禁止区域は、当該都道府県知事による規制の実態を尊重するとともに、関係する漁業者や中央漁業調整審議会の意見を聴いて、水産動植物の繁殖保護又は漁業取締りその他漁業調整の観点から総合的に検討した上で定められたものである。

六について
大中型まき網漁業に係る操業禁止区域については、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和二十八年農林省令第五号)別表第二において定められており、御指摘の操業禁止区域で

の大中型まき網漁業による操業は、同令第十八条に違反する行為である。
お尋ねの違法操業を理由として指定漁業の許可をしなかつた事例は、過去においてない。

七について
指定漁業の許可の際には、従来から、操業区域等について、必要に応じて関係する漁業者や都道府県から意見を聴取しているところであり、今後とも関係者の意見を聴取するよう努めてまいりたい。

平成十三年四月二十七日提出
質問 第六〇〇号

有明海再生と漁民等の生活をまもる緊急対策
に関する質問主意書

提出者

小沢 和秋

赤嶺 政賢

有明海再生と漁民等の生活をまもる緊急対策
策に関する質問主意書

有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会(第三者委員会)は、二月二十七日に諫早湾干拓の「潮受け堤防の水門をあげて調査」を提言したが、農水省は水門を開放し調整池に海水を入れる時期を明らかにしなかった。それどころか農水省は、四月十七日の同委員会「干拓地の排水門を閉めたままで行う現状把握は、少なくとも四季を通じて一年間が必要」と提案し、第三者委員会は漁民代表等の委員の猛烈な反発がある中、これを認めた。これは水門を開放し調整池に海水を入れるまで一年以上かかるということである。関係漁民の間には「今年のノリ作付はできないのではないか」という不安が広がっていたが、水門開放の時期が来春以降に先のばしになったことで、改めて大きな失望と怒りがわき起こっている。

有明海はかつて「宝の海」と呼ばれ、全国有数の漁獲量を誇ってきた。それが一九九〇年の諫早湾干拓潮受け堤防工事着工後、一九九九年までの間に年間漁業生産量は約八万七千トンから約二万八千トンに激減し、さらに一九九七年の堤防閉め切り後、わずかに四年で養殖ノリの生産量も約四十四億枚から約二十一億枚へと激減、今や「死の海」になろうとしている。沿岸漁民が「宝の海を返せ」と立ち上がっているのは当然である。小沢は昨年二回にわたって質問主意書を提出し、有明海の漁獲量の推移についてたずねたが、政府は「さしたる変化はない」と、この重大な事態を認めようとしなかった。こういう干拓事業を強引に押し進める政府の姿勢こそが、有明海を瀕死の状態に追い込

み、沿岸漁民はもちろん関連産業に従事する人たちまでを苦境に立たせていることは明らかである。

よって、次のとおり質問する。いずれも改めて調査する必要がある問題と思われるので、国会法を遵守し七日以内に答弁されたい。

(一) 四季を通じて一年間の調査というが、干拓事業をあくまで推進するために持ち出されたものとしか考えられない。調整池の中にはこの四年間海水を入れておらず、それがどれほど深刻な水質悪化を引き起こしているかは現状を調査すれば十分である。いったい今から何を一年かけて調査し検討するのか。一日も早くヘド口を巻き上げないような方法で水門を開放し、湾内に海水を入れる調査に着手すべきと考えるが、なぜそれができないのか。

(二) 二月二十八日の予算委員会での小沢の質問に対し、農水大臣は「もし水門を開けるとなれば梅雨前と早期開放を示唆し、その後も「第三者委員会の委員が一人でも水門を開けると言えれば開けるをえない」とまで発言し、漁民に期待を抱かせた。しかし、第三者委員会では数名の委員がただちに水門を開放するよう要求したが、これに応じなかった。その後は「排水門を開ける前の調査をやらなければならぬ」とし、開門前の調査がどのくらいかかるかは技術屋じゃないからわからない」と態度を後退させ、ついに今回、水門開放を一年後に先送りするに至った。こういう当初と全くかけ離れた大臣と農水省の無責任な態度に漁民が反発するのは当然である。なぜこのようにくるくる態度を変えたのか。

(三) 農水省は第三者委員会で、水門開放に伴う被害が出ないような対策をとることが実施困難として、「開門に当たっては調整池水位をマイナス一メートル以下に保ち、短期間でできる範囲で海水を出入りさせると提案し

た。これは第三者委員会が提言した「できるだけ大量の海水を出入りさせ、数年間にわたり連続的に開門して調査すること」を完全に否定するものではないか。また、マイナス一メートル以下に水位を保てば海水の流入量も少ないし、しかも短期であれば、一水門を開放しても有明海全域の水質にさしたる変化はなかった」という結論になってしまふことは明らかではないか。

(四) 調整池水位をマイナス一メートルに保てば、干拓工事継続が可能になる。農水省は「いったん中断していた干拓工事をすでに部分的に再開しており、近く内部堤防前面を除き工事をほぼ全面再開しよう」と画策している。「堤防外の環境に悪影響を与える可能性のある工事は凍結することが望ましい」という第三者委員会の提言を逆手にとったという態度に漁民が納得しないのは当然である。農水省はあくまで工事を続行することに固執し、水門開放が困難だと主張しているのではないか。まじめに有明海異変の原因究明を進めようというのであれば、少なくとも今後の干拓工事見直しなどに支障がないよう、工事を全面的に止めるべきではないか。

(五) 一九九三年に九州農政局は、干拓事業が諫早湾内のタイラギ漁場と与える影響を調査し、タイラギ不漁の原因と対策を検討するため「漁場調査委員会」を設置した。しかし、それから八年たつのに一九九七年以来会議も開かれていない。早急な説明が求められていたにもかかわらず、漁民には今年三月中に出す」と約束していた調査報告もいまだに出していない。この委員会がどのように議論し、今日に至っているのか。詳細にその経過を、今日に至っても結論を出さない理由を明らかにされたい。今回の第三者委員会が、その二の舞にならぬ保証があるか。今後の調査検討の見通しを示されたい。

(六) 有明海は大きな干満差と速い潮流があるた

め海水が攪拌され、これまで富栄養化しながらも潮受け堤防閉め切り前までは大きな赤潮被害は発生しなかった。月の引力による潮汐振動と有明海独自の固有振動との共振によって、大きな干満差と速い潮流がもたらされたが、干拓による急激な地形変化のため有明海の共振がなくなり、潮位と潮流が変化したと多くの研究者が指摘している。干拓工事が原因で共振がなくなり潮位と潮流が変化し、赤潮多発・漁獲量激減・ノリ不作が起ったと思うが、国はどう考えるか。

(七) 漁獲量の激減やノリ不作を招いたのは、そもそも干拓事業のアセスメントの際に、農水省が諫早湾外に与える影響はわずかかと結論づけ、強引に事業を始めたことによる。諫早湾干拓事業の前には「南総計画」に際し、佐賀県が詳細な科学的データを使って独自に行ったアセスメントは、諫早湾外の漁業資源に甚大な影響を与えること、潮の流速と栄養塩濃度低下によるノリの生産低下の懸念があるという結果を出している。これは重要な指摘である。諫早湾の閉め切り面積で見ると諫早干拓は南総計画の約三分の一だが、湾奥の広大な干潟を消滅させた点は全く同じである。十分な調査もせず、干拓の影響はわずかだと決めつけた農水省は、厳しく反省すべきではないか。諫早干潟は人体にたとえれば有明海全体の浄化機能をもつ腎臓と、稚仔魚を育成する子宮のような機能をあわせ持っていた。干拓工事はこれらの機能を二つとも破壊したのではないか。

(八) 国の発表によっても諫早湾干拓の費用対効果は、一・〇一、あとかわずか工事費が増えただけでこの事業は実施要件を満たさないことになる。最近「市民版」の事業再評価が諫早干潟緊急救済東京事務所等から発表されたが、ここでは費用対効果はどんなに多く見積もっても〇・三にしかならないとされている。水産業不振や人口三十万人の浄化能力を持つ十

濁の消失など、貨幣評価可能な損失を費用として算入すべきであり、誰が考えても現在では実質的に一・〇をはるかに切っていることは明らかである。今年はその事業再評価が行われるが、今や再評価を行うまでもなく、この事業はすでにその意義を失っているのではないかと、現時点での費用対効果の数字と論拠を詳細に答えられたい。

(九) 政府発表の一〇の一の費用対効果の内訳を見ると、農業外効果が八十%以上を占め、しかも国土造成効果という正体不明なものまで効果に入れている。これは効果の水増しではないか。農業外効果が五十%を超えること自体、土地改良法の趣旨に反し違法ではないか。また、農水省が従来とってきた見解、すなわち農業外効果が五十%を超える事業については、土地改良事業として実施するのではなく、他事業と協同で行うか、又は事業計画を改めることが必要であるとする見解にも反するのではないかと、さらに干拓目的が防災・工事中心というなら、なぜ国七交通省が事業主体にならないのか。

(十) 造成される農地での入植者説明会が今年初めに開かれる予定だったが、無期延期となっている。開催の目途は立っていないというが、対応に迫られて手が回らないのではなく、入植農家確保の見通しがないので先送りしているのではないかと、なぜ先送りしているのか明らかにされたい。また、現在までに入植の意思が明確な農家が何戸あり、何ヘクタールの分譲を求め、どのような営農計画を持っているのか具体的に明らかにされたい。

(十一) 国は一九八六年に、諫早市内の三十一町を、潮受け堤防を造らなければ高潮被害を受ける恐れがあるとして被害地域に想定し、干拓の防災効果の根拠にしてきた。国は翌年この想定地域から八町を除外したが、正式に事業計画から削除したのは一九九九年になっ

てからである。長崎県は初めからこの事実を知っていたが公表せず、諫早市にも防潮効果があるのかとよく言いつづけてきた。国はなぜ八町を高潮被害地域から除外しながら、そのことを十二年間も諫早市に明らかにしなかったのか。理由と経過を明らかにされたい。

(十二) 一部に防災を理由に潮受け堤防の水門を開放することに反対し、工事の統行を要求する声がある。しかし、諫早市街地の洪水対策についてはこの堤防は何の効果もないのではないかと。本年三月の長崎県議会での日本共産党中田晋介議員の質問に対し、県農林部の諫早湾干拓担当参事監は「干拓の効果としては、中心部の対策とかの効果としては認めません。都市部の上の方の洪水対策への効果としては見ておりません」と答弁し、洪水対策として干拓が機能しないことを長崎県当局自身も認めた。国はどう考えるか。

(十三) 干拓地周辺と同じような低平地を抱える佐賀県では、干拓堤防の強化やかさ上げ、百カ所を超える揚排水ポンプを整備することに、より高潮及び内水浸水被害に備え、かつてはひどかった浸水被害を大きく減らしている実績がある。諫早でも海岸に近い低平地の浸水対策については、旧海岸堤防の補強、大型ポンプ増設、水路や水門の整備などを急ぐことこそ求められているのではないかと。

(十四) 有明海沿岸四県のノリ生産額は昨年十一月から今年三月までの五カ月間で、前年同期比で約百五十四億円の減収となっている。国は緊急対策として融資枠の拡大等の金融支援を打ち出したが、ノリ漁民はノリ生産に関わる機械器具等の購入のために多額の借金を抱えている。漁場回復の目途が立っていない状態で、これ以上の借金をすることはできないというのが、多数の漁民の声である。今回の養殖ノリ不作は、明らかに政府の諫早湾干拓事業強行の結果として引き起こされた

ものであり、漁民に対し政府が全面的に補償を行う責任があるのではないかと。

(十五) 農水大臣は第三者委員会で、「水門の開放が来春以降になり、またノリが不作の事態になった場合に備え、経営安定のための対応を図りたい」と発言した。具体的にどのようなことを検討しているのか。

(十六) 九州農政局と、有明海沿岸三県(福岡・佐賀・熊本)漁連及び長崎県の漁業権者会との間で一九八七年に、干拓事業により予測しえなかった新たな被害又は支障が生じた場合には、誠意をもって協議し、解決するよう努めるという内容の確認書を取り交わしている。干拓事業の過程で、とりわけ潮受け堤防工事着工直後から漁獲量が激減し、堤防閉め切り以降ノリ不作が起きているのだから、確認書にもとづき関係漁連等と対策、補償等について協議を行うのが当然ではないか。

(十七) 干拓工事中断によって仕事と収入を失っている人は、その多くが干拓によって漁業を続けることができず工事に就労していた元漁民であり、度重なる失業によって生活はきわめて深刻な打撃を受けている。この人々に政府の責任で、最優先で就労の場をつくるべきではないか。

(十八) 所得の場を失った漁民に対し、諫早湾干拓再生や有明海の水産業振興のために必要な公共事業など、就労の場を設けることが緊急の課題となっている。国は関係四県の労働局と連絡をとって検討するというのが、早急に結論を出さなければならない。具体的にどのように進め、現在の状況はどうなっているのか。また、養殖ノリ漁民だけでなく、干拓工事で大打撃を受けているすべての漁民も、さらに漁業関連の産業に従事している地域中小業者も緊急援助の対象とするのが当然ではないか。

内閣衆質一五一第六〇号
平成十三年五月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿
衆議院議員小沢和秋君外一名提出有明海再生と漁民等の生活をまもる緊急対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員小沢和秋君外一名提出有明海再生と漁民等の生活をまもる緊急対策に関する質問に対する答弁書

(一) について
本年一月に農林水産省に設置された有識者及び漁業者から構成される有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会(以下「委員会」という。)において、三月二十七日に、第一回から第三回までの委員会の議論の結果を踏まえ、「有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会(第一、二回)の委員長とめ(以下「委員長とめ」という。))が取りまとめられたところである。

委員長とめにおいて、平成十一年度の有明海におけるノリ不作等の原因究明に係る調査(以下「本調査」という。)については、「ノリ不作が生じた環境について検討するのであるから、その環境ができるだけ変化しない条件でまず行うことに留意すべきであろう。このことを考えれば諫早干拓地の排水門の常時開閉には技術的に克服すべき問題もあり、まず閉めたまま、十分な調査を行って現状把握を行うことが必要である。」とされている。

農林水産省においては、委員長とめを最大限尊重し、本年度から、関係省庁及び有明海沿岸各県等の関係機関と共同で有明海の水質、底質及び生態系の現状把握と環境変動の要因分析に着手したところであり、あわせて、海象メカニズムの分析・解明等を行うこととしている。

(二) について
御指摘の第三者委員会の委員が一人でも水門を開けるといえば開けざるをえないとの発

言は、本年二月二日に記者の質問に対して前農林水産大臣が答えたものであるが、翌三日の記者会見において前農林水産大臣は、前日の発言の趣旨は、そのような意見があれば委員会で取り上げることである旨述べているところであり、政府としては、本調査の実施に当たっては、委員会の議論の結果を最大限尊重するというのが、これまでの一貫した考え方である。

なお、本年四月十七日に開催された第四回の委員会においては、委員長が「まずは現況の把握が必要である」ということで、それには四季の変化も押さえないといけないから、少なくとも一年間、とりあえずの現状で調査をしていただく」とまとめており、これを踏まえ、本調査を進めていく考えである。

(二)について
委員長はじめにおいて、本調査については、一まず閉めたままで、十分な調査を行って現状把握を行うことが必要である」とされているが、それに関連して国営諫早湾土地改良事業(以下「本事業」という)の潮受堤防の排水門を開門して行う調査(以下「開門調査」という)については、将来、比較のため、また、干拓地の機能を知るために排水門を開門する必要があると思われるが、排水門を開門することによって被害を生ずることがあってはならないので、開門前に環境影響評価を行うとともに、影響対策を十分に施すことが求められる」とされたところである。

御指摘の第四回の委員会における農林水産省の提案は、開門調査の方法として、排水門における海水の流入出速度を排水門周辺の環境に急激な影響を与えないような、また、構造物の安全に影響のない範囲とし、防災機能にできるだけ影響を与えないよう調整池の水位を標高マイナスイートル以下に保つものであるが、これは、委員長はじめを踏まえつつ、できるだけ早期に開門調査に着手できるように、そのために

必要な最小限の対策を早急に行い、できる範囲で海水を入りさせる案として提案したものである。

開門調査の方法については、この提案を基に委員会において議論されているところである。

(四)について
本事業の工事については、委員長はじめにおいて、「現地調査に関しては、ノリ不作が生じた環境について検討するのであるから、その環境ができるだけ変化しない条件でまず行うことに留意すべきであろう。このことを考えれば諫早干拓地の排水門の常時開門には技術的に克服すべき問題もあり、まず閉めたままで、十分な調査を行って現状把握を行うことが必要である。これに関連して、干拓現場においても、堤防外の環境に悪影響を与える可能性のある工事は凍結することが望ましい」とされており、これを踏まえ実施する方針である。

なお、御指摘の「有明海異変の原因究明」については、委員長はじめにおいて、「有明海の環境悪化がどのようにして起きたかは今後解明しなければならぬ課題」とされており、(一)について述べたとおり、委員長はじめを最大限尊重し、開門調査の方法の検討も行いつつ、本調査を進めていく考えである。

(五)について
お尋ねの「漁場調査委員会」とは、本事業の工事施工に伴うタイラギ等漁場への影響に関する調査方法や調査結果(以下「漁場調査結果等」という)について、専門的な立場から助言及び指導を行うために農林水産省九州農政局諫早湾干拓事務所を設置された「諫早湾漁場調査委員会」(以下「調査委員会」という)であると考えられるが、調査委員会における検討の中で、タイラギの生息環境について更に十分調査することが必要であるとの結論に達したため、調査委員会に設置された学識経験者から構成される専門部会において、議論を重ねてきている。調査委員

会及び専門部会のこれまでの開催実績は、別表一のとおりである。

専門部会においては、タイラギの生息について、なお未解明な部分があり、収集したデータの評価及び検討に時間を要しているところである。

また、委員会の今後の検討見通しについては、次期ノリ漁期への対策に向けた中間取りまとめを本年九月中に行うべく、本年の八月及び九月に各一回ずつの委員会の開催を予定している。さらに、現状把握を含め、本調査の進捗よく状況の確認及び来年度の調査の検討のため、本年度末に委員会の開催を予定しているが、本調査の進捗よく状況や対策の検討状況等に応じ、それ以前に委員会を開催することも考えられる。

(六)について
委員長はじめにおいては、今回のノリの色落ちの原因となる珪藻赤潮については、「十一月の異常な降水、十二月に入ってから例年より非常に長い日照時間、このところ続いている高温・高塩分、などのいわば異常気象・海象が引き金になって生じた。もちろん珪藻の大発生には有明海の富栄養化が要因としてあることは事実であり、珪藻増殖の抑制に寄与するところがある」とあり、また、「有明海全体については、『漁業生産の落ち込み、各種生物の衰退・消滅も顕著で、明らかに有明海の環境は悪化している」と見られる。まだ知見が十分ではないが、潮汐等海洋の流動にも変化が見られるようである」とまとめられたところであり、この取りまとめを受け、有明海の環境悪化がどのようにして起きたかを解明するため、本調査を開始したところである。

(七)について
本事業に係る環境影響評価は、事業実施主体である農林水産省九州農政局が長崎県環境影響評価事務指導要綱(昭和五十五年七月一日付け

長崎県副知事通知)に基づき、環境への影響を予測するために必要な各種資料の収集及び現地調査を行い、その結果を学識経験者から構成される環境影響評価検討委員会で検討した上で成案を作成し、関係住民への公告、縦覧、説明会の開催等の手続を経て評価書として取りまとめに実施したものである。

また、干潟の消失については、委員長はじめの付属資料において、「有明海では、古くから土砂の堆積により干潟が発達する一方で、沿岸各地での干拓等により干潟の喪失が進んできた。しかしながら、最近では干拓事業による諫早湾内の干潟の喪失が最も大規模なものであり、それによる環境浄化能力の直接的低下、さらには、調整池内に溜まった富栄養化した水や浮泥の定期的排出による周辺環境の悪化や夏季の有毒赤潮の誘発との関係が懸念されており、具体的な因果関係を明らかにするための調査・研究が必要である。一方、諫早湾のみでなく、近年の有明海全体での自然の海岸線の減少が、本来、自然の感潮域が持つ、環境浄化や生物生産などの生態系維持における多面的機能を大きく減退させたとの指摘もあり、あわせて定量的な評価が必要であろう」とされているところであり、干潟の有する有明海全体の浄化機能と稚仔魚を育成する機能の評価も含め、有明海の環境変化がどのようにして起きたかを解明するため、本調査を開始したところである。

(八)について
本事業は、昭和六十一年着工に際して、「土地改良事業における経済効果の測定方法について」(昭和六十一年七月一日付け農林水産省構造改善局長通知。以下「構造改善局長通知」という)に基づき適正に費用対効果分析を行い、経済的妥当性を確認した上で事業に着手しているところであり、平成十一年事業計画変更時において、同様の検証を行っている。

平成十一年十二月に決定した国営課早湾土地改良事業変更計画において、事業施行後に見込まれる年増加見込効果額は百八十二億七千二百万円であり、これに基づく妥当投資額は二千五百八十七億七千九百万円である。一方、本事業の計画上の総事業費は二千四百九十億円であり、これについて過年度の投資額を変更計画作成時点(平成十年度)の投資額に換算した総事業費は二千五百五十九億八千万円である。この結果、本事業の費用対効果は一・〇となり、効果が費用を上回っているものである。

本事業の実施により見込まれる効果としては、作物生産効果、維持管理費節減効果、災害防止効果、一般交通等経費節減効果及び国土造成効果があり、その基礎データは事業計画変更時に用いたもので別表二のとおりであり、現時点ではこれが最新の数値である。

また、本事業については、「国営土地改良事業等再評価実施要領」(平成十年三月二十七日付け農林水産省構造改善局長、畜産局長通知)に基づき、本年度、再評価を行う予定であり、その中で事業の進捗状況、関係団体の意向、営農及び事業効果を取り巻く情勢の変化等を評価し、適切に対処してまいりたい。

なお、干潟の有する浄化能力の喪失などの外部不経済については、食料自給率の向上、淡水系の生態系が生まれることによる新たな環境資源の創出等の効果と同様に、現時点では貨幣評価する手法が確立されていないことから、土地改良事業では測定方法を定めていない。

等に対する効果であり、これらの農業効果の年効果額の合計は農業外の年効果額の合計を上回っていることから、本事業は土地改良事業として妥当なものと考えている。なお、一般交通等経費節減効果の中にも、農業関係の交通に係る効果が含まれている。

また、国土造成効果は、本事業により干拓地が造成されることに伴い、他の地域の農地において農業以外の利用を行ったとした場合に得られる間接的な効果であり、構造改善局長通知に基づき適正に算定したものである。

なお、本事業は、平坦な農地が乏しい長崎県において、かんがい用水が確保された優良農地の造成を行うとともに、主として農地である諫早湾周辺低平地の高潮、洪水及び常時の排水不良等に対する防災機能の強化を図ることを目的としており、農林水産省が土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の定める手続に従って適正に実施しているものである。

本事業により造成される干拓地の土地配分を行うに当たり、農林水産省九州農政局及び長崎県においては、配分を希望する者の募集に関する資料の作成を進めつつ現地説明会の開催を検討してきたところであるが、最近における本事業をめぐる諸情勢から、説明会開催の条件が整っておらず、説明会の開催に至っていないものである。

また、営農者の見込みについては、農林水産省九州農政局において、平成九年度から三年間にわたって諫早湾周辺地域の農家及び九州各県の農業生産法人に対して意向調査を行っている。この意向調査結果では、営農意欲の高い畑作や畜産の農家等から干拓地の農地面積を上回る農地利用の要望があるほか、関係行政機関へも直接干拓地利用の希望が寄せられていることから、干拓地は農地として有効に利用されるものと考えている。

本事業の効果算定に当たっての高潮による被害想定地域は、平成十一年の事業計画の変更の際に、平成九年から平成十年にかけて行った現地調査を踏まえ、関係省庁で策定された昭和六十二年に改訂された「海岸保全施設設置基準解説」に基づき新たに設定されたものであり、その結果、諫早市内の八町が被害想定地域とはならないことが明らかになったところであり、御指摘のように昭和六十二年に被害想定地域の変更を行った事実はない。

諫早市街地の一部を含む諫早湾周辺地域は、極めて低平地であることから、これまで幾度となく高潮・洪水の被害を受け、また潮汐の影響及び既存堤防の排水樋門の前面におけるガタ土の堆積によるミオ筋(流路)の埋没によって円滑な排水に支障が生じていた。

本事業では、潮受堤防を設置し高潮を防止するとともに、その内側に設けた調整池の水位を標高マイナスマートルとなるように管理すること、既存堤防の排水樋門の前面におけるガタ土の堆積が解消され、ミオ筋の確保が容易となることから、河川、排水路等から調整池への排水が速やかに行われ、大雨時でも洪水被害の軽減が図られることとなり、本事業の防災効果は諫早湾周辺低平地に広く及ぶものである。

なお、これまでの大雨においても、調整池の背後地の一部で湛水が生じたものの、その程度や湛水時間は大きく改善されたこと元から高い評価を得ているところである。

諫早湾周辺低平地では、これまで幾度となく高潮・洪水の被害を受け、また潮汐の影響等により円滑な排水に支障が生じていたことに加え、諫早湾が狭い地形を有していることから、本事業の計画策定時において、潮受堤防で諫早湾の一部を締め切り、内部堤防との間に調整池を設けることにより高潮の防止と洪水時の円滑な排水を可能とする。複式干拓によることが、単式干拓と併せて既存堤防の強化や排水ポンプの整備等を行うことと比較し、有効かつ効率的であると判断したものである。

また、既に平成九年四月に潮受堤防で締め切り、調整池の水位を標高マイナスマートルとなるように管理して防災機能を発揮させており、地元から高い評価を得ている中で、干拓方式を御指摘のような海岸堤防の強化、排水ポンプ場の増設等に切り替えることは現実的でないと考えられる。

今回のノリ不作をもたらした珪藻赤潮の発生等の原因は現時点では明らかではないが、まずは、予断を持たずに本調査を行うことが重要であると考えており、今回のノリ不作が本事業に起因するとの前提で対応することはできない。

次期の有明海のノリ養殖に係る対策については、第四回の委員会での取りまとめ等を受け、漁業共済制度において、臨時特例的に、加入促進を図るため、大規模な不作に対応した新てん補方式を試験的に実施するとともに、漁業者負担の軽減を目的として、国及び県が協力して掛金の助成を行うこととしたところであり、これらの措置を講ずることにより、十分な対応に努めてまいりたい。

測し得なかつた新たな被害が生じた場合に、誠意をもって協議し解決しよう努める旨の確

(十七)について 工事が中断されていることにより失業を余儀なくされている者に対しては、公共職業安定所

(十八)について 有明海の漁業就業者及び漁業関連企業における就業者の就業の安定を図るための対策を検討

は、(十七)について述べたとおり、公共職業安定所において職業紹介等を行っているところ

また、今回のノリ不作により大きな被害を受けたノリ養殖業者に対しては、農林漁業金融公庫

さらに、有明海のノリ不作により悪影響を受けた関連中小商工業者の経営安定のため、政府

は、(十七)について述べたとおり、公共職業安定所において職業紹介等を行っているところ

別表一 諫早湾漁場調査委員会・専門部会の開催状況

Table with 3 columns: 開催日 (開催日), 委員会・専門部会 (委員会・専門部会), and 委員会設置 (委員会設置). Rows list dates from 平成五年 to 平成十二年 and corresponding committee activities.

別表二 国営諫早湾土地改良事業変更計画における効果算定基礎データ
一 作物生産効果

作物	計画作付面積(ア) (ヘクタール)	計画単収(イ) (トール当たりキログラム)	生産増加量 (ウ) = (ア) × (イ) (トン)	生産物単価(エ) (トン当たり千円)	増加粗収益額 (オ) = (ウ) × (エ) (百万円)	純益率(カ) (パーセント)	年効果額(年純益額) (オ) × (カ) (百万円)
ばれいしょ	五四二	三、〇一〇	一六、三一五	九八	一、五九九	四三	六八八
レタス	五六	三、九九〇	一、二三四	八九	一九九	五四	一〇七
たまねぎ	二二四	五、五二〇	一、二、三八七	六六	八一八	五一	四一三
にんじん	三〇四	五、五二〇	一、六、七九二	六四	一、〇七五	四九	五三一
はくさい	五六	九、〇二〇	五、〇五一	六一	三〇八	二二	六八
キャベツ	五六	五、五二〇	三、〇九一	五一	一五八	二七	四三
いちご	二四	四、四四〇	一、〇六六	一、〇一四	一、〇八一	三一	三三五
アスパラガス	二四	二、七六〇	六六二	七九二	五二五	三三	一七三
カーネーション	二四	十アール当たり本 一二〇、〇〇〇	二八、八〇〇 千本	一本当たり円 四六	一、三三〇	一六	二二一
酪農					一、二〇七		
(うち生乳)	一、六〇〇頭	一頭当たりキログラム 八、〇〇〇	一、二、八〇〇	八三	一、〇五七	一八	二二七
肉用牛					一、二五三		
(うち肥育牛)	一、三〇〇頭		一頭当たり千円 七七二	七七二	一、〇〇三	一八	二三五
合計							三、〇二二

備考 数値は四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

二 維持管理費節減効果

基幹施設	改良、廃止、新設、使用形態の 変化の別	現況年維持管理費 (百万円)	計画年維持管理費 (百万円)	年効果額(年維持管理費節減額) (百万円)
新設	新設			一五四
新設	新設			一五四
計				三〇
新設	新設			一八五
新設	新設			一八五
新設	新設			三四
新設	新設			四一

3 年効果額を算定するための還元率は、 $0.056 \div 0.26$ である。
 なお、還元率の算定に必要な総合耐用年数を算出するための基礎データは、次のとおりである。

潮受堤防	工事費 (百万円)	耐用年数 (年)	年当たり工事費 (百万円)
排水門	九四、九二七	一〇〇	九四九
計	二四、七九一	三四	七二九
	二一九、七二八	総合耐用年数 七	六七八

4 数値は四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。
 なお、工事費は平成十年度の単価に換算したものである。

四 一般交通等経費節減効果

現況	諸元			車両走行経費			人件費		年走行経費 (カ+ク) (百万円)
	延べ台数 (ア) (千台)	走行距離 (イ) (キロメートル)	走行速度 (ウ) (二時間当たり キロメートル)	稼働時間 (エ+ウ) (千時間)	時間当たり経費 (オ) (円)	走行経費 (カ+エ)×(オ) (百万円)	時間当たり経費 (キ) (円)	評価額 (ク+エ)×(キ) (百万円)	
軽乗用車	一九三	一五	三〇	九七	三〇〇	二九			二九
普通乗用車	五九三	一五	三〇	二九八	三六七	一〇九			一〇九
軽貨物車	二二五	一五	三〇	一〇八	三〇〇	三二			一八三
小型貨物車	二五一	一五	三〇	一二六	六九六	八八			二六三
貨物客車	一〇五	一五	三〇	五三	五八五	三二			一〇五
普通貨物車	三三三	一五	三〇	一七八	三三七	二四一			四八八
特殊貨物車	五三	一五	三〇	二七	六八五二	五〇			八七
計	一、七六二			八八七		五八一			一、二六四
軽乗用車	一九三	一〇	四五	四二	三三五	一四			一四
普通乗用車	五九三	一〇	四五	一二八	四〇六	五二			五二
軽貨物車	二二五	一〇	四五	四六	三三五	一五			八〇
小型貨物車	二五一	一〇	四五	五四	七八五	四二			一八
貨物客車	一〇五	一〇	四五	二二	六七四	一五			四七
普通貨物車	三三三	一〇	四五	七六	一、四四五	一一〇			二一六
特殊貨物車	五三	一〇	四五	一一	一、九四七	二二			三八
計	一、七六二			三八〇		三〇九			七〇〇

備考 数値は四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

五 国土造成効果

単位面積	積当たり農地価格	単位面積当たり地代相当額の差額	効果発生面積	年効果額
他用途利用 (ア) (十アール当たり千円)	農業利用 (イ) (十アール当たり千円)	差 (ウ)(ア)(イ) (十アール当たり千円)	差額 (エ)(ウ)×利率 (十アール当たり千円)	(年国土造成効果額) (エ)×(オ) (百万円)
四、八五二	一、二二五	三、六二六	一九九	一、六五四
				三、二九九

備考

- 1 利率率は、〇・〇五五である。
- 2 数値は四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

(答弁通知書受領)

一、去る二十九日、内閣から、衆議院議員近藤昭一君提出岐阜県瑞浪市正馬様洞の水井戸における水道計設置に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十三年六月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十九日、内閣から、衆議院議員金田誠一君提出塩川元官房長官(現財務大臣)の内閣官房報償費使途証言と官吏服務規律の遵守に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十三年六月十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

水産基本法案

右 国会に提出する。

平成十三年三月十六日

内閣総理大臣 森 喜明

水産基本法

目次

第一章 総則(第一条―第十条)

第二章 基本的施策

第一節 水産基本計画(第十一条)

第二節 水産物の安定供給の確保に関する施策(第十二条―第二十条)

第三節 水産業の健全な発展に関する施策(第二十一条―第三十二条)

第三章 行政機関及び団体(第三十三条―第三十四条)

第四章 水産政策審議会(第三十五条―第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(水産物の安定供給の確保)

第二条 水産物は、健全な食生活その他健康で充実した生活の基礎として重要なものであること

にかんがみ、将来にわたって、良質な水産物が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

2 水産物の供給に当たっては、水産資源が生態系の構成要素であり、限りあるものであることにかんがみ、その持続的な利用を確保するため、海洋法に関する国際連合条約の確かな実施を旨として水産資源の適切な保存及び管理が行われるとともに、環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖及び養殖が推進されなければならない。

3 国民に対する水産物の安定的な供給については、世界の水産物の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、水産資源の持続的な利用を確保しつつ、我が国の漁業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入とを適切に組み合わせるべきではない。

(水産業の健全な発展)

第三条 水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産並びに水産物の加工及び流通が行われるよう、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、漁業、水産加工業及び水産流通業の連携が確保され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備さ

れることにより、その健全な発展が図られなければならない。

2 水産業の発展に当たっては、漁村が漁業者を含めた地域住民の生活の場として水産業の健全な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前二条に定める水産に関する施策についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、水産に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、水産に関する情報の提供等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、水産に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(水産業者の努力等)

第六条 水産業者及び水産業に関する団体は、水産業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 漁業者以外の者であつて、水産動植物の採捕及びこれに関連する活動を行うものは、国及び地方公共団体が行う水産に関する施策の実施について協力するようにしなければならない。
(水産業者等の努力の支援)

第七條 国及び地方公共団体は、水産に関する施策を講ずるに当たつては、水産業者及び水産業に関する団体が自主的な努力を支援することを旨とするものとする。
(消費者の役割)

第八條 消費者は、水産に関する理解を深め、水産物に関する消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。
(法制上の措置等)

第九條 政府は、水産に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。
(年次報告等)

第十條 政府は、毎年、国会に、水産の動向及び政府が水産に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。
2 政府は、毎年、前項の報告に係る水産の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
第二章 基本的施策
第一節 水産基本計画

第十一條 政府は、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産基本計画(以下「基本計画」といふ)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 水産に関する施策についての基本的な方針
二 水産物の自給率の目標

三 水産に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
四 前三号に掲げるもののほか、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第一号に掲げる水産物の自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、我が国の漁業生産及び水産物の消費に関する指針として、漁業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。

4 第二項第一号に掲げる水産物の自給率の目標については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六十六号)第十五条第二項第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。

5 基本計画のうち漁村に関する施策に係る部分については、国土の総合的な利用、開発及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
7 政府は、第一項の規定により基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

8 政府は、水産をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに水産に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。
9 第六項及び第七項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第二節 水産物の安定供給の確保に関する施策
第十二條 食料である水産物の安定供給の確保に関する施策については、食料・農業・農村基本法及びこの節に定めるところによる。

(排他的経済水域等における水産資源の適切な保存及び管理)
第十三條 国は、排他的経済水域等(我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに大陸棚(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第二条に規定する大陸棚をいう。以下同じ)における水産資源の適切な保存及び管理を図るため、最大持続生産量を実現することができる水準に水産資源を維持し又は回復させることを旨として、漁獲量及び漁獲努力量の管理その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項に規定する施策が漁業経営に著しい影響を及ぼす場合において必要があると認めるときは、これを緩和するために必要な施策を講ずるものとする。
(排他的経済水域等以外の水域における水産資源の適切な保存及び管理)

第十四條 国は、我が国が世界の漁業生産及び水産物の消費において重要な地位を占めていることにかんがみ、排他的経済水域等以外の水域における水産資源の適切な保存及び管理が図られるよう、水産資源の持続的な利用に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの協力、我が国の漁業の指導及び監督その他必要な施策を講ずるものとする。

(水産資源に関する調査及び研究)
第十五條 国は、水産資源の適切な保存及び管理に資するため、水産資源に関する調査及び研究その他必要な施策を講ずるものとする。
(水産動植物の増殖及び養殖の推進)

第十六條 国は、環境との調和に配慮した水産動植物の増殖及び養殖の推進を図るため、水産動植物の種の生産及び放流の推進、養殖漁場の改善の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
(水産動植物の生育環境の保全及び改善)

第十七條 国は、水産動植物の生育環境の保全及び改善を図るため、水質の保全、水産動植物の繁殖地の保護及び整備その他必要な施策を講ずるものとする。
(排他的経済水域等以外の水域における漁場の維持及び開発)

第十八條 国は、排他的経済水域等以外の水域における我が国の漁業に係る漁場の維持及び開発を図るため、操業に関する外国との協議、水産資源の探査その他必要な施策を講ずるものとする。
(水産物の輸出入に関する措置)

第十九條 国は、水産物につき、我が国の水産業による生産では需要を満たすことができないものの輸入を確保するため必要な施策を講ずるとともに、水産物の輸入によって水産資源の適切な保存及び管理又は当該水産物と競争関係にある水産物の生産に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合において、特に必要があるときは、輸入の制限、関税率の調整その他必要な施策を講ずるものとする。
2 国は、水産物の輸出を促進するため、水産物の競争力を強化するとともに、市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強化その他必要な施策を講ずるものとする。
(国際協力の推進)

第二十條 国は、世界の水産物の需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における水産業の振興に関する技術協力及び資金協力その他の国際協力の推進に努めるものとする。
第三節 水産業の健全な発展に関する施策
(効率的かつ安定的な漁業経営の育成)

第二十一條 国は、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、経営意欲のある漁業者が創意工夫を生かした漁業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、漁業の種類及び地域の特性に応じ、経営管理の合理化に資する条件の整備、漁船その他の施設の整備の

促進、事業の共同化の推進その他漁業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(漁場の利用の合理化の促進)

第二十二條 国は、効率的かつ安定的な漁業経営の育成に資するため、漁場の利用の合理化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第二十三條 国は、効率的かつ安定的な漁業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、漁業者の漁業の技術及び経営管理能力の向上、新たに漁業に就業しようとする者に対する漁業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、漁ろうの安全の確保、労働条件の改善その他の漁業の従事者の労働環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、国民が漁業に対する理解と関心を深めるよう、漁業に関する教育の振興その他必要な施策を講ずるものとする。

(漁業災害による損失の補てん等)

第二十四條 国は、災害によつて漁業の再生産が阻害されることを防止するとともに、漁業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、漁業経営の安定に資するため、水産物の価格の著しい変動を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

(水産加工業及び水産流通業の健全な発展)

第二十五條 国は、水産加工業及び水産流通業の健全な発展を図るため、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、漁業との連携の推進、水産物の流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。

(水産業の基盤の整備)

第二十六條 国は、水産業の生産性の向上を促進するとともに、水産動植物の増殖及び養殖の推

進に資するため、地域の特性に応じ、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、漁港の整備、漁場の整備及び開発その他水産業の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(技術の開発及び普及)

第二十七條 国は、水産に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国、独立行政法人及び都道府県の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に応じた水産に関する技術の普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(女性の参画の促進)

第二十八條 国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の水産業における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によつて水産業及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。

(高齢者の活動の促進)

第二十九條 国は、水産業における高齢者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って水産業に関する活動を行うことができる環境整備を推進し、水産業に従事する高齢者の福祉の向上を図るものとする。

(漁村の総合的な振興)

第三十條 国は、水産業の振興その他漁村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進するものとする。

2 国は、地域の水産業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい漁村とするため、地域の特性に応じた水産業の基盤の整備と防災、交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

(都市と漁村の交流等)

第三十一條 国は、国民の水産業及び漁村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と漁村との間の交流の促進、遊漁船業の適正化その他必要な施策を講ずるものとする。

(多面的機能に関する施策の充実)

第三十二條 国は、水産業及び漁村が国民生活及び国民経済の安定に果たす役割に関する国民の理解と関心を深めるため、水産業及び漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能に関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

第三章 行政機関及び団体

(行政組織の整備等)

第三十三條 国及び地方公共団体は、水産に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備並びに行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。

(団体の再編整備)

第三十四條 国は、基本理念の表現に資することのできるよう、水産に関する団体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする。

第四章 水産政策審議会

(設置)

第三十五條 農林水産省に、水産政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第三十六條 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができ

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)、漁港法(昭和二十五年法律第三百二十七号)、漁船法

(昭和二十五年法律第七十八号)、水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)、海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)、沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)、漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)及び持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第三十七條 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

(資料の提出等の要求)

第三十八條 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任規定)

第三十九條 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(沿岸漁業等振興法の廃止)

第二条 沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第百六十五号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際平成十三年における前条の規定による廃止前の沿岸漁業等振興法

(以下)旧法(という)第七条の報告書が国会に提出されていない場合には、同条の報告書の国会への提出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第七条の規定により同条の報告書が国会に提出された場合又は前項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第七条の規定により同条の報告書が国会に提出された場合には、これらの報告書は、第十条第一項の規定により同項の報告として国会に提出されたものとみなす。

3 この法律の施行の際平成十三年における旧法第七条の文書が国会に提出されていない場合には、同条の文書の国会への提出については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧法第七条の規定により同条の文書が国会に提出された場合又は前項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第七条の規定により同条の文書が国会に提出された場合には、これらの文書は、第十条第一項の規定により同項の文書として国会に提出されたものとみなす。

(漁業法の一部改正)

第四条 漁業法の一部を次のように改正する。

第五十二条第四項、第五十七条第二項及び第五十八条第三項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第五十八条第五項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

第五十八條の二第六項及び第五十九條の二第二項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第六十条第三項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第六十四条(見出しを含む)中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

第六十五条第五項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第七十条の三第一項、第一百六条及び第七十条七条中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

(漁港法の一部改正)

第五条 漁港法の一部を次のように改正する。

目次中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

第六条第三項、第四項、第六項及び第八項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

第三章 沿岸漁業等振興審議会を「第三章 水産政策審議会」に改める。

第十三条第一項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「徴するを」を「聴く」に改める。

第十三条第二項、第十四条、第十七条第一項並びに第十九条第二項及び第七項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

第二十五条第一項第三号中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「徴し」を「聴いて」に改める。

第二十五条第二項、第三十四條第四項、第四十條第一項及び第二項並びに第四十三條第二項及び第三項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

(漁船法の一部改正)

第六条 漁船法の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

第二十一条第四項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

第二十九条(見出しを含む)中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

(水産資源保護法の一部改正)

第七条 水産資源保護法の一部を次のように改正する。

第四条第五項、第九条第三項及び第十条第二項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第十一条第三項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第十三条第二項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第十五条第一項、第二十条第三項及び第三十四条(見出しを含む)中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第八条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二項第一号及び第四十六條第一項第一号中「第二号」を「第二條第一項」に改める。

(海洋水産資源開発促進法等の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改める。

一 海洋水産資源開発促進法第三条第五項及び第十二条第五項

二 沿岸漁場整備開発法第三条第一項及び第六条第一項

三 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第二条第四項、第三条第四項及び第八項、第十一条第三項並びに第十八條の二(見出しを含む)

四 持続的養殖生産確保法第三条第四項

五 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)附則第八十條

(漁業再建整備特別措置法の一部改正)

第十条 漁業再建整備特別措置法の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 この法律において「沿岸漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

一 政令で定める小型の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動物の採捕の事業

二 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業(前号に該当するものを除く。)

三 水産動物の養殖の事業

第四条第一項中「沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第六十五号)第二条第一項に規定するを削り、同項第一号中「沿岸漁業等振興法第九條各号」を「次に」に改め、同号に次のように加える。

イ 水産資源の利用に関する事項

ロ 漁船及び漁具、漁ろう装置その他の設備並びに水産物の保蔵及び輸送の施設に関する事項

ハ 水産物の流通及び取引関係に関する事項

ニ 賃金等の労働条件その他の労働関係及び労働環境に関する事項

ホ その他当該特定業種に係る中小漁業に關し必要な事項

第四条第二項第五号中「沿岸漁業等振興法第九條各号」を「前項第一号イからホまで」に改め、同条第四項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改め、同条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十一条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第三十九條の見出しを「(水産政策審議会)」に改め、同条第一項中「沿岸漁業等振興審議会」を「水産政策審議会」に改め、同条第二項中「沿岸

平成十三年五月三十一日 衆議院会議録第三千四号 水産基本法案及び同報告書

一三三

漁業等振興審議会を「水産政策審議会」に、「沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第六十五号)を「水産基本法(平成十三年法律第 号)に改める。

理由

近年の我が国における水産資源の適切な保存及び管理の必要性の増大、漁業生産の減少その他の水産をめぐる諸情勢の現況にかんがみ、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、沿岸漁業等振興法に代わる新たな基本法を制定し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

水産基本法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年の我が国における水産資源の適切な保存及び管理の必要性の増大、漁業生産の減少その他の水産をめぐる諸情勢の現況にかんがみ、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、沿岸漁業等振興法に代わる新たな基本法を制定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

2 基本理念

水産に関する施策についての基本理念として、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を定めるものとする。

3 責務等 国及び地方公共団体の責務等を定めるものとする。

4 基本計画

政府は、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、施策についての基本方針、水産物の自給率の目標等の事項を内容とする水産基本計画を定め、これを公表しなければならないものとする。

5 水産物の安定供給の確保に関する施策

国は、水産物の安定供給の確保に関し、水産資源の適切な保存及び管理、水産動植物の増殖及び養殖の推進、水産動植物の生育環境の保全及び改善等の施策を講ずるものとする。

6 水産業の健全な発展に関する施策

国は、水産業の健全な発展に関し、効率的かつ安定的な漁業経営の育成、水産加工業及び水産流通業の健全な発展、漁村の総合的な振興、多面的機能に関する施策の充実等の施策を講ずるものとする。

7 年次報告

政府は、毎年、水産に関する年次報告を国会に提出しなければならないものとする。

8 水産政策審議会

農林水産省に、水産政策審議会を置くこととする。

9 施行期日等

この法律は、公布の日から施行するものとする。また、沿岸漁業等振興法は、廃止すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、近年の我が国における水産をめぐる諸情勢の現況にかんがみ、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとして、おむね妥当なものとするが、多面的機能に関

する施策をより積極的に規定する等の修正をする。ことを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十三年五月二十九日

農林水産委員長 堀込 征雄

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

(小子及び一は修正)

(水産動植物の生育環境の保全及び改善)

第十七条 国は、水産動植物の生育環境の保全及び改善を図るため、水質の保全、水産動植物の繁殖地の保護及び整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(多面的機能に関する施策の充実)

第三十二条 国は、水産業及び漁村が国民生活及び国民経済の安定に果たす役割に関する国民の理解と関心を深めるため、水産業及び漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能が得られたる適切なかつ十分に発揮されるよう努めるものとする。

漁業法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成十三年三月十六日

内閣総理大臣 森 喜朗

漁業法等の一部改正

第一条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百十一条」を「第百九条」に、「第四節 削除を、第四節 広域漁業調整委員会(第百十條―第百十四條)」に改める。

第六條第三項中「左」を「次に」に改め、同項

第一号中「第百九條第二項に規定する海面」を「第百十條第一項に規定する瀬戸内海」に改め、同條第四項中「左」を「次に」に改め、同條第五項中「左」を「次に」に改め、同項第一号中「そう類を、藻類」に改める。

第七條中「基き」を「基づき」に、「そう類養殖業、真珠母貝養殖業」を「藻類養殖業、垂下式養殖業(繩、鉄線その他これらに類するものを用いて垂下して行う水産動物の養殖業をいい、真珠養殖業を除く。）」に、「行なう」を「行う」に改め、「かき養殖業」を削る。

第八條第三項中「總會」の下に「(總會の部会及び総代会を含む。）」を加える。

第十四條第一項中「左」を「次の」に改め、同項第二号中「真」を「おそれ」に改め、同條第二項中「左」を「次に」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同條第五項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同條第六項及び第八項中「左」を「次に」に改め、同條第九項中「の構成員若しくは社員又は」を「株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。以下この項において同じ。」の組合員、社員若しくは株主又は「に、構成員若しくは社員たる法人の構成員若しくは社員を」組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主」に改める。

第十六條第一項、第二項及び第四項中「左の」を「次の」に改め、同條第五項中「前四項」を「前各項」に、「左」を「次に」に改め、同條第六項中「構成員又は社員と」を「組合員、社員又は株主と」に改め、「法人」の下に「株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。」を加え、「左の」を「次の」に、「全部」を「いずれにも」に、「前五項」を「前各項」に改め、同項第二号及び第三号中「構成員又は社員を」組合員、社員又は株主」に改め、同項第四号を削り、同

項第五号中「構成員又はを」を「組合員若しくは」に、「出資額又はを」を「出資額又はは株主のうちその営む事業に常時従事する者の有する株式の数の合計が」に改め、「総出資額」の下に「又は発行済株式の総数を加え、同条第八項中「左の」を「前各項」に改め、同項第一号中「すべし」を「いずれにも」に改め、同号ロ中「組合員たる」を「組合員である」に改め、同項第一号中「構成員又はは社員とを」を「組合員、社員又は株主と」に改め、「法人」の下に「株式会社にあつては定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるもの」に限り、を加え、「すべて」を「いずれにも」に改め、同号イ中「構成員又は社員」を「組合員、社員又は株主」に、「総構成員又は総社員」を「総組合員、総社員又は総株主」に改め、同号ロ中「二分の一を」を「三分の一」に、「構成員若しくは社員を」を「組合員、社員若しくは株主」に、「これを」を「これら」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 組合員若しくは社員である地元漁民の有する議決権又は株主である地元漁民の有する株式(議決権のあるものに限る。)の数の合計が議決権又は発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数の過半を占めており、かつ、組合員若しくは社員である地元漁民の出資額又は株主である地元漁民の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めていること。

第十六条第八項第二号二を削り、同項第三号中「構成員又は社員とを」を「組合員、社員又は株主と」に、「法人」を「法人(株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。)」で、「すべて」を「いずれにも」に改め、同号イ中「二分の一を」を「三分の一」に、「構成員若しくは社員た

るを」を「組合員、社員若しくは株主である」に、「構成員若しくは社員であるを」を「組合員、社員若しくは株主である」に、「これを」を「これら」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 組合員若しくは社員である第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の有する議決権又は株主である第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の有する株式(議決権のあるものに限る。)の数の合計が議決権又は発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数の過半を占めており、かつ、組合員若しくは社員である第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の出資額又は株主である第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めていること。

第十六条第九項中「構成員又は社員を」を「組合員、社員又は株主」に、「の構成員若しくは社員又はを」を「株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるもの」に限る。以下この項において同じ。の組合員、社員若しくは株主又はは、「構成員若しくは社員たる法人の構成員若しくは社員を」を「組合員、社員若しくは株主」に改め、同条第十項中「構成員若しくは社員を」を「組合員、社員若しくは株主」に、「法人がを」を「法人(株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるもの)」に改め、同条第十三項中「法人がを」を「法人(株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるもの)」に限る。

第十七条第一項から第四項までの規定中「左の」を「次の」に改め、同条第五項中「前各項」を「前各項」に、「左の」を「次の」に改め、同条第六項中「前各項」を「前各項」に改め、同条第七項中「前各項」を「前各項」に改め、同条第八項中「構成員を」を「組合員若しくは社員」に、「が議決権及び出資額においてを」を「有する議決権又はその株主のうちこれに該当する者の有する株式(議決権のあるもの)」に改める。

第二十八條第二項中「きき」を「聴き」に改め、同条を第二十七條とする。

第二十九條中「基いてを」を「基づいて」に改め、同条を第二十八條とする。

第三十條(見出しを含む)中「貸付を」を「貸付け」に改め、同条を第二十九條とし、第三十一條を第三十條とし、同条の次に次の一條を加える。

(組合員の同意)

第三十一條 第八條第三項から第五項までの規定は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会がその有する特定区域漁業権又は第一種共同漁業を内容とする共同漁業権を分割し、変更し、又は放棄しようとするときに準用する。

この場合において、同条第三項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者」とあるのは、「当該漁業権の内容たる漁業を営む者」と読み替へるものとする。

第三十七條第二項中「又は同条第十二項を」を「同条第十一項の規定に基づく命令、第六十八條第一項の規定に基づく指示又は同条第四項において読み替へて準用する第六十七條第十一項」に改め、同条第三項中「きかなければを」を「聴かなければ」に改める。

第五十八條第一項中「第五十九條及び第五十九條の二第一項を」及び第五十九條に改める。

第五十八條の二第一項中「一に該当する場合」を「いずれかに該当する場合」に改め、同項ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により許可又は起業の認可をしなればならない申請に係る船舶の隻数(母船式漁業にあつては、母船の数。以下この項から第四項までにおいて同じ。)が前条第一項の規定により公示した船舶の隻数を超えるときは、前項の規定にかかわらず、農林水産大

るものに限る。)の総数の過半を占めており、かつ、その組合員若しくは株主のうちこれに該当する者の出資額又はその株主のうちこれに該当する者の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めており、かつ、組合員若しくは社員である第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の有する議決権又は株主である第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の有する株式(議決権のあるものに限る。)の数の合計が議決権又は発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数の過半を占めており、かつ、組合員若しくは社員である第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の出資額又は株主である第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の有する株式の数の合計が総出資額又は発行済株式の総数の過半を占めていること。

第二十七條第一項に改める。

第二十八條第二項に改める。

第二十九條第一項ただし書中「第二十八條第二項」を「第二十七條第二項」に改め、同条第三項中「きかなければを」を「聴かなければ」に改める。

第二十七條を削る。

臣は、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。

第五十八条の二第三項中「こえるを」を「こえる」に改め、同条第四項中「こえるを」を「こえる」に、左にを次に改め、同条第五項中左のを次の二に、一をいづれかに、二をいづれかに改め、同条第六項中「第二項又は」を削る。

第五十九条中「左の二を」を「一に、二に」を「いづれかに」に改め、同条第一号中「及び次号」を「から第三号まで」に改め、同条第三号中「前号を」を「第二号」に、「これを」を「これら」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 指定漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該指定漁業を営もうとする者が、当該船舶について指定漁業の許可又は起業の認可を申請した場合

第五十九条の二を削る。

第六十条第一項ただし書中「但し、第五十九条又は前条第一項を」を「ただし、前条」に改める。

第六十六条第二項中「第九十九条第二項を」を「第十條第二項」に、「海面」を「瀬戸内海」に改め、同条第四項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第五項中「こえる」を「こえる」に改める。

同項を同条第三項とし、同条第五項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会又は有明海連合海区漁業調整委員会」のした指示については農林水産大臣。以下第九項、第十項及び第十二項において同じ。を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会を」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項を」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項を」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項から第十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十二項中「第十項を」を「第九項」に、「第九項を」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項と改める。

第六十六条から第七十一条までを次のように改める。
(広域漁業調整委員会の指示)
第六十八条 広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動物物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権(第三百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場に係る漁業権又は入漁権に限る)の行使を適切にし、漁場(同条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行うものに限る)の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動物物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができ、
2 前条第一項の規定による海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示が前項の規定による広域漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。
3 農林水産大臣は、広域漁業調整委員会に対し、第一項の指示について必要な指示をすることができ、
4 第一項の規定による指示については、前条第四項及び第八項から第十一項までの規定を準用する。この場合において、同条第四項、第八項、第九項及び第十一項中「都道府県知事」とあるのは、農林水産大臣と、同条第八項中「海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会」とあるのは「広域漁業調整委員会」と読み替えるものとする。

第六十九条から第七十一条まで 削除
第八十二条第一項中「及び連合海区漁業調整委員会を」を、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会に改め、同条第二項中、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会、有明海連合海区漁業調整委員会を、同条第二項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会」を、広域漁業調整委員会に改める。
第八十三条中「海区」の下に「又は海域」を加える。
(準用規定)
第九十九条 第八十五条第二項及び第四項から第六項まで(海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員)、第九十八条(委員の辞職の制限)、第九十八条第四項(任期満了の場合)並びに第九十九条から第一百零二条まで(解任及び会議の規定)、連合海区漁業調整委員会に準用する。この場合において、第八十五条第二項中「第三項第二号の委員」とあるのは「委員」と、同項及び同条第五項中「都道府県知事が」とあるのは「第九十八条第四項の委員の選任方法に準じて」と、第九十九条中「都道府県知事」とあるのは「第九十八条第四項に規定する都道府県知事」と、委員を」とあるのは「委員をその選任方法に準じて」と読み替えるものとする。
第四節 削除を削る。
第九十九条の次に次の節名を付する。
第四節 広域漁業調整委員会
第一百十條を次のように改める。
(設置)
第一百十條 太平洋に太平洋広域漁業調整委員会を、日本海・九州西海域に日本海・九州西広域漁業調整委員会を、瀬戸内海に瀬戸内海広域漁業調整委員会を置く。
2 前項の規定において「太平洋」、「日本海・九州西海域又は瀬戸内海」とは、我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く)のうち、それぞれ、太平洋の海域、日本海及び九州の西側の海域又は瀬戸内海の海域(これらに隣接する海域を含む)で政令で定めるものをいう。
第一百十一條から第一百十四條までを削る。
第一百十條の三第一項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会若しくは有明海連合海区漁業調整委員会」を「広域漁業調整委員会」に改め、同条を第九十三条とし、第八章第四節中同条の次に次の一条を加える。
(準用規定)
第一百十四條 第八十五条第二項及び第四項から第六項まで(海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員)、第九十八条(委員の辞職の制限)、第九十八条第二項、第三項及び第四項(委員の任期)、第九十九条から第一百零二条まで(解任及び会議)並びに第九十九条委員の失職)の規定は、広域漁業調整委員会に準用する。この場合において、第八十五条第二項中「第三項第二号の委員」とあるのは「太平洋広域漁業調整委員会」にあつては「第九十

条第一項第三号の委員、日本海・九州西広域漁業調整委員会にあつては同条第三項第三号の委員、瀬戸内海広域漁業調整委員会にあつては同条第四項第二号の委員」と、同項、同条第四項及び第五項並びに第百条中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、同条中「第八十五条第三項第二号」とあるのは「第百十一条第二項第一号及び第二号」と、同条第二項第一号及び第二号並びに同条第四項第二号」と、第百八条中「第百六条第二項の規定により選出された」とあるのは「第百十一条第二項第一号の規定により互選した者をもつて充てられた」と読み替へるものとする。

第百十條の二中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会又は有明海連合海区漁業調整委員会」を「広域漁業調整委員会」に改め、同条を第百十一條とする。
第百十條の次に次の一條を加へる。
(構成)
第百十一條 広域漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 太平洋広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一 太平洋の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道府県ごとに互選した者各一人
二 太平洋の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者七人
三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人

3 日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一 日本海・九州西広域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道府県ごとに互選した者各一人
二 日本海・九州西広域の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者七人
三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人

た者七人
三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者二人
4 瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一 瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各一人
二 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人
第百十六條第三項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会若しくは有明海連合海区漁業調整委員会」を「広域漁業調整委員会」に改める。
第百十七條の見出し中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」を「広域漁業調整委員会」に改め、同条中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会」を「広域漁業調整委員会」に改める。
第百十八條第一項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会」を「広域漁業調整委員会」に改める。
第百二十七條の三第一項第一号中「第六十七條第四項、第五項、第十項及び第十二項を第六十七條第三項、第四項、第九項及び第十項」に改める。
第百三十九條中「第六十七條第十二項」を「第六十七條第十一項第六十八條第四項において準用する場合を含む。」に改める。
第百四十一條中「一」を「い」に改め、同条第一号中「第三十條」を「第二十九條」に改める。
第百四十六條中「第二十八條第一項」を「第二十七條第一項」に改める。
(水産業協同組合法の一部改正)
第二条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第

二百四十二号)の一部を次のように改正する。
第五十一條の次に次の一條を加へる。
(総会の部会)
第五十二條の二 組合は、漁業法第十四條第二項若しくは第八項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権(同法第七條の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ)又は共同漁業権(同法第六條第二項の共同漁業権をいう。以下この条において同じ)を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権に係る同法第十一條に規定する地元地区(当該組合の地区である区域に限る)又は当該共同漁業権に係る同法に規定する関係地区(当該組合の地区である区域に限る)ごとに総会の部会を設け、当該特定区画漁業権又は共同漁業権に關し、第四十八條第一項第八号から第十号までに掲げる事項(同項第九号に掲げる事項にあつては、漁業権行使規則又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る)についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

3 総会の部会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
4 議長は、総会の部会において、その都度これを選任する。
5 議長は、総会の部会を組織する組合員として当該部会の議決に加わる権利を有しない。
6 次の事項は、総会の部会を組織する組合員の総数の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
一 特定区画漁業権若しくは共同漁業権又はこれらに関する物権の設定、得喪又は変更

二 漁業権行使規則の制定、変更及び廃止
第二十一條、第三十九條第二項及び第四十七條の五第三項、第四十七條の四、第四十七條の五第三項、前条並びに第百一十五條第一項及び第三項の規定は、総会の部会について準用する。この場合において、第二十一條第一項中「議決権並びに役員及び総代の選挙権」とあるのは「議決権」と、同条第二項中「第四十七條の五第三項(第四十三條第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第五十一條の二第七項において準用する第四十七條の五第三項」と、同項及び同条第四項中「議決権又は選挙権」とあるのは「議決権」と、第四十七條の三第二項中「組合員(准組合員を除く。）」が総組合員(准組合員を除く。）」とあるのは「総組合員を組織する組合員の総数」と、前条中「水産業協同組合法」とあるのは「水産業協同組合法第五十一條の二第七項に於て準用スル同法」と、第百一十五條第一項中「組合員(第十八條第五項の規定による組合員及び第八十八條第三号若しくは第四号、第九十八條第二号又は第百條の三第三号若しくは第四号の規定による組合員を除く。）」が総組合員(第十八條第五項の規定による組合員及び第八十八條第三号若しくは第四号、第九十八條第二号又は第百條の三第三号若しくは第四号の規定による組合員を除く。）」とあるのは「総会の部会を組織する組合員が当該部会を組織する組合員の総数」と、「方法又は選挙」とあるのは「方法」と、「議決又は選挙若しくは当選決定」とあり、及び「議決又は選挙若しくは当選」とあるのは「議決」と、「議決又は選挙若しくは当選」とあるのは「決議」と読み替へるものとする。
第五十二條第六項中「規定」の下に(総会の部会に關する規定を除く。)を加へる。
第九十二條第三項中「第四十九條の下」から第五十一條まで、第五十二條を加へる。

平成十三年五月三十一日 衆議院會議録第三十四号 漁業法等の一部を改正する法律案及び同報告書

者が、当該船舶について指定漁業の許可等を申請した場合は、当該申請の内容が従前の許可等と同一であるときは、指定漁業の許可等をしなげばならないこととする。

5 広域漁業調整委員会の設置

瀬戸内海、玄海及び有明海の各連合海区漁業調整委員会を廃止し、新たに、太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会を置くものとする。

6 漁業協同組合の総会の部会制度

漁業協同組合は、組合管理漁業権である特定区画漁業権又は共同漁業権を有しているときは、総会の議決を経て、その地元地区又は関係地区ごとに総会の部会を設け、当該漁業権に関し、漁業権行使規則の制定、変更及び廃止等についての総会の権限をその部会に行わせることができるものとする。

7 経過規定の廃止

定置漁業の免許の優先順位に関する規定の適用について、法人以外の社団を法人とみなす規定を削除すること。

8 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、広域漁業調整委員会の設置等に関する改正規定は、平成十三年十一月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における漁業を取り巻く情勢の変化に対応して漁場利用の合理化を図り、漁業生産力の向上に資するための措置として妥当なものとの認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

平成十三年五月二十九日

農林水産委員長 堀込 征雄
衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十三年五月三十一日 衆議院会議録第二十四号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案

右

内閣総理大臣 森 喜朗

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「漁獲量」の下に「及び漁獲努力量」を加える。

第二条第二項中「暦年」を「年間」に改め、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 この法律において「第二種特定海洋生物資源」とは、排他的経済水域等において、漁獲努力可能量を決定すること等により保存及び管理を行うことが適当である海洋生物資源であつて、政令で定めるものをいう。

3 この法律において「漁獲努力量」とは、海洋生物資源を採捕するために行われる漁ろう作業の量であつて、採捕の種類別に操業日数その他の農林水産省令で定める指標によって示されるものをいう。

4 この法律において「漁獲努力可能量」とは、排他的経済水域等において、海洋生物資源の種類ごとにその対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間を定めて漁獲努力量による管理を行う場合の海洋生物資源の種類ごとの当該採捕の種類に係る年間の漁獲努力量の合計の最高限度をいう。

5 この法律において「特定海洋生物資源」とは、

第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源をいう。

第三条第二項第三号中「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改め、同項第六号中「海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改め、同項第八号を同項第十二号とし、同項第七号の次に次の四号を加える。

八 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに漁獲努力可能量に関する事項

九 前号に掲げる漁獲努力可能量のうち指定漁業等の種類(漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類に限る)別に定める量(以下「大臣管理努力量」という)に関する事項

十 第八号に掲げる漁獲努力可能量(大臣管理努力量を除く)について、都道府県別に定める量に関する事項

十一 大臣管理努力量に実施すべき施策に関する事項

第三条第三項中「前項第三号」の下に「及び第八号」を加え、同条第五項中「掲げる数量の下に」又は同項第十号に掲げる量を、「当該数量」の下に「又は量」を加える。

第四条第一項中「数量」の下に「又は同項第十号に掲げる量」を加え、同条第二項第三号中「海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改め、同項第四号中「特定海洋生物資源知事管理量」を「第一種特定海洋生物資源知事管理量」に改め、同項第五号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に

第四号第四項中「第二項第二号」の下に「及び第五号」を加え、同条第八項中「次条第一項の指定海洋生物資源」を「指定海洋生物資源(次条第一項の第一種指定海洋生物資源及び第二種指定海洋生物資源をいう。以下同じ。)」に改め、同項の「を削る」。

第五条第一項中「規則」を「条例」に、「保存」を「都道府県漁獲限度量(指定海域において、指定漁業等を営む者及び第三号第二項第六号の政令で定める者以外の者が採捕することができる海洋生物資源の種類ごとの年間の数量の最高限度をいう。以下同じ。)」を決定すること等により保存」に、「指定海洋生物資源」というを「第一種指定海洋生物資源」という。又は都道府県漁獲努力限度量(指定海域において、海洋生物資源の種類ごとにその対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間を定めて都道府県漁獲努力量(海洋生物資源を採捕するために行われる漁ろう作業(指定漁業等を営む者に係るものを除く)の量であつて、採捕の種類別に操業日数その他の都道府県の規則で定める指標によって示されるものをいう。以下同じ。))による管理を行う場合の海洋生物資源の種類ごとの当該採捕の種類に係る年間の都道府県漁獲努力量の合計の最高限度をいう。以下同じ。))を決定すること等により保存及び管理を行う海洋生物資源として都道府県の条例で定める海洋生物資源(以下「第二種指定海洋生物資源」という)に改め、同項第二号中「指定海洋生物資源」を「第一種指定海洋生物資源」に改め、「(指定海域において、指定漁業等を営む者及び第三号第二項第六号の政令で定める者以外の者が採捕することができる海洋生物資源の種類ごとの年間の数量の最高限度をいう。以下同じ。))」を削り、同項第三号中「掲げる数量」を「掲げる都道府県漁獲限度量に、「海洋生物資源」を「第一種指定海洋生物資源」に改め、同項第四号中「数量」を「都道府

一部を改正する法律案及び同報告書

具漁獲限度量(一)に、「指定海洋生物資源知事管理力量を第一種指定海洋生物資源知事管理力量に改め、同号の次に次の三号を加える。

五 第二種指定海洋生物資源」との都道府県漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種別に係る海域及び期間並びに都道府県漁獲努力限度量に関する事項

六 前号に掲げる都道府県漁獲努力限度量のうち第二種指定海洋生物資源の採捕の種類当該都道府県漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類に限る。別に定める量(以下、第一種指定海洋生物資源知事管理努力量」という。)に関する事項

七 第二種指定海洋生物資源知事管理努力量に關し実施すべき施策に関する事項

第五條第二項中「前項第二号の下に」及び第五号を加え、同條第三項中「規則」を「条例」に改め、「の知事」を削り、「第十七條第二項」を「第十七條第三項」に改め、「都道府県漁獲限度量」の下に「又は都道府県漁獲努力限度量を加え、同條第四項を削る。

第七條第一項中「第三條第二項第六号の下に」及び第十号を加える。

第八條の見出し中「数量」の下に「又は漁獲努力量を加え、同條第一項中「とき」の下に「又は大臣管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該大臣管理努力量を超えるおそれがある」と認めるときを、当該採捕の数量」の下に「又は漁獲努力量を加え、同條第二項中「特定海洋生物資源知事管理力量又は指定海洋生物資源知事管理力量を第一種指定海洋生物資源知事管理力量若しくは第一種指定海洋生物資源知事管理力量」に改め、「とき」の下に「又は第二種指定海洋生物資源知事管理努力量若しくは第二種指定海洋生物資源知事管理努力量(以下「知事管理努力量」と総称する。)の対象となる漁獲努力量若しくは都道府県漁獲努力量が当該知事管理努力量を超えるおそれがある」と認めるときを、当該採捕の数量」の下に「又は漁獲努力量

若しくは都道府県漁獲努力量を加える。

第九條第一項中「とき」の下に「又は大臣管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該大臣管理努力量を超えないようにするため必要がある」と認めるときを、同條第二項中「とき」の下に「又は大臣管理努力量を加え、同條第二項中「とき」の下に「又は知事管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該知事管理努力量を超えないようにするため必要がある」と認めるときを、同條第三項中「とき」の下に「又は知事管理努力量を加える。

第十條第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「又は大臣管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該大臣管理努力量を超えており、若しくは超えるおそれが著しく大きいと認めるときを、同條第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「又は知事管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該知事管理努力量を超えており、若しくは超えるおそれが著しく大きいと認めるときを、当該知事管理努力量」の下に「又は知事管理努力量を加える。

第十一條第一項中「当該年を、当該大臣管理力量又は知事管理力量による管理の対象となる一年の期間」に改め、同條第五項中「特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源を、第一種指定海洋生物資源又は第二種指定海洋生物資源」に改める。

第十二條第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「又は大臣管理努力量に係る採捕を行う者が第十條第一項の命令に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがある」と認めるときを加え、同條第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「又は知事管理努力量に係る採捕を行う者が第十條第二項の命令に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがある」と認めるときを加える。

第十三條第一項中「大臣管理力量の下に」又は大臣管理努力量を加え、同條第二項中「知事管理力量の下に」又は知事管理努力量を加える。

第十四條第一項第一号中「又は知事管理力量」を「大臣管理努力量、知事管理力量又は知事管理力量」に改める。

第十七條の見出し中「数量」の下に「又は漁獲努力量を加え、同條第一項中「特定海洋生物資源」を「第一種指定海洋生物資源」に改め、同條第二項中「特定海洋生物資源」を「第一種指定海洋生物資源」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 大臣管理努力量に係る採捕を行う者は、当該大臣管理努力量の対象となる漁獲努力量に係る漁ろう作業を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、漁獲努力量その他採捕の状況に關し農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

第十七條に次の一項を加える。

4 知事管理努力量に係る採捕を行う者は、当該知事管理努力量の対象となる漁獲努力量又は都道府県漁獲努力量に係る漁ろう作業を行ったときは、都道府県の規則で定めるところにより、漁獲努力量又は都道府県漁獲努力量その他採捕の状況に關し農林水産省令で定める事項を当該都道府県の知事に報告しなければならない。

第二十三條中「第二十二條を、第二十二條」に改め、同條を第二十五條とする。

第二十二條中「に」を「いずれかに」に改め、同條第一号中「第十七條第一項又は第二項」を「第十七條第一項から第四項まで」に改め、同條を第二十四條とし、第二十一條を第二十三條とする。

第二十條中「に」を「いずれかに」に改め、同條を第二十二條とする。

第十九條中「都道府県の」の下に「条例若しくは」を加え、同條を第二十一條とし、第十八條の三を

第二十條とし、第十八條の二を第十九條とする。

附則第二條中「第二十三條を、第二十五條に、」特定海洋生物資源を、第一種指定海洋生物資源」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次條の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律の施行前に、この法律による改正後の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第二條第六項又は第七項の政令の制定に当たってその立案をするときは、この法律による改正前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第二條第四項の規定の例による。(政令への委任)

第三條 前條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(排他的經濟水域における漁業等に関する主權的權利の行使等に関する法律の一部改正)

第四條 排他的經濟水域における漁業等に関する主權的權利の行使等に関する法律(平成八年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第三項中「同條第三項を、同條第八項」に、「特定海洋生物資源」を「第一種指定海洋生物資源」に改める。

理由

排他的經濟水域等における海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画等において漁獲努力量に関する事項を定めることとするとともに、漁獲努力量の管理のための所要の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、排他的経済水域等における海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、新たに漁獲努力量の総量管理制度を創設する等の所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 漁獲努力量管理制度の創設

(一) 基本計画

農林水産大臣が定める基本計画において、新たに、漁獲努力量(海洋生物資源を採捕するため行われる漁ろう作業の量)管理の対象となる海洋生物資源ごとに、その動向、対象となる採捕の種類、海域及び期間、漁獲努力可能量、実施すべき施策等を定めることとする。

(二) 都道府県計画

都道府県知事が定める都道府県計画において、新たに、都道府県別の漁獲努力可能量、実施すべき施策等を定めることとする。また、都道府県知事は、独自に条例で定められた海洋生物資源について、都道府県計画において都道府県漁獲努力限度量等を定めることにより、その保存及び管理を行うことができることとする。

(三) 漁獲努力可能量等を管理するための措置

農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲努力量を漁獲努力可能量等の範囲内に管理するため、漁獲可能量等の管理と同様に、漁獲努力量等の公表、助言、指導若しくは

勧告、採捕の停止等又は停泊命令の措置を講ずることとする。

(四) 協定

漁獲努力可能量等の対象となっている海洋生物資源について、漁獲可能量等の対象となっている海洋生物資源と同様の協定制度を設けるものとする。

(五) 漁獲努力量等の報告

漁獲努力量管理の対象となっている海洋生物資源の採捕を行う者は、対象となる漁獲努力量に係る漁ろう作業を行ったときは、漁獲努力量等を農林水産大臣又は都道府県知事に報告しなければならないこととする。

2 暦年による漁獲量の管理の見直し

現在、一律に暦年方式となっている漁獲可能量について、海洋生物資源の種類ごとの漁業時期を考慮した方式に改めることとする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、排他的経済水域等における海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十三年五月二十九日

農林水産委員長 堀込 征雄
衆議院議長 編員 民輔殿

漁港法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十三年五月二十九日

提出者

農林水産委員長 堀込 征雄

漁港法の一部を改正する法律

漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁港漁場整備法

目次中「第二章 漁港の指定(第六条)」を第二章「漁港の指定(第六条)」とし、第二章「漁港漁場整備法」を第二章「漁港漁場整備基本方針(第六條の二)」とし、第三章「漁港漁場整備長期計画(第六條の三)」を第三章「漁港漁場整備長期計画(第六條の三)」とし、第六條の四を第六條の二とし、第六條の三を第六條の三とし、第六條の四を第六條の四とする。

に、「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。

第四条を次のように改める。

(漁港漁場整備事業の意義)

第四条 この法律で「漁港漁場整備事業」とは、第一号に掲げる事業で国が施行するもの又は同号若しくは第二号に掲げる事業で地方公共団体若しくは水産業協同組合が施行するものをいう。

一 漁港施設の新築、増築、改築、補修若しくは除却、漁港の区域内の土地の欠陥の防止又は漁港の区域内への土砂の流入の防止その他漁港の整備を図るための事業及びこれらの事業以外の事業で漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業

二 優れた漁場として形成されるべき相当規模の水面において行う魚礁の設置、水産動植物の増殖場及び養殖場の造成その他水産動植物の増殖及び養殖を推進するための事業並びに漁場としての効用の低下している水面におけるその効用を回復するためのたい積物の除去その他漁場の保全のための事業

第二章の次に第二章を加える。

第二章の二 漁港漁場整備基本方針

第六条の二 農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針(以下「漁港漁場整備基本方針」という。)を定めなければならない。

2 漁港漁場整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向

二 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項

三 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

四 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項

五 その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、漁港漁場整備基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、漁港漁場整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、漁港漁場整備基本方針を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による漁港漁場整備基本方針の変更について準用する。

第二章の三 漁港漁場整備長期計画

第六條の三 農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の総合的かつ計画的な実施に資するため、政令で定めるところにより、漁港漁場整備基本方針に即して、漁港漁場整備事業に関する長期計画(以下「漁港漁場整備長期計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 漁港漁場整備長期計画においては、我が国の水産業の基盤の整備における課題に的確に対応する観点から、計画期間に係る漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

3 漁港漁場整備長期計画は、水産物の加工及び流通の改善の動向並びに水産動植物の増殖及び養殖の推進の動向に配慮して定めるものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の規定により漁港漁場整備長期計画の案を作成しようとするとき

は、関係都道府県知事及び水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、漁港漁場整備長期計画につき第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 漁港漁場整備長期計画は、水産業の事情、水産資源の状況、経済事情等の変動により必要が生じたときは、変更するものとする。

7 第一項から第五項までの規定は、前項の規定による漁港漁場整備長期計画の変更について準用する。

第六條の四 国は、漁港漁場整備長期計画の達成を図るため、その実施につき必要な措置を講じなければならない。

第十三條第一項及び第二項中「漁港関係者若しくはその組織する団体を」と「水産業者若しくは水産業に関する団体に」改める。

第十四條の見出しを(審議の公開等)に改め、同条中「第十七條第一項の漁港の整備計画」を「漁港漁場整備基本方針若しくは漁港漁場整備長期計画」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

水産政策審議会の漁港漁場整備基本方針又は漁港漁場整備長期計画に関する審議は、公開して行ふ。

2 水産政策審議会は、前項の審議に用いられた資料を公表しなければならない。

「第四章 漁港修築事業」を「第四章 特定漁港漁場整備事業」に改める。

第十七條から第十九條の二までを次のように改める。

(地方公共団体が施行する特定漁港漁場整備事業)

第十七條 地方公共団体が漁港漁場整備事業のうち重要なものとして農林水産省令で定める要件に該当するもの(以下「特定漁港漁場整備事業」という。)を施行しようとする場合(第十九條の三第一項の特定第三種漁港に係る場合を除く)には、漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定め、遅滞なく、これを農林水産大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。この場合において、地方公共団体は、特定漁港漁場整備事業の効率的な施行を確保する上で必要があると認めるときは、他の地方公共団体と共同して、特定漁港漁場整備事業計画の作成、届出及び公表をすることができ

る。

2 前項の特定漁港漁場整備事業計画においては、当該特定漁港漁場整備事業につき、目的、その施行に係る区域及び工事に關する事項、事業費に關する事項、効果に關する事項その他農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めようとするときは、関係地方公共団体及び関係漁港管理者と協議しなければならない。

4 地方公共団体は、第一項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を、当該公告の日から二十日間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該地方公共団体に対し意見書を提出することができる。

6 前項の規定による意見書の提出があつたときは、第一項の規定による届出には、当該意見書の写しを添付しなければならない。

7 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた特定漁港漁場整備事業計画が漁港漁場整備基本方針に適合していないと認めるときは、当該地方公共団体に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

8 地方公共団体は、前項の規定による求めを受けたときは、遅滞なく、当該特定漁港漁場整備事業計画について、必要な変更を行わなければならない。

9 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた特定漁港漁場整備事業計画について第七項の規定による措置をとる必要がないと認めるときは、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。

10 地方公共団体は、事情の変更その他の事由により必要がある場合において、第一項の特定漁港漁場整備事業計画の変更(農林水産省令で定める基準に適合する軽微な変更(以下「軽微な変更」という。)を除く)をしたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

11 前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更(軽微な変更を除く)については、第三項から第九項までの規定を準用する。ただし、

急速を要する場合には、第三項から第六項までの規定によることを要しない。

12 地方公共団体は、事情の変更その他の事由により必要がある場合において、特定漁港漁場整備事業(第十九条の三第一項の特定三種漁港に係るものを除く。次項並びに次条第八項及び第九項において同じ。)の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止したときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に届け出るとともに、廃止の場合にあつては廃止した旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を、施行の停止の場合にあつては施行を停止した旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

13 地方公共団体は、特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止しようとするときは、関係地方公共団体及び関係漁港管理者と協議しなければならない。ただし、急速を要する場合には、この限りでない。(水産業協同組合が施行する特定漁港漁場整備事業)

第十八条 水産業協同組合が特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合(第十九条の三第一項の特定三種漁港に係る場合を除く。)には、漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定めた上、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 水産業協同組合は、前項の規定による許可を受けたときは、遅滞なく、当該許可に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表しなければならない。

3 第一項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、前条第二項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中当該地方公共団体とあるのは当該水産業協同組合と、同条第六項中「第一項の規定による届出には」とあるのは「第十八条第一項の規定による許可の申請をするには」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 水産業協同組合は、事情の変更その他の事由により必要があるときは、農林水産大臣の許可を受けて、第一項の特定漁港漁場整備事業計画の変更をすることができる。ただし、軽微な変更については、許可を受けなくてもできる。

5 水産業協同組合は、前項本文の規定により特定漁港漁場整備事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 第四項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更(軽微な変更を除く。)については、前条第三項から第六項までの規定を準用する。ただし、急速を要する場合には、これらの規定によることを要しない。

7 前項の場合において、前条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは「当該水産業協同組合」と、同条第六項中「第一項の規定による届出には」とあるのは「第十八条第四項の規定による許可の申請をするには」とそれぞれ読み替えるものとする。

8 水産業協同組合は、事情の変更その他の事由により必要があるときは、農林水産大臣の許可を受けて、特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止することができる。この場合には、前条第十三項の規定を準用する。

9 水産業協同組合は、前項の規定により特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止したときは、遅滞なく、廃止の場合にあつては廃止した旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を、施行の停止の場合にあつては施行を停止した旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

10 農林水産大臣は、第一項、第四項又は第八項の規定による許可については、あらかじめ水産政策審議会の議を経て定めた基準によらなければならない。

(国が施行する特定漁港漁場整備事業)
第十九条 国が特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合には、農林水産大臣は、漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定め、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、第十七条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは、「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

3 農林水産大臣は、事情の変更その他の事由により必要がある場合において、第一項の特定漁港漁場整備事業計画の変更(軽微な変更を除く。)をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更(軽微な変更を除く。)については、第十七条第三項から第五項までの規定を準用する。ただし、急速を要する場合には、これらの規定によることを要しない。

5 前項の場合において、第十七条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは、「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

6 農林水産大臣は、事情の変更その他の事由により必要がある場合において、特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止したときは、遅滞なく、廃止の場合にあつては廃止した旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を、施行の停止の場合にあつては施行を停止した旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

7 前項の規定による特定漁港漁場整備事業の廃止又はその施行の停止については、第十七条第十三項の規定を準用する。(土地又は水面の測量等)
第十九条の二 地方公共団体又は国は、第十七条第一項又は前条第一項の規定により特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合において、特定漁港漁場整備事業計画を定めるために必要があるときは、五日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地又は水面に立ち入り、測量又は検査をすることができる。

官報(号外)

遅滞なく、同項の立入り、測量又は検査により現に生じた損害を補償しなければならない。

4 前三項の規定は、第十七条第十項又は前条第二項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更をしようとする場合について準用する。

第十九条の二の次に次の一条を加える。

(特定第三種漁港に係る特定漁港漁場整備事業)

第十九条の三 特定第三種漁港(第三種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるものをいう。以下同じ。)については、国以外

の者が行う特定漁港漁場整備事業についても、その特定漁港漁場整備事業計画は、農林水産大臣が漁港漁場整備基本方針に基づいてこれを定める。

2 農林水産大臣は、前項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、第十七条第二項から第五項まで及び前条第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、第十七条第三項中「関係地方公共団体」とあるのは、当該特定漁港漁場整備事業の施行者たるべき者、関係地方公共団体」と、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは「農林水産大臣」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 水産業協同組合が第一項の特定漁港漁場整備事業計画に基づいて特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合には、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

5 農林水産大臣は、事情の変更その他の事由により必要がある場合において、第一項の特定漁

港漁場整備事業計画の変更(軽微な変更を除く。)をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更(軽微な変更を除く。)については、第十七条第三項から第五項まで及び前条第四項の規定を準用する。ただし、急速を要する場合には、第十七条第三項から第五項までの規定によることを要しない。

7 前項の場合において、第十七条第三項中「関係地方公共団体」とあるのは、当該特定漁港漁場整備事業の施行者たるべき者、関係地方公共団体」と、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは「農林水産大臣」とそれぞれ読み替えるものとする。

8 農林水産大臣は、事情の変更その他の事由により必要があるときは、第一項の特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の施行者に対し、当該特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部の廃止又はその施行の停止を求め、当該特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部の廃止又はその施行の停止をしなければならない。

9 農林水産大臣は、前項の規定による要求をしようとするときは、当該特定漁港漁場整備事業の施行者、関係地方公共団体及び関係漁港管理者と協議しなければならない。ただし、急速を要する場合には、この限りでない。

10 農林水産大臣は、第八項の規定による要求をしたときは、遅滞なく、廃止の要求の場合にあっては廃止の要求をした旨、その理由その他農

林水産省令で定める事項を、施行の停止の要求の場合にあつては施行の停止の要求をした旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

第二十条第一項から第三項までの規定中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第四項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に、「もの外」を「ものほか」に改める。

第二十条の二中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改める。

第二十一条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第三項中「第十九条第七項」を「第十八条第十項」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

第二十三条第一項中「地形の変化」を「事情の変更」に、「漁港修築計画」を「特定漁港漁場整備事業計画」に、「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第二項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に、「漁港修築計画」を「特定漁港漁場整備事業計画」に改める。

第二十四条第一項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第二項中「立入」を「立入り」に改め、同条第三項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に、「立入」を「立入り」に改める。

第二十四条の二の見出し及び同条第一項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改める。

第三十七条第一項中「漁港修築計画」を「特定漁港漁場整備事業計画」に改める。

第三十九条第一項中「漁港修築計画」を「特定漁港漁場整備事業計画」に改め、同条第二項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第八項第一号中「漁港修築計画」を「特定漁港漁場整備事業計画」に改める。

第四十一条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第四十六条第一号中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第一号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号中「又は第三項」を削り、同号を同条第四号とする。

第三十九条第一項及び第三項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、附則第四項中「環境の整備を行う事業」の下に「並びに第四条第二号に掲げる事業」を加え、「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に、「漁港施設の整備を行う事業」以外の事業を市町村を「特定漁港漁場整備事業」以外の事業を市町村その他政令で定める者に、「当該市町村」を「その者」に改め、附則第七項、第八項及び第十一項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(漁港漁場整備基本方針に関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の漁港漁場整備

港漁場整備事業計画の変更(軽微な変更を除く。)をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更(軽微な変更を除く。)については、第十七条第三項から第五項まで及び前条第四項の規定を準用する。ただし、急速を要する場合には、第十七条第三項から第五項までの規定によることを要しない。

7 前項の場合において、第十七条第三項中「関係地方公共団体」とあるのは、当該特定漁港漁場整備事業の施行者たるべき者、関係地方公共団体」と、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは「農林水産大臣」とそれぞれ読み替えるものとする。

8 農林水産大臣は、事情の変更その他の事由により必要があるときは、第一項の特定漁港漁場整備事業の施行者に対し、当該特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部の廃止又はその施行の停止を求め、当該特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部の廃止又はその施行の停止をしなければならない。

9 農林水産大臣は、前項の規定による要求をしようとするときは、当該特定漁港漁場整備事業の施行者、関係地方公共団体及び関係漁港管理者と協議しなければならない。ただし、急速を要する場合には、この限りでない。

10 農林水産大臣は、第八項の規定による要求をしたときは、遅滞なく、廃止の要求の場合にあっては廃止の要求をした旨、その理由その他農

林水産省令で定める事項を、施行の停止の要求の場合にあつては施行の停止の要求をした旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

第二十条第一項から第三項までの規定中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第四項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に、「もの外」を「ものほか」に改める。

第二十条の二中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改める。

第二十一条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第三項中「第十九条第七項」を「第十八条第十項」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

第二十三条第一項中「地形の変化」を「事情の変更」に、「漁港修築計画」を「特定漁港漁場整備事業計画」に、「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第二項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に、「漁港修築計画」を「特定漁港漁場整備事業計画」に改める。

第二十四条第一項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第二項中「立入」を「立入り」に改め、同条第三項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に、「立入」を「立入り」に改める。

第二十四条の二の見出し及び同条第一項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改める。

第三十七条第一項中「漁港修築計画」を「特定漁港漁場整備事業計画」に改める。

第三十九条第一項及び第三項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、附則第四項中「環境の整備を行う事業」の下に「並びに第四条第二号に掲げる事業」を加え、「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に、「漁港施設の整備を行う事業」以外の事業を市町村を「特定漁港漁場整備事業」以外の事業を市町村その他政令で定める者に、「当該市町村」を「その者」に改め、附則第七項、第八項及び第十一項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(漁港漁場整備基本方針に関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の漁港漁場整備

法以下「新法」という。第四条に規定する漁港
漁場整備事業について、新法第六條の二第一項
から第三項までの規定の例により、漁港漁場整
備事業の推進に関する基本方針を定めることが
できる。

2 農林水産大臣は、前項の漁港漁場整備事業の
推進に関する基本方針を定めたときは、遅滞な
く、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた漁港漁場整備
事業の推進に関する基本方針は、この法律の施
行の日(以下「施行日」という。)において新法第
六條の二第一項及び第二項の規定により定めら
れた漁港漁場整備基本方針とみなす。

(漁港漁場整備長期計画に関する経過措置)

第二條 農林水産大臣は、この法律の施行前にお
いても、新法第四條に規定する漁港漁場整備事
業について、新法第六條の三第一項から第四項
までの規定の例により、漁港漁場整備事業に関
する長期の計画の案を定め、閣議の決定を求め
ることができる。この場合において、同條第一
項中「漁港漁場整備基本方針」とあるのは、「漁
港法の一部を改正する法律附則第二條第一項の
規定により定められた漁港漁場整備事業の推進
に関する基本方針」と読み替えるものとする。

2 農林水産大臣は、前項の漁港漁場整備事業に
関する長期の計画につき同項の閣議の決定があ
ったときは、遅滞なく、これを公表しなければ
ならない。

3 第一項の規定により定められた漁港漁場整備
事業に関する長期の計画は、施行日において新
法第六條の三第一項から第三項までの規定によ
り定められた漁港漁場整備長期計画とみなす。

(費用の負担及び補助に関する経過措置)

第四條 この法律による改正前の漁港法(以下「旧
法」という。)の規定に基づき国が施行する漁港
修築事業に要する費用に係る漁港管理者の負担
については、旧法第二十二條第一項の規定は、施
行日以後においても、なおその効力を有する。

2 旧法の規定に基づき地方公共団体が施行する
漁港修築事業に係る国の負担又は補助のうち、
平成十四年度以前の年度の歳出予算に係るもの
で平成十四年度以降の年度に繰り越されたもの
については、旧法第二十二條第二項から第五項ま
での規定は、施行日以後においても、なおその
効力を有する。

(資金の貸付けに関する経過措置)

第五條 この法律の施行前に国が貸し付けた旧法
附則第二項から第四項まで及び第十一項に規定
する資金に係る貸付金については、旧法附則第
二項から第十四項までの規定は、施行日以後に
おいても、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

第六條 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七條 附則第二條から前条までに規定するもの
のほか、この法律の施行に必要なる経過措
置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第八條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七
号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第四号中「漁港法」を「漁港漁場整
備法」に改める。

(水産業協同組合法の一部改正)

第九條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第
二百四十二号)の一部を次のように改正する。

(地方交付税法の一部改正)

第十條 地方交付税法(昭和二十五年法律第二
十一号)の一部を次のように改正する。

(地方税法の一部改正)

第十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二
十六号)の一部を次のように改正する。

(土地収用法の一部改正)

第十二條 土地収用法(昭和二十六年法律第二
十九号)の一部を次のように改正する。

(企業合理化促進法の一部改正)

第十三條 企業合理化促進法(昭和二十七年法律
第五号)の一部を次のように改正する。

(道路法の一部改正)

第十四條 道路法(昭和二十七年法律第八十号)
の一部を次のように改正する。

(離島振興法の一部改正)

第十五條 離島振興法(昭和二十八年法律第七
十

二号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項及び別表(中)「漁港法」を「漁港
漁場整備法」に改める。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第十七條 奄美群島振興開発特別措置法(昭和十
九年法律第八十九号)の一部を次のように
改正する。

(海岸法の一部改正)

第十七條 海岸法(昭和三十一年法律第一号)の
一部を次のように改正する。

(租税特別措置法の一部改正)

第十八條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第
二十六号)の一部を次のように改正する。

(地すべり等防止法の一部改正)

第十九條 地すべり等防止法(昭和三十三年法律
第三十号)の一部を次のように改正する。

(河川法の一部改正)

第二十條 河川法(昭和三十九年法律第六十七
号)の一部を次のように改正する。

(外国人漁業の規制に関する法律の一部改正)

第二十一條 外国人漁業の規制に関する法律(昭

和四十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第八項及び第六条第五項中「漁港法を「漁港漁場整備法」に改める。

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正」

第二十二條 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(海洋水産資源開発促進法の一部改正)

第二十三條 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三條第四項中「沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第三條の沿岸漁場整備開発計画(以下単に「沿岸漁場整備開発計画」という。))を「漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百二十七号)第六條の二の漁港漁場整備基本方針(以下「漁港漁場整備基本方針」という。))及び同法第六條の三の漁港漁場整備長期計画(以下「漁港漁場整備長期計画」という。))に改める。

第七條第三項中「沿岸漁場整備開発計画」を「漁港漁場整備基本方針及び漁港漁場整備長期計画」に改める。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)
第二十四條 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

別表漁港の項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(海上交通安全法の一部改正)

第二十五條 海上交通安全法(昭和四十七年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項第三号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(沿岸漁場整備開発法の一部改正)

第二十六條 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「沿岸漁場整備開発事業を総合的かつ計画的に推進するための措置並びに」を削り、「措置を講ずることにより」の下に、「漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百二十七号)による措置と相まって」を加える。

第一條から第五條までを次のように改める。
第一條から第五條まで 削除

第六條第三項中「沿岸漁場整備開発事業」を「漁港漁場整備法第四條の漁港漁場整備事業(以下「漁港漁場整備事業」という。))に改める。

第七條の二第二項第四号中「沿岸漁場整備開発事業」を「漁港漁場整備事業」に改める。

第二十八條中、「沿岸漁場整備開発事業」を削り、「放流効果実証事業の実施を」の下に「漁港漁場整備事業の実施及び」を加える。

附則第二項から第六項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(沿岸漁場整備開発法の一部改正に伴う経過措置)
第二十七條 この法律の施行の際現に前條の規定による改正前の沿岸漁場整備開発法(以下「旧沿岸漁場整備開発法」という。))の規定に

岸漁場整備開発法」という。))第六條の規定により定められている基本方針は、施行日において前條の規定による改正後の沿岸漁場整備開発法第六條の規定により定められた基本方針とみなす。

2 この法律の施行前に国が貸し付けた旧沿岸漁場整備開発法附則第二項に規定する資金に係る貸付金については、旧沿岸漁場整備開発法附則第二項から第六項までの規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(地価税法の一部改正)
第二十九條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十三号イ及び第十九号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(地震防災対策特別措置法の一部改正)
第三十條 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第一百一十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第五号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部改正)
第三十一條 原子力発電施設等立地地域の振興に

関する特別措置法(平成十二年法律第四百八十八号)の一部を次のように改正する。

別表漁港の項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(水産基本法の一部改正)

第三十二條 水産基本法(平成十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第三項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

理由

最近における水産業をめぐる社会経済情勢の変化にかんがみ、環境との調和に配慮しつつ、漁港及び漁場を総合的かつ計画的に整備するため、漁港漁場整備基本方針及び漁港漁場整備長期計画の策定について定めるとともに、地方分権の推進を図るため、地方公共団体等が漁港漁場整備事業を主体的に実施できるよう事業計画についての規定を整備し、あわせて漁港漁場整備事業の透明性及び客観性を確保するため、事業計画に対する意見書の提出の手続を導入するほか、漁港漁場整備事業の廃止及び停止に係る手続を整備する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中間法人法案

右
国会に提出する。
平成十三年三月十三日
内閣総理大臣 森 喜朗

中間法人法

目次

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 有限責任中間法人

第一節 設立(第十条—第二十二條)

第二節 社員(第二十三條—第二十七條)

第三節 管理

第一款 社員総会(第二十八條—第三十八條)

第二款 理事(第三十九條—第五十條)

第三款 監事(第五十一條—第五十八條)

第四款 計算等(第五十九條—第七十一條)

第四節 定款の変更

第一款 定款の変更の方法(第七十二條)

第二款 基金増加(第七十三條—第八十條)

第五節 解散(第八十一條—第八十四條)

第六節 清算(第八十五條—第九十二條)

第三章 無限責任中間法人

第一節 設立(第九十三條—第九十五條)

第二節 社員(第九十六條—第一百條)

第三節 管理(第一百一条—第一百六條)

第四節 定款の変更(第一百七七條)

第五節 解散(第一百八條—第一百十一條)

第六節 清算(第一百十二條—第一百二十一條)

第四章 合併

第一節 通則(第一百二十二條—第一百二十五條)

第二節 有限責任中間法人と有限責任中間法人との合併(第一百二十六條—第一百三十五條)

第三節 無限責任中間法人と無限責任中間法人との合併(第一百三十六條—第一百四十一條)

第四節 有限責任中間法人と無限責任中間法人との合併(第一百四十二條—第一百四十九條)

第五章 雑則(第一百五十條—第一百五十六條)

第六章 罰則(第一百五十七條—第一百六十三條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、中間法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 中間法人 社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団であつて、この法律により設立されたものをいう。

二 有限責任中間法人 中間法人のうち、第二章第一節の規定により設立されたものをいう。

三 無限責任中間法人 中間法人のうち、第三章第一節の規定により設立されたものをいう。

四 基金 第二章第一節又は第四節第二款の規定により有限責任中間法人に拠出された金銭その他の財産であつて、当該有限責任中間法人が拠出者に対してこの法律及び当該有限責任中間法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従ひ返還義務(金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価格に相当する金銭の返還義務)を負うものをいう。

五 代替基金 第六十七條第一項の規定により積み立てられた金額をいう。

(法人格)

第三条 中間法人は、法人とする。

(住所)

第四条 中間法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(能力の制限)

第五条 中間法人は、合名会社又は合資会社の無限責任社員となることができない。

(成立の時期)

第六条 中間法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(登記)

第七条 中間法人の登記においては、この法律の他の規定及び他の法令に定めるもののほか、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的

二 名称

三 主たる事務所及び従たる事務所

四 定款において解散事由を定めたときは、当該事由

2 有限責任中間法人の登記においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 基金(代替基金を含む。)の総額

二 基金の拠出者の権利に関する規定

三 基金の返還の手續

四 公告の方法

五 理事(解散後にあつては、清算人。次号及び第七号において同じ。)及び監事の氏名及び住所

六 理事であつて有限責任中間法人を代表しない者があるときは、当該有限責任中間法人を代表すべき理事の氏名

七 数人の理事が共同して有限責任中間法人を代表すべきことを定めたときは、当該定め

3 無限責任中間法人の登記においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 社員(解散後にあつては、清算人を含む。)の氏名及び住所

二 社員(解散後にあつては、清算人。以下この号及び次号において同じ。)であつて無限責任中間法人を代表しない者があるときは、当該無限責任中間法人を代表すべき社員の氏名

三 数人の社員が共同して無限責任中間法人を代表すべきことを定めたときは、当該定め

4 前三項に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

5 中間法人の理事、監事、清算人若しくは社員であつて登記された者の職務の執行を停止し、若しくは当該職務を代行する者を選任する仮処分命令又は当該仮処分命令の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所の所在地及び従たる事務所の所在地において、その旨の登記をしなければならない。

6 商法明治三十二年法律第四十八号(第十二条から第十四条まで、第六十一条、第六十五条及び第六十六条の規定は、中間法人の登記につ

て準用する。この場合において、同法第六十一条中「本編」とあるのは「中間法人法又ハ同法ニ於テ準用スル本編」と、同法第六十五条第一項中「前条第一項」とあり、及び同法第六十六条第一項中「第六十四条第一項」とあるのは「中間法人法第七條第一項乃至第三項」と読み替えるものとする。

(名称)

第八条 中間法人は、その種類に従い、その名称中に有限責任中間法人又は無限責任中間法人という文字を用いなければならない。

2 中間法人でない者は、その名称中に、中間法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(民法等の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十二条及び第四十四条の規定は、中間法人について準用する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合について準用する。

一 商法第十九条、第三十条及び第三十一条 中間法人の名称が登記されている場合

二 商法第二十条 不正の競争の目的で中間法人の名称と同一又は類似の商号又は名称が使用される場合

三 商法第二十一条 他の中間法人の事業であると誤認させるべき商号又は名称が使用される場合

四 商法第二十三条 中間法人が自己の名称を使用して営業又は事業をすることを他人に許諾した場合

五 商法第二十四条 中間法人の名称を譲渡する場合

六 商法第二十五条から第二十九条まで 中間法人が事業を譲渡し、又は営業若しくは事業を譲り受けた場合

3 商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)第五条の規定は、次に掲げる規定に規定する市について準用する。

一 前項第一号において準用する商法第十九条第一項第二号において準用する商法第二十条第二項

二 前項第六号において準用する商法第二十五条第一項

4 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める事項について準用する。

一 商法第三十二条及び第三十六条 中間法人部分に限る。

二 商法第三十三条(会社について適用される簿及び貸借対照表)

三 商法第三十四条(会社について適用される簿部分に限る。)

四 商法第三十五条 中間法人が作成した会計帳簿、貸借対照表及び損益計算書

5 商法第五十八条及び第五十九条の規定は、中間法人について準用する。この場合において、同法第五十八条第一項第三号中「会社ノ業務ヲ執行スル社員又ハ取締役」とあるのは、「無限責任中間法人ノ業務ヲ行フ社員又ハ有限責任中間法人ノ理事」と読み替えるものとする。

第二章 有限責任中間法人

第一節 設立

(定款)

第十条 有限責任中間法人を設立するには、その社員にならうとする者が、共同して定款を作成し、各自これに署名しなければならない。

2 前項の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 第七条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号から第四号までに掲げる事項
- 二 社員の氏名又は名称及び住所
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 社員たる資格の得喪に関する規定
- 五 事業年度

3 商法第六十七條の規定は、有限責任中間法人の定款について準用する。

(現物拠出等の方式)

第十一条 有限責任中間法人を設立する場合には、次に掲げる事項は、定款に記載しなければならない。その効力を生じない。

一 現物拠出(金銭以外の財産を基金の目的として拠出することをいう。以下この節及び第四節第二款において同じ。)をする者(以下この節及び第四節第一款において「現物拠出者」という。)の氏名又は名称、当該財産(以下この節及び第四節第二款において「現物拠出財産」という。)及びその価格

二 有限責任中間法人の成立後に譲り受けることを約した財産、その価格及び譲渡人の氏名又は名称

三 有限責任中間法人の負担に帰すべき設立費用(定款の認証の手数料及び基金の払込みの

取扱いについて銀行又は信託会社に支払うべき報酬を除く。)

2 前項に規定する場合には、同項第一号に掲げる事項(以下この節及び第四節第二款において「現物拠出事項」という。)は、同項の規定により定款に記載するほか、現物拠出者が、次に掲げる事項を記載した用紙に、現物拠出事項を承認する旨を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならない。

- 一 定款の認証の年月日及び当該認証をした公証人の氏名
- 二 前条第二項各号及び前項各号に掲げる事項
- 三 定款において解散の事由を定めたときは、当該事由

3 民法第九十三条ただし書の規定は、第一項に規定する場合における現物拠出者の現物拠出に係る意思表示には、適用しない。

(最低基金総額)

第十二条 有限責任中間法人の成立の時ににおける基金の総額は、三百万円を下回ってはならない。

(理事及び監事の選任)

第十三条 定款において理事又は監事を定めなかったときは、有限責任中間法人の成立前に、社員総会において理事又は監事を選任しなければならない。

2 前項の社員総会は、各社員が招集することができる。

(基金の募集)

第十四条 理事は、基金の総額(現物拠出者があるときは、定款に記載された現物拠出財産の価格を控除した額)を募集しなければならない。

2 理事は、次に掲げる事項を記載した申込用紙を作成し、これを前項の募集に応じて基金の抛
出の申込みをしようとする者に交付しなければ
ならない。

1 第十一条第二項各号に掲げる事項
二 払込みを取り扱う銀行又は信託会社
3 理事は、前項の申込用紙を交付する際に、同
項第二号に掲げる銀行又は信託会社の払込みの
取扱いの場所を記載した書面を併せて交付しな
ければならない。ただし、同項の申込用紙にこ
れを記載したときは、この限りでない。

4 第一項の募集に応じて基金の抛出の申込みを
しようとする者は、第二項の申込用紙にその抛
出しようとする額及び住所を記載して、これに
署名し、かつ、理事に交付しなければならな
い。

5 民法第九十三条ただし書の規定は、前項の規
定による基金の抛出の申込みの意思表示には、
適用しない。

(基金の割当て)
第十五条 理事は、前条第四項の規定により基金
の抛出の申込みをした者について、抛出すべき
基金の額を割り当てる。この場合において、理
事は、当該者が抛出すべき基金の額を、同項の
額よりも減額し、又はしないものとすることがで
きる。

(基金の払込み等)
第十六条 基金の総額について抛出者が確定した
ときは、理事は、遅滞なく、前条前段の規定に
より抛出すべき基金の額の割当てを受けた者に
当該割当額の払込みをさせなければならない。

2 前項の規定による払込みは、第十四条第二項
の申込用紙又は同条第三項本文の書面に記載さ
れた払込みの取扱いの場所においてしなければ
ならない。

3 第一項の規定は、現物抛出者に現物抛出財産
の給付をさせる場合について準用する。この場
合においては、登記、登録その他の権利の設定
又は移転を第三者に対抗するために必要な行為
は、有限責任中間法人の成立後にすることを妨
げない。

(現物抛出等の調査)
第十七条 理事は、定款に第十一条第一項各号に
掲げる事項の記載があるときは、選任された後
遅滞なく、当該各号に掲げる事項を調査させる
ため、検査役の選任を裁判所に請求しなければ
ならない。

2 前項の検査役は、調査の結果を裁判所に報告
しなければならない。

3 裁判所は、第十一条第一項各号に掲げる事項
(検査役の調査を経ない事項を除く)を不
当と認めるときは、これを変更する旨の決定を
しなければならない。この場合においては、当
該決定を社員、理事及び現物抛出者(現物抛
出事項を変更する場合に限る。)に告知しなければ
ならない。

4 前項前段の規定において現物抛出事項が変更
された場合においては、当該現物抛出事項につ
いての現物抛出者の現物抛出に係る意思表示
は、当該決定の確定後一週間以内に限り、取り
消すことができる。この場合においては、定款
を変更して設立に関する手続を続行することを
妨げない。

5 第三項前段の決定が確定したときは、定款
は、当該決定に従って変更されたものとみな
す。ただし、前項前段に規定する場合における
当該現物抛出事項の変更については、同項前段
の規定により現物抛出に係る意思表示の取消し
をした現物抛出者があるときは、この限りでな
い。

6 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合に
は、当該各号に定める事項については、適用し
ない。

一 第十一条第一項第一号及び第二号に規定す
る財産について定款に記載された価格の総額
が基金の総額の五分の一を超えず、かつ、五
百万円を超えない場合 当該各号に掲げる事
項

二 第十一条第一項第一号又は第二号に規定す
る財産中の取引所の相場の有価証券につ
いての定款に記載された価格が当該有価証券
の取引所の相場を超えない場合 当該有価証
券についての当該各号に掲げる事項

三 弁護士又は弁護士法人が第十一条第一項第
一号又は第二号に規定する財産中の不動産に
ついて、当該各号に掲げる事項が相当である
旨の証明をした場合(不動産鑑定士の鑑定評
価を受けた場合に限る。) 当該不動産につい
ての当該各号に掲げる事項
(設立手続の調査)

第十八条 理事及び監事は、次に掲げる事項を調
査しなければならない。
一 前条第六項第一号に掲げる場合における同
号に規定する財産について定款に記載された
価格が相当かどうか。

二 前条第六項第三号に規定する弁護士又は弁
護士法人の証明が相当かどうか。
三 基金の総額について抛出者が確定したかど
うか。
四 第十六条第一項の規定による払込み及び同
条第三項前段の規定による現物抛出財産の給
付が完了したかどうか。

2 理事及び監事は、前項の調査により、同項各
号に掲げる事項について、法令若しくは定款に
違反し、又は不当な事項があると認めるとき
は、社員にその旨を通知しなければならない。
(登記)

第十九条 有限責任中間法人の設立の登記は、前
二条の手続の終了した日から二週間以内に、主
たる事務所の所在地において行わなければならない。
二 前項の登記においては、第七条第一項各号及
び第二項各号に掲げる事項を登記しなければな
らない。

3 有限責任中間法人は、第一項の登記をした日
から二週間以内に、従たる事務所の所在地にお
いて、前項に規定する事項を登記しなければな
らない。

(基金の抛出に関する担保責任)
第二十条 有限責任中間法人の成立の時に基金の
総額のうち抛出者が確定していない部分がある
ときは、当該有限責任中間法人の成立当時の社
員及び理事は、共同して、当該部分について基
金の抛出者となったものとみなす。有限責任中
間法人の成立後に基金の抛出者の基金の抛出に
係る意思表示が取り消されたときも、同様とす
る。

2 有限責任中間法人の成立の時に基金のうち第十六条第一項の規定による払込み又は同条第三項前段の規定による現物拠出財産の給付がされていぬものがあるときは、当該有限責任中間法人の成立当時の社員及び理事は、連帯して、当該払込みがされていぬ額又は当該給付がされていぬ現物拠出財産の価額を弁済する責めに任ずる。

3 有限責任中間法人の成立の時に於ける第十一条第一項第一号又は第二号の財産の価格が定款に記載された価格に著しく不足するときは、当該有限責任中間法人の成立当時の社員及び理事は、当該有限責任中間法人に対し、連帯して、当該不足額を弁済する責めに任ずる。

4 第十一條第一項第一号又は第二号に掲げる事項について検査役の調査を経たときは、前項の規定にかかわらず、有限責任中間法人の成立当時の社員及び理事のうち、現物拠出者又は同号に規定する財産を当該有限責任中間法人に譲渡した者でないものは、現物拠出財産又は同号に規定する財産について同項の義務を負わない。
(商法の準用)

第二十一条 商法第七十八条、第七十九条、第八十条、第九十一条前段及び第九十一条八条の規定は、有限責任中間法人の設立の場合について準用する。この場合において、同法第七十八条中「前条第一項」とあるのは、「中間法人法第十六条第一項」と、同法第七十九条第一項中「株式引受人」とあるのは、「基金ノ拠出者」と、「第七十七条」とあるのは、「中間法人法第十六条第一項」と、「発起人」とあるのは、「理事」と、同条第二項中「発起人」とあるのは、「理事」と、「株式引受人」とあり、及び「株主」とあるのは、「基金ノ拠出者」と、「株式」とあるのは、「基金ノ額」と、同条第三項中「株式引受人」とあるのは、「基金ノ拠出者」と、同法第八十条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは、「有限責任中間法人成立当時ノ社員又ハ理事」と、同法第九十一条前段中「株式ヲ引受ケタル者」とあるのは、「基金ノ拠出者」と、「株式申込証」とあるのは、「中間法人法第十四条第二項ノ申込用紙」と、同法第九十一条中「発起人」とあるのは、「理事」と、「株式申込証、目論見書、株式募集ノ広告其ノ他株式募集ニ関スル文書」とあるのは、「中間法人法第十四条第二項ノ申込用紙、基金募集ノ広告其ノ他基金募集ニ関スル文書」と読み替へるものとする。

と、同条第二項中「発起人」とあるのは、「理事」と、「株式引受人」とあり、及び「株主」とあるのは、「基金ノ拠出者」と、「株式」とあるのは、「基金ノ額」と、同条第三項中「株式引受人」とあるのは、「基金ノ拠出者」と、同法第八十条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは、「有限責任中間法人成立当時ノ社員又ハ理事」と、同法第九十一条前段中「株式ヲ引受ケタル者」とあるのは、「基金ノ拠出者」と、「株式申込証」とあるのは、「中間法人法第十四条第二項ノ申込用紙」と、同法第九十一条中「発起人」とあるのは、「理事」と、「株式申込証、目論見書、株式募集ノ広告其ノ他株式募集ニ関スル文書」とあるのは、「中間法人法第十四条第二項ノ申込用紙、基金募集ノ広告其ノ他基金募集ニ関スル文書」と読み替へるものとする。

2 有限責任中間法人の設立の無効又は当該有限責任中間法人の社員、理事又は監事に限り、提起することができる。

3 商法第八十八条、第二百五条第三項及び第四項、第九十条、第九十一条、第三十七條並びに第三十八條の規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第九十条中「合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社、其ノ社員及」とあるのは、「有限責任中間法人、其ノ社員、理事及監事並ニ」と読み替へるものとする。

第二節 社員

(経費の負担)
第二十三条 社員は、定款の定めるところにより、有限責任中間法人に対し、経費を支払う義務を負う。
(任意退社)
第二十四条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、定款において、その定める期間前に有限責任中間法人に対して退社の予告をすることを要する旨を定めることを妨げない。

2 前項ただし書の予告期間は、一年を超えてはならない。
3 第一項ただし書の定款の定めがある場合であっても、やむを得ない事由があるときは、社員は、いつでも退社することができる。
(法定退社)
第二十五条 前条の場合のほか、社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- 一 定款に定めた事由の発生
 - 二 総社員の同意
 - 三 死亡又は解散
 - 四 除名
- (除名)
第二十六条 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によつてすることができる。この場合において、有限責任中間法人は、当該社員総会の日から一週間前までに当該社員に対しその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

2 前項前段の決議をするには、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の四分の三以上の議決権を有する者の賛成がなければならない。

3 除名は、除名した社員にその旨を通知しなければ、これをもって当該社員に対抗することができない。
(社員名簿の記載事項等)
第二十七条 有限責任中間法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿(以下「社員名簿」という。)を作成しなければならない。

2 商法第二百二十四条第一項及び第二項並びに第二百二十四条ノ二第一項及び第二項の規定は、有限責任中間法人の社員、基金の拠出の申込みをした者又は基金の拠出者に対する通知又は催告について準用する。
第三節 管理
第一款 社員総会
(権限)
第二十八条 社員総会は、この法律又は定款に定めた事項に限り、決議をすることができる。
(招集)
第二十九条 社員総会は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事が招集する。その過半数で決する。

3 理事は、毎年一回、一定の時期に、定時社員総会を招集しなければならない。
(社員による招集請求)
第三十条 総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、社員総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、社員総会の招集を請求することができる。

2 前項の規定は、定款で別段の定めをすることを妨げない。

3 第一項の請求があつた後遅滞なく招集の手続が行われないときは、当該請求をした社員は、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。当該請求があつた日から六週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知が発せられないときも、同様とする。

4 第一項又は前項の規定による社員総会においては、有限責任中間法人の業務及び財産の状況を調査させるため、検査役を選任することができる。

(招集通知)

第三十一条 社員総会を招集するには、当該社員総会の日から一週間前までに、各社員に対してその通知を発しなければならない。ただし、定款でこの期間を短縮することができる。

(総社員の同意による招集手続の省略)

第三十二条 社員総会は、総社員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(議決権)

第三十三条 社員は、各一個の議決権を有する。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。

(議事)

第三十四条 社員総会の議事は、この法律又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数で決する。

2 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該代理人は、代理権を証明する書面を有限責任中間法人に提出しなければならない。

3 前項前段の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

(議事録)

第三十五条 社員総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事は、これに署名しなければならない。

(事業譲渡)

第三十六条 有限責任中間法人が事業の全部の譲渡をするには、社員総会の決議によらなければならない。

2 前項の決議は、第二十六条第二項に定めるところにより行われなければならない。

3 第一項の決議をするには、第三十一条本文の通知において、同項の事業の全部の譲渡に関する議案の要領を示さなければならない。

(法人設立後一年以内の事業用財産の取得)

第三十七条 前条第一項及び第二項の規定は、有限責任中間法人がその成立後二年以内に、その成立前から存在する財産であつてその事業のために継続して使用するものを基金(代替基金を含む)の総額の二十分の一以上に当たる対価をもって取得する契約をする場合について準用する。

2 理事は、前項の契約に関する調査をさせるため、検査役の選任を裁判所に請求しなければならない。

3 第十七条第六項の規定は前項の規定の適用について、商法第百八十一条第三項及び第百八十四条第二項の規定は前項の検査役の報告書及びこの項において準用する第十七条第六項第三号

に規定する弁護士又は弁護士法人の証明書について、それぞれ準用する。

(商法及び有限会社法の準用)

第三十八条 商法第二百三十五条、第二百三十七条ノ三から第二百三十八条まで及び第二百四十三条の規定は、社員総会について準用する。この場合において、同法第二百四十三条中、第二百三十二条とあるのは、「中間法人法第三十一条」と読み替えるものとする。

2 商法第八十八条、第二百五条第三項及び第四百四十八条、第二百五十条並びに第二百五十一条の規定は、社員総会の決議の取消しを請求する訴えについて準用する。

3 商法第八十八条、第二百五条第三項及び第四百九条並びに第二百五十条の規定は、社員総会の決議が存在しないことの確認を請求する訴え及び社員総会の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議の無効の確認を請求する訴えについて準用する。

4 商法第六十六条第二項及び第二百四十九条第一項の規定は、有限責任中間法人が前二項に規定する訴えを提起した社員に対して相当の担保を立てるべきことを請求する場合について準用する。

5 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十二条の規定は、社員総会の決議をすべき場合について準用する。

第二款 理事

(定数)
第三十九条 有限責任中間法人には、一人又は数人の理事を置かなければならない。

(選任)
第四十条 理事は、社員総会において選任する。

(任期)

第四十一条 理事の任期は、二年とする。ただし、最初の理事の任期は、一年とする。

2 前項の規定は、定款により、同項の任期を短縮し、又は同項の任期中に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会が終結するまで伸長することを妨げない。

(解任)

第四十二条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、正当な事由がないのに任期の満了前に理事を解任したときは、当該理事は、有限責任中間法人に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

2 理事の職務遂行に関して不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該理事を解任する旨の議案が社員総会において否決されたときは、総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、当該社員総会の日から三十日以内に、当該理事の解任を裁判所に請求することができる。

3 商法第八十八条の規定は、前項の場合について準用する。

(有限責任中間法人との関係)

第四十三条 有限責任中間法人と理事との関係は、委任に関する規定に従う。

2 理事が受ける報酬は、定款にその額を定めなかったときは、社員総会の決議によって定める。

(業務の執行)

第四十四条 理事は、有限責任中間法人の業務を執行する。

2 理事が数人あるときは、有限責任中間法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、その過半数の意見により決定したところに従う。

3 有限責任中間法人の従たる事務所を設置、移転及び廃止についても、前二項と同様とする。
(法人の代表)

第四十五条 理事は、有限責任中間法人を代表する。

2 理事が数人あるときは、各自有限責任中間法人を代表する。ただし、定款、定款の規定に基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から特に当該有限責任中間法人を代表すべき者を定めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、定款又は社員総会の決議によって、数人の理事が共同して有限責任中間法人を代表すべきことを定めることができる。この場合においては、理事の一人に対する意思表示は、当該有限責任中間法人に対してその効力を生ずる。

4 有限責任中間法人を代表する理事は、当該有限責任中間法人の事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

5 前項の理事の代表権に加えられた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(有限責任中間法人との取引等)

第四十六条 理事が有限責任中間法人の財産を譲り受け、有限責任中間法人に対して自己の財産

を譲り渡し、有限責任中間法人から金銭の貸付けを受け、その他自己又は第三者のために有限責任中間法人と取引するには、社員総会の承認を得なければならない。有限責任中間法人が理事の債務を保証し、その他理事以外の者との間において有限責任中間法人と理事との利益が相反する取引をする場合についても、同様とする。

2 前項の理事又は有限責任中間法人を代表して同項の取引をしようとする理事は、同項の社員総会において、同項の取引についての重要な事実を開示しなければならない。

3 第一項の承認の決議は、第二十六条第一項に定めるところにより行わなければならない。

4 民法第八百八条の規定は、第一項前段の承認を得た同項前段の取引については、適用しない。

(有限責任中間法人に対する責任)

第四十七条 理事が第六十五条第二項又は第三項の規定に違反する基金の返還に関する議案を社員総会に提出したときは、当該理事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、当該議案を承認する決議に基づき違法に返還された額を弁済する責めに任ずる。

2 理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、当該理事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、当該行為により当該有限責任中間法人が受けた損害額を賠償する責めに任ずる。

3 第一項の議案の提出又は前項の行為をしたことに同意した理事は、当該提出又は当該行為をしたものとみなす。

4 第一項又は第二項の理事の責任は、総社員の

同意がなければ、免除することができない。
(第三者に対する責任)

第四十八条 理事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該理事は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 理事が第十四条第二項若しくは第七十四条第二項の申込用紙若しくは第五十九条第一項の書類に記載すべき重要な事項について虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該理事が当該記載、当該登記又は当該公告をするに注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

3 前条第三項の規定は、前二項の場合について準用する。
(代表訴訟)

第四十九条 社員は、有限責任中間法人に対し、書面によって、理事の責任を追及する訴えの提起を請求することができる。この場合においては、監事が、当該有限責任中間法人を代表して当該請求を受けるものとする。

2 有限責任中間法人が前項前段の請求の日から三十日以内に同項前段の訴えを提起しないときは、同項前段の社員は、有限責任中間法人のために、当該訴えを提起することができる。

3 前項に規定する期間の経過により有限責任中間法人に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、社員は、直ちに前項の訴えを提起することができる。

4 前二項の訴えは、訴訟の目的の価額の算定に

ついては、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

5 社員が第二項又は第三項の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の請求により、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。

6 被告が前項の請求をするには、第二項又は第三項の訴えの提起が悪意によるものであることを陳明しなければならない。

7 商法第二百六十八条から第二百六十八条ノ三までの規定は、理事の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十八条第三項中「前条第二項」とあるのは、「中間法人法第四十九条第二項」と、同法第二百六十八條ノ二第一項中「第二百六十七條第二項又ハ第三項」とあるのは、「中間法人法第四十九條第二項又ハ第三項」と読み替えるものとする。
(商法の準用)

第五十条 商法第七十条ノ二の規定は、仮処分令により理事の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

2 商法第二百五十四條ノ二、第二百五十八條及び第二百七十四條ノ二の規定は、理事について準用する。

第三款 監事

(定数)

第五十一条 有限責任中間法人には、一人又は数人の監事を置かなければならない。

(選任)

第五十二条 監事は、社員総会において選任する。

2 理事又は有限責任中間法人の使用人は、監事となることができない。

(任期)

第五十三條 監事の任期は、就任後三年以内に終

了する事業年度のうちに最終のものに関する定時

社員総会の終結の時までとする。

2 最初の監事の任期は、前項の規定にかかわら

ず、就任後最初に終了する事業年度に関する定

時社員総会の終結の時までとする。

3 前二項の規定は、定款により、任期の満了前

に退任した監事の補欠として選任された監事の

任期を退任した監事の任期の満了すべき時まで

とすることを妨げない。

(有限責任中間法人との関係)

第五十四條 有限責任中間法人と監事との関係

は、委任に関する規定に従う。

2 監事が受ける報酬は、定款にその額を定めな

かったときは、社員総会の決議によって定め

る。

3 監事が数人ある場合において、各監事の受け

る報酬の額について定款の定め又は社員総会の

決議がないときは、当該額は、前項の報酬の範

囲内において、監事の協議によって定める。

(職務及び権限)

第五十五條 監事は、有限責任中間法人の業務を

監査する。

2 監事は、理事及び有限責任中間法人の使用人

に対して事業の遂行の状況について報告を求

め、又は有限責任中間法人の業務及び財産の状

況を調査することができる。

3 監事は、理事が社員総会に提出しようとする

議案及び書類を調査しなければならない。この

場合において、法令若しくは定款に違反し、又

は著しく不当な事項があると認めるときは、社

員総会において、調査の結果を報告しなければ

ならない。

4 監事は、社員総会において、監事の選任若し

くは解任又は監事の報酬について意見を述べ

ることができる。

5 監事は、理事が有限責任中間法人の目的の範

囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する

行為をし、又はこれらの行為をしておそれがあ

ると認めるときは、社員総会において、その旨

を報告しなければならない。この場合におい

て、当該報告をするため必要があるときは、当

該監事は、社員総会を招集することができる。

6 監事は、理事が前項に規定する行為をし、又

は当該行為をしておそれがあつた場合において、

当該行為によって当該有限責任中間法人に著し

い損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事

に対し、当該行為をやめることを請求すること

ができる。

7 社員は、前項に規定する場合において、当該

行為によって当該有限責任中間法人に回復する

ことができない損害が生ずるおそれがあるとき

は、当該有限責任中間法人のため、当該理事に

対し、当該行為をやめることを請求することが

できる。

8 有限責任中間法人が理事に対し、又は理事が

有限責任中間法人に対して訴えを提起する場合

には、当該訴えについては、監事が有限責任中

間法人を代表する。

(有限責任中間法人に対する責任)

第五十六條 監事がその任務を怠つたときは、当

該監事は、有限責任中間法人に対し、連帯し

て、これによって生じた損害を賠償する責めに

任ずる。

2 前項の監事の責任は、総社員の同意がなけれ

ば、免除することができない。

(第三者に対する責任)

第五十七條 監事がその職務を行うについて悪意

又は重大な過失があつたときは、当該監事は、

連帯して、これによって第三者に生じた損害を

賠償する責めに任ずる。

2 監事が監査報告書に記載すべき重要な事項に

ついて虚偽の記載をしたときも、前項と同様と

する。ただし、当該監事が当該記載をするにつ

いて注意を怠らなかつたことを証明したとき

は、この限りでない。

(準用規定)

第五十八條 第四十二條並びに商法第二百五十四

條ノ二、第二百五十八條及び第二百七十九條ノ

二の規定は、監事について準用する。

2 商法第二百七十八條の規定は、監事が損害賠

償の責めに任ずる場合について準用する。

3 第四十九條第一項前段及び第二項から第六項

まで並びに商法第二百六十八條から第二百六

八條ノ三までの規定は、監事の責任を追及する

訴えについて準用する。この場合において、同

法第二百六十八條第三項中「前条第二項」とある

のは「中間法人法第五十八條第三項前段ニ於テ

準用スル同法第四十九條第二項」と、同法第二

百六十八條ノ二第一項中「第二百六十七條第二

項又ハ第三項」とあるのは「中間法人法第五十八

條第三項前段ニ於テ準用スル同法第四十九條第

二項又ハ第三項」と読み替へるものとする。

第四款 計算等

(計算書類の作成及び承認)

第五十九條 理事は、毎事業年度、次に掲げる書

類及びこれらの書類の記載を補足する重要な事

実を記載した書類(以下「附属明細書」という。)

を作成しなければならない。

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 事業報告書

四 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案

2 理事は、前項各号に掲げる書類を定時社員総

会に提出し、同項第三号に掲げる書類について

はその内容を報告し、同項第一号、第二号及び

第四号に掲げる書類については承認を求めなけ

ればならない。

(計算書類の監査)

第六十條 理事は、定時社員総会前に、前条第一

項の書類について監事の監査を受けなければな

らない。

2 理事は、定時社員総会の日から五週間前まで

に前条第一項各号に掲げる書類を、二週間前ま

でに附属明細書を監事に提出しなければならない

い。

3 監事は、前項の書類(附属明細書を除く)を

受領した日から四週間以内に、監査報告書を理

事に提出しなければならない。

(計算書類等の公示)

第六十一條 有限責任中間法人は、第五十九條第

一項の書類及び監査報告書を定時社員総会の日

の一週間前から五年間主たる事務所、これら

の書類の謄本を定時社員総会の日の一週間前か

ら三年間從たる事務所に、それぞれ備え置かなければならない。

2 社員及び有限責任中間法人の債権者は、当該有限責任中間法人が業務を行うべき時間内に限り、当該有限責任中間法人に対し、前項に規定する書類の閲覧又は当該書類の謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。この場合において、謄本又は抄本の交付を請求するには、当該有限責任中間法人の定めた費用を支払わなければならない。

(基金の返還に係る債権の取得の禁止)

第六十二条 有限責任中間法人は、次に掲げる場合を除くほか、自己を債務者とする基金の返還に係る債権を取得することができない。

一 合併又は他の法人の営業若しくは事業の全部の譲受けによる場合

二 有限責任中間法人の権利の履行に当たり、その目的を達成するために必要な場合

2 有限責任中間法人が前項各号に掲げる場合に同項の債権を取得したときは、民法第五百二十条本文の規定にかかわらず、当該債権は消滅しない。この場合においては、有限責任中間法人は、当該債権を相当の時期に他に譲渡しなければならない。

(貸借対照表における基金等の取扱い)

第六十三条 基金の総額及び代替基金は、貸借対照表の資本の部に計上しなければならない。

2 基金の返還に係る債務の額は、貸借対照表の負債の部に計上することができない。

(損失てん補準備金)

第六十四条 有限責任中間法人は、貸借対照表上

の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える事業年度においては、当該事業年度に係る第五十九条第一項第四号に規定する議案(以下「剰余金処分案」という。)を承認する旨の定時社員総会における決議に基づき、当該超過額の二十分の一以上を積み立てなければならない。ただし、この項の規定により積み立てた金額(以下「損失てん補準備金」という。)が既に基金(代替基金を含む。)の総額に達しているときは、この限りでない。

一 基金(代替基金を含む。)の総額

二 既に積み立てた損失てん補準備金

三 資産につき時価を付するものとした場合(時価が取得価額又は製作価額よりも高いときは時価を付することができない場合を除く。)において、その付した時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額

2 損失てん補準備金は、損失のてん補に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

(基金の返還)

第六十五条 基金の返還は、定時社員総会における剰余金処分案を承認する旨の決議に基づいて行わなければならない。

2 有限責任中間法人は、ある事業年度の貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超えない場合においては、当該事業年度の次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までの間は、基金の返還をすることができない。

金額

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる

二 当該事業年度において損失てん補準備金として積み立てなければならない額

3 有限責任中間法人は、ある事業年度の貸借対照表上の純資産額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該事業年度の次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までに限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

4 前二項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、有限責任中間法人の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を当該有限責任中間法人に対して返還すること(基金利息の禁止)

第六十六条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

(代替基金)

第六十七条 基金が返還される場合には、返還される基金に相当する金額が積み立てられるものとする。

2 前項の規定により積み立てられた金額は、取り崩すことができない。

(定款等の公示)

第六十八条 有限責任中間法人は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める場所に備え置かなければならない。

- 一 定款 主たる事務所及び従たる事務所
- 二 社員名簿 主たる事務所
- 三 社員総会の議事録(当該社員総会の日から十年間を経過していないものに限る。) 主たる事務所

四 社員総会の議事録の謄本(当該社員総会の日から五年間を経過していないものに限る。) 従たる事務所

2 社員及び有限責任中間法人の債権者は、当該有限責任中間法人が業務を行うべき時間内に限り、当該有限責任中間法人に対し、前項各号に掲げる書類の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合においては、当該有限責任中間法人は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(社員の帳簿閲覧権)

第六十九条 総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、有限責任中間法人に対し、会計帳簿及び会計の書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

2 前項の請求は、当該請求の理由を記載した書面によって行わなければならない。

3 商法第二百九十三条ノ七の規定は、第一項の請求があつた場合について準用する。

(検査役による調査)

第七十条 有限責任中間法人の事業の遂行に關し不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があると疑うに足りる事由があるときは、総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、当該有限責任中間法人の業務及び財産の状況を調査させるため、検査役の選任を裁判所に請求することができる。

2 前項の検査役は、調査の結果を裁判所に報告しなければならない。

3 裁判所は、前項の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、理事に対して社員総会の招集を命ずることができる。

4 商法第百八十一条第三項及び第百八十四条第二項の規定は、前項の場合における第一項の検査役の報告書について準用する。
(商法の準用)

第七十一条 商法第百八十五条、第百八十五条ノ二、第百八十五条ノ四から第百八十五条ノ七まで及び第百八十七条ノ二の規定は、有限責任中間法人の計算について準用する。この場合において、同法第百八十五条中「第三十四条第二号」とあるのは、「中間法人法第九十四条第三号」ニ於テ準用スル第三十四条第二号」と読み替へるものとする。

2 商法第百九十五条の規定は、有限責任中間法人とその使用人との間の雇用関係に基づいて生じた当該有限責任中間法人に対する債権について準用する。

第四節 定款の変更

第一款 定款の変更の方法

第七十一条 定款を変更するには、社員総会の決議によらなければならない。
2 前項の決議は、第二十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。

第二款 基金増加

(社員総会の決議)

第七十二条 存立中の有限責任中間法人は、この款の定めるところにより、基金を増加することができる。

2 前項に規定する基金の増加(以下「基金増加」という。)をするには、基金増加を内容とする定款の変更をする旨の社員総会の決議(以下「基金増加の定款変更決議」という。)を経なければならない。

3 基金増加をする場合において、現物抛出国があるときは、社員総会において、基金増加の定款変更決議のほか、現物抛出国を定める決議(以下「現物抛出国の決議」という。)を経なければならない。この場合においては、当該現物抛出国の決議は、第二十六条第一項に定めるところにより行わなければならない。

4 前項前段に規定する場合には、現物抛出国の決議は、現物抛出国が、次に掲げる事項を記載した用紙に、現物抛出国事項を承認する旨を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならない。その効力を生じない。

一 第十条第二項各号に掲げる事項
二 基金増加の定款変更決議において定められた増加すべき基金の額及び当該基金の抛出国の権利に関する規定
三 現物抛出国事項
四 定款において解散の事由を定めるときは、当該事由

5 第十一条第三項の規定は、基金増加について(基金の募集)
第七十四条 社員総会において基金増加の定款変更決議があったときは、理事は、増加すべき基金の額(現物抛出国の決議があるときは、現物抛出国の価格を控除した額)を募集しなければならない。

2 理事は、前項の場合において、次に掲げる事項を記載した基金の抛出国の申込用紙を作成し、これを同項の募集に応じて基金の抛出国の申込みをしようとする者に交付しなければならない。

一 前条第四項各号に掲げる事項
二 払込みを取り扱う銀行又は信託会社
3 第一項の募集に応じて基金の抛出国の申込みをしようとする者は、前項の申込用紙にその抛出国しようとする額及び住所を記載して、これに署名し、かつ、理事に交付しなければならない。
4 第十四条第三項及び第五項、第十五条並びに第十六条の規定は、基金増加について準用する。

(現物抛出国の調査)
第七十五条 理事は、現物抛出国の決議があるときは、当該現物抛出国の決議において定められた現物抛出国事項を調査させるため、検査役の選任を裁判所に請求しなければならない。ただし、当該現物抛出国の決議において定められた現物抛出国の価格の総額が基金(代替基金を含む)の総額の十分の一を超えず、かつ、増加すべき基金の額の五分の一を超えないとき、又は当該現物抛出国の価格の総額が五百万円を超えないときは、この限りでない。

2 第十七条第二項から第五項まで並びに第六項第二号及び第三号の規定は、前項本文の場合について準用する。この場合において、同条第三項後段中「社員、理事」とあるのは「理事」と、同条第五項本文中「定款」とあるのは「基金増加の定款変更決議」と読み替へるものとする。
(登記)

第七十六条 有限責任中間法人は、第七十四条第四項において準用する第十八条の規定による払込み及び現物抛出国の給付が完了した日(前条の手続を経るべき場合にあつては、当該手続

も終了した日)から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、基金増加による変更の登記をしなければならない。
(効力発生の時期)
第七十七条 基金増加は、主たる事務所の所在地において前条の登記をすることによって、その効力を生ずる。基金増加の定款変更決議による定款の変更についても、同様とする。
(基金の抛出国に関する担保責任)
第七十八条 基金増加の効力発生時において、増加すべき基金の額のうち抛出国が確定していない部分があるときは、理事は、共同して、当該部分について基金の抛出国となつたものとみなす。基金増加の効力発生後に基金の抛出国者の基金の抛出国に係る意思表示が取り消されたときも、同様とする。

2 基金増加の効力発生時において、第七十四条第四項において準用する第十六条の規定による払込み又は現物抛出国の給付がされていないものがあるときは、理事は、連帯して、当該払込みがされていない額又は当該給付がされていない現物抛出国の価額を弁済する責めに任ずる。

3 基金増加の効力発生時における現物抛出国の価格が現物抛出国の決議において定められた価格に著しく不足するときは、当該現物抛出国の決議に賛成した社員は、有限責任中間法人に対し、連帯して、当該不足額を弁済する責めに任ずる。

4 前項の場合において、現物抛出国の決議に関する議案を社員総会に提出した理事は、当該議案

官 報 (号 外)

における現物拠出財産の価格と基金増加の効力発生時における当該現物拠出財産の価格との差額を限度として、有限責任中間法人に対し、連帯して、同項の不足額を弁済する責めに任ずる。この場合においては、第四十七条第三項の規定を準用する。

5 現物拠出の決議において定められた現物拠出事項について検査役の調査を経たときは、理事及び社員(現物拠出者を除く。)は、前二項の規定にかかわらず、当該現物拠出の決議において定められた現物拠出財産について前二項の責任を負わない。
(基金増加無効の訴え)
第七十九条 基金増加の無効は、その効力発生の日から六月以内に、訴えをもってのみ主張することができる。

2 前項の訴えは、社員、理事又は監事に限り、提起することができる。
3 商法第八十八条、第五百五条第二項から第四項まで、第九十九条、第三百三十七条、第二百八十条ノ十七第一項及び第二百八十条ノ十八第一項の規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百八十条ノ十八第一項中「新株ノ株主」とあるのは、「基金ノ拠出者」と読み替えるものとする。

4 商法第六十六条第二項及び第二百四十九条第一項の規定は、有限責任中間法人が第一項の訴えを提起した社員に対して相当の担保を立てるべきことを請求する場合について準用する。
(商法の準用)
第八十条 商法第七十八条、第七十九条、第

百八十九条、第九十一条前段及び第九十一条の規定は、基金増加の場合について準用する。この場合において、同法第七十八条中「前条第一項」とあるのは「中間法人法第七十四条第四項ニ於テ準用スル同法第十六条第一項」と、同法第七十九条第一項中「株式引受人」とあるのは「基金ノ拠出者」と、「第九十一条」とあるのは「基金ノ拠出者」と、「第九十一条」とあるのは「基金ノ額」と、同法第三項中「株式引受人」とあるのは「基金ノ拠出者」と、同法第九十一条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「理事」と、同法第九十一条前段中「株式ヲ引受ケタル者」とあるのは「基金ノ拠出者」と、「株式申込証」とあるのは「中間法人法第七十三条第四項ノ書面又ハ同法第七十四条第二項ノ申込用紙」と、同法第九十一条中「発起人」とあるのは「理事」と、「株式申込証、日論見書、株式募集ノ広告其ノ他株式募集ニ関スル文書」とあるのは「中間法人法第七十四条第二項ノ申込用紙、基金募集ノ広告其ノ他基金募集ニ関スル文書」と読み替えるものとする。

第五節 解散
第八十一条 有限責任中間法人は、次に掲げる事由によつて解散する。
一 定款に定めた事由の発生
二 社員総会の決議

三 合併(合併により当該有限責任中間法人が消滅する場合の当該合併に限る。)
四 社員が一人となったこと。
五 破産
六 解散を命ずる裁判
2 前項第二号の決議は、第二十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。
(解散法人の継続)
第八十二条 前条第一項第一号又は第二号の場合においては社員総会の決議により、同項第四号の場合においては新たに社員を加えて、有限責任中間法人を継続することができる。
2 前項の決議は、第二十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。
(解散を求める訴え)
第八十三条 総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、有限責任中間法人の解散を求める訴えを提起することができる。
2 前項の場合において、裁判所は、次に掲げる事情があり、かつ、やむを得ない事由があるときに限り、有限責任中間法人の解散を命ずることができる。
一 有限責任中間法人がその事業の遂行において著しく困難な状況に至り、当該有限責任中間法人に回復することのできない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。
二 有限責任中間法人に属する財産の管理又は処分が著しく失当で、当該有限責任中間法人の存立を危うくするとき。
3 商法第八十八条及び第九十九条第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

(商法の準用)
第八十四条 商法第九十六条、第九十七条及び第四百六条ノ三の規定は、有限責任中間法人について準用する。この場合において、同法第九十七条中「第九十五条」とあるのは「中間法人法第八十二条」と、同法第四百六条ノ三第三項中「第三百四十二条」とあるのは「中間法人法第二十六条第二項」と読み替えるものとする。
第六節 清算
(清算をすべき場合)
第八十五条 有限責任中間法人が解散した場合に、第八十一条第一項第三号又は第五号に掲げる事由により解散したときを除き、この節の規定に従つて清算をしなければならない。この場合においては、当該有限責任中間法人は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまで、存続するものとみなす。
(残余財産の帰属)
第八十六条 債務を完済した解散後の有限責任中間法人に残存する財産(以下この節において「残余財産」という。)の帰属は、定款の定めるところによる。
2 前項の規定により残余財産の帰属が定められないときは、その帰属は、社員総会の決議により定まる。
3 前二項の規定により帰属が定められない残余財産は、国庫に帰属する。
(清算人の就任)
第八十七条 有限責任中間法人が第八十一条第一項第一号又は第二号に掲げる事由により解散した場合には、次に掲げる者が清算人となる。

一 理事(定款又は第八十一条第一項第二号に規定する決議において別段の定めがあるときを除く。)

二 定款に定める者

三 社員総会において選任された者

2 前項に規定する場合において、同項の規定により清算人となる者がいないときは、裁判所は、利害関係人の請求により清算人を選任する。

3 商法第二百二十二条の規定は、有限責任中間法人が第八十一条第一項第四号又は第六号に掲げる事由により解散した場合について準用する。

(清算人の解任)
第八十八条 清算人は、裁判所によって選任されたものを除き、社員総会の決議によって解任することができる。

2 裁判所は、重要な事由があるときは、利害関係人の請求により清算人を解任することができる。

(清算人の職務)

第八十九条 清算人は、次に掲げる職務を行う。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人が数人あるときは、有限責任中間法人の業務は、その過半数の意見により決定したところに従う。

(債務の弁済の順序)

第九十条 基金の返還に係る債務の弁済は、その余の有限責任中間法人の債務の弁済がされた後でなければ、することができない。

(準用規定)

第九十一条 民法第八十一条並びに商法第二百二十

三条第一項及び第二項、第二百二十五条、第二百十九條第三項、第三百一十條、第三百二十四條、第四百十九條第一項、第四百二十條から第四百二十三條まで、第四百二十四條第一項、第四百二十七條並びに第四百二十九條の規定は、有限責任中間法人の清算について準用する。この場合において、同法第二百二十三條第一項中「業務執行社員」とあるのは「中間法人法第八十七條第一項第一号ノ規定ニ依リ理事」と、同法第二百三十一條中「社員ニ分配スル」とあるのは「中間法人法第八十六條ノ規定ニ依リ同法第一項ニ規定スル残余財産ノ帰属スベキ者ニ引渡ス」と、「ヲ分配スル」とあるのは「ヲ引渡ス」と、同法第三百三十四條中「前条」とあるのは「中間法人法第九十一條第一項前段ニ於テ準用スル第四百二十七條第一項」と、同法第四百二十條第四項中「第二項」と、同法第四百二十條第四項中「第二項」と、同法第四百二十條第四項中「第二項」とあるのは「中間法人法第六十一條第一項」とあるのは「中間法人法第六十一條第一項」とあるのは「中間法人法第六十一條第一項」と読み替へるものとする。

2 第四十三條、第四十五條、第四十六條、第四十七條第二項から第四項まで及び第四十八條並びに商法第二百五十四條ノ二、第二百五十八條及び第二百七十四條ノ二の規定は、有限責任中間法人の清算人(第四十五條第二項ただし書及び第三項前段の規定については、裁判所によって選任されたものを除く。)について準用する。

3 第四十九條第一項から第六項まで及び商法第

二百六十八條から第二百六十八條ノ三までの規定は、有限責任中間法人の清算人の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十八條第三項中「前条第二項」とあるのは「中間法人法第九十一條第三項前段ニ於テ準用スル同法第四十九條第二項」と、同法第二百六十八條ノ二第一項中「第二百六十七條第二項又ハ第三項」とあるのは「中間法人法第九十一條第三項前段ニ於テ準用スル同法第四十九條第二項又ハ第三項」と読み替へるものとする。

4 商法第七十條ノ二の規定は、仮処分命令により清算人の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

(理事に関する規定の清算人への適用)
第九十二條 有限責任中間法人が解散した場合においては、次に掲げる理事に関する規定は、清算人に関する規定として清算人に適用があるものとする。

一 第二十九條、第三十條第一項、第三十五條第二項、第三十七條第二項、同法第三項において準用する商法第八十四條第二項、第三十八條第一項前段において準用する同法第二百三十七條ノ三及び第二百三十八條、第三十八條第二項において準用する同法第二百四十七條第一項並びに第三十八條第四項において準用する同法第二百四十九條第一項

二 第五十二條第二項、第五十五條第二項、第三項及び第五項から第八項まで並びに第五十八條第二項において準用する商法第二百七十八條

三 第六十九條第三項において準用する商法第二百九十三條ノ七及び第七十條第四項において準用する同法第八十四條第二項

第三章 無限責任中間法人

第一節 設立

(定款)

第九十三條 無限責任中間法人を設立するには、その社員になろうとする者が、共同して定款を作成し、各自これに署名しなければならない。

2 前項の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第七條第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 社員の氏名及び住所

三 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(登記)

第九十四條 無限責任中間法人の設立の登記は、主たる事務所の所在地において行わなければならない。

2 前項の登記においては、第七條第一項各号及び第三項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

3 無限責任中間法人は、第一項の登記をした日から二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に規定する事項を登記しなければならない。

(設立無効の訴え及び設立取消しの訴え)
第九十五條 無限責任中間法人の設立の無効又は取消しは、その成立の日から二年以内に、訴えをもってのみ主張することができる。

2 無限責任中間法人の設立の無効の訴えは、当

平成一十二年五月三十一日 衆議院會議録第三十四号

中間法人法案及び同報告書

四七

該無限責任中間法人の社員に限り、提起することができ。

3 商法第八十八条、第五百三条第三項及び第四項、第九十九条、第一百条、第三十七條並びに第三百三十八條の規定は、第一項の訴えについて準用する。この場合において、同法第一百条中「合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社」とあるのは、「無限責任中間法人」と読み替へるものとする。

第二節 社員 (社員の資格)

第九十六条 法人は、無限責任中間法人の社員となることのできない。

(社員の責任等)

第九十七条 無限責任中間法人の財産をもってその債務を完済することができないときは、社員は、連帯してその弁済の責めに任ずる。

2 無限責任中間法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、社員が、無限責任中間法人に資力があり、かつ、強制執行が容易であることとを証明したときは、適用しない。

4 商法第八十一条及び第八十二条の規定は無限責任中間法人の社員について、同法第八十三条の規定は無限責任中間法人の社員でない者に自己を無限責任中間法人の社員であると誤認させるべき行為があつたときについて、同法第九十一条第一項及び第二項の規定は無限責任中間法人を退社した者について、それぞれ準用する。(任意退社) 第九十八条 社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、いつでも退社することができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、社員は、いつでも退社することができる。(法定退社) 第九十九条 前条の場合のほか、社員は、次に掲げる事由によつて退社する。

- 一 第二十五条第一号、第二号及び第四号に掲げる事項
二 死亡
三 破産
四 後見開始の審判を受けたこと。(除名)

第一百条 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、他の社員の一致によつてすることができる。ただし、除名した社員にその旨を通知しなければ、これをもつて当該社員に対抗することができない。(準用規定) 第二十三条の規定は、無限責任中間法人について準用する。

第三節 管理 (業務の執行)

第一百一条 社員は、無限責任中間法人の業務を執行する。

2 無限責任中間法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、社員の過半数の意見により決定したところに従う。

3 定款によつて無限責任中間法人の業務を行うべき社員を定めた場合においては、当該社員が当該無限責任中間法人の業務を執行する。

4 前項の社員が数人あるときは、定款に別段の定めがある場合を除き、無限責任中間法人の業務は、当該社員の過半数の意見により決定したところに従う。

5 第二項又は前項の規定にかかわらず、無限責任中間法人の常務は、各社員(第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る。以下この条において同じ。)が行うことができる。ただし、その終了前に他の社員が異議を述べたときは、この限りでない。

6 民法第六百四十四条から第六百五十条までの規定は無限責任中間法人と社員との関係について、同法第六百七十二條の規定は第三項に規定する場合について、それぞれ準用する。

7 商法第七十条ノ二の規定は、仮処分命令により社員の職務を代行する者が選任された場合について準用する。(法人の代表) 第三十三条 社員(前条第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る。)は、無限責任中間法人を代表する。

2 前項の規定により無限責任中間法人を代表する社員が数人あるときは、各自当該無限責任中間法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、当該社員の中から特に当該無限責任中間法人を代表すべき者を定めることができる。

3 第四十五条第三項から第五項までの規定は、無限責任中間法人を代表すべき社員について準用する。この場合において、同条第三項中「社員総会の決議」とあるのは、「総社員の同意」と読み替へるものとする。

4 商法第七十九条の規定は、無限責任中間法人について準用する。(事業譲渡) 第一百四条 無限責任中間法人が事業の全部の譲渡をするには、総社員の同意によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、無限責任中間法人は、総社員のうち定款で定める一定割合以上の者の同意により事業の全部の譲渡をすることができる旨を定款で定めることができる。この場合において、当該一定割合は、二分の一を上回らなければならない。(報告及び調査) 第一百五條 社員は、他の社員(第一百一条第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る。)に対して事業の遂行の状況について報告を求め、又は無限責任中間法人の業務及び財産の状況を調査することができる。(商法の準用) 第一百六條 商法第七十五条第一項の規定は無限責任中間法人と社員との取引について、同条第二項の規定は無限責任中間法人と社員以外の者との取引について、それぞれ準用する。

2 第一百四條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第五節 解散 (解散事由) 第一百八條 無限責任中間法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

2 第一百四條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

2 第一百四條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

2 第一百四條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

2 第一百四條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

一 定款に定めた事由の発生

二 総社員の同意

三 合併(合併により当該無限責任中間法人が消滅する場合の当該合併に限る。)

四 社員が一人となったこと。

五 破産

六 解散を命ずる裁判

(解散法人の継続)

第九九条 前条第一号又は第二号の場合においては総社員の同意により、同条第四号の場合においては新たに社員を加えて、無限責任中間法人を継続することができる。

(解散を求め訴え)

第一百十條 社員は、無限責任中間法人の解散を求める訴えを提起することができる。

2 前項の場合において、裁判所は、やむを得ない事由があるときに限り、無限責任中間法人の解散を命ずることができる。

3 商法第八十八條及び第九九條第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

(商法の準用)

第一百十一條 商法第九十六條及び第九十七條の規定は、無限責任中間法人について準用する。この場合において、同法第九十七條中「第九十五條」とあるのは、「中間法人法第九九條」と読み替へるものとする。

第六節 清算

(清算をすべき場合)

第一百十二條 無限責任中間法人が解散した場合には、第九八條第三号又は第五号に掲げる事由により解散したときを除き、この節の規定に従つて清算をしなければならない。この場合においては、当該無限責任中間法人は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまで、存続するものとみなす。

第一百十三條 債務を完済した解散後の無限責任中間法人に残存する財産(以下この節において、残余財産という。)の帰属は、定款の定めるところによる。

2 前項の規定により残余財産の帰属が定めらなるときは、その帰属は、総社員の同意により定まる。

3 前二項の規定により帰属が定められない残余財産は、国庫に帰属する。

(清算人の就任)

第一百十四條 無限責任中間法人が第九八條第一号又は第二号に掲げる事由により解散した場合には、次に掲げる者が清算人となる。

一 社員(第九一條第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る。ただし、定款又は第九八條第二号に規定する同意において別段の定めがあるときを除く。)

二 定款に定める者

三 社員の過半数の意見によって選任された者が第九八條第四号又は第六号に掲げる事由により解散した場合について準用する。

(清算人の解任)

第一百十五條 清算人は、裁判所によって選任されたものを除き、社員の過半数の意見によって解任することができる。

2 第九八條第二項の規定は、無限責任中間法人の清算人の解任について準用する。

(法人と清算人との関係)

第一百十六條 無限責任中間法人と清算人との関係は、委任に関する規定に従う。

(清算人の職務)

第一百十七條 第九九條の規定は、無限責任中間法人の清算人について準用する。

(法人の代表)

第一百十八條 清算人は、無限責任中間法人を代表する。

2 清算人が数人ある場合においては、各自無限責任中間法人を代表する。

3 前項に規定する場合においては、同項の規定にかかわらず、社員の過半数の意見によって、次の事項を定めることができる。

一 一部の清算人のみが無限責任中間法人を代表すべきこと。

二 数人の清算人が共同して無限責任中間法人を代表すべきこと。

4 商法第九十九條第三項の規定は、第九十四條第二項に規定する場合について準用する。この場合においては、前項の規定は適用しない。

5 第四十五條第三項後段の規定は数人の清算人が共同して無限責任中間法人を代表すべき場合について、同条第四項及び第五項の規定は無限責任中間法人の清算人について、それぞれ準用する。

(事業譲渡)

第一百十九條 第九四條の規定にかかわらず、清算人が無限責任中間法人の事業の全部を譲渡するときは、社員の過半数の賛成があれば足りる。

(民法及び商法の準用)

第二百十條 民法第八十一條並びに商法第二百三十三條第一項及び第二項、第二百五十五條、第二百三十一條及び第二百三十二條並びに第二百三十三條から第二百三十四條ノ二までの規定は、無限責任中間法人の清算について準用する。この場合において、同法第二百三十三條第一項中「業務執行社員」とあるのは「中間法人法第九十四條第一項第一号ノ規定ニ依リ社員」と、同法第二百三十一條中「社員ニ分配スル」とあるのは「中間法人法第九十三條ノ規定ニ依リ同条第一項ニ規定スル残余財産ノ帰属スベキ者ニ引渡ス」と、「ヲ分配スル」とあるのは「ヲ引渡ス」と読み替へるものとする。

2 商法第七十條ノ二の規定は、仮処分命令により清算人の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

3 商法第七十五條第一項の規定は無限責任中間法人と清算人との取引について、同条第二項の規定は無限責任中間法人と清算人以外の者との取引について、それぞれ準用する。

4 商法第九十三條及び第九十五條第一項の規定は、無限責任中間法人の清算について準用する。この場合において、同法第九十五條第一項中「第八十條」とあるのは、「中間法人法第九十七條」と読み替へるものとする。

(任意清算)

第二百十一條 無限責任中間法人は、定款又は総社員の同意によって、解散の場合における当該無限責任中間法人の財産の処分の方法を定めるときは、当該無限責任中間法人が第九八條第一

号又は第二号に掲げる事由により解散した場合に限り、この条の規定及び当該財産の処分の方法に従い、清算をすることができ。この場合においては、第百十三条から第百十九条まで及び前条第二項から第三項までの規定は、適用しない。

2 前項前段の無限責任中間法人は、同項前段に規定する財産の処分の方法を定めた日又は当該無限責任中間法人の解散の日から二週間以内に、当該無限責任中間法人の債権者に対し、当該財産の処分の方法に異議がある場合には一定の期間内にこれを述べるべき旨を官報に掲載して公告し、かつ、知れている債権者には各別にこれを催告しなければならない。この場合において、当該期間は、一月を下回ってはならない。

3 債権者が前項前段の期間内に異議を述べなかつたときは、第一項前段の財産の処分の方法を承認したものとみなす。

4 債権者が異議を述べたときは、無限責任中間法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、第一項前段の財産の処分の方法が当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

5 商法第百十七條第一項後段、第百十八條及び第百十九條ノ二の規定は、第一項前段の場合における無限責任中間法人の清算について準用する。この場合において、同法第百十八條第一項

中「前条第三項」とあるのは「中間法人法第百二十一條第二項乃至第四項」と、同法第百十九條ノ二中「第百十七條第一項」とあるのは「中間法人法第百二十一條第一項」と読み替へるものとする。

第四章 合併

第一節 通則

(中間法人と中間法人との合併)

第百二十二條 中間法人は、他の中間法人と合併することができる。

2 合併後存続する中間法人又は合併により設立される中間法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める種類の中間法人でなければならない。

一 有限責任中間法人と有限責任中間法人とが合併する場合及び有限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併する場合 有限責任中間法人

二 無限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併する場合 無限責任中間法人

3 合併により中間法人を設立する場合における当該中間法人の定款には、第十條第一項又は第九十三條第一項に規定する者に代えて、合併する各中間法人を代表すべき理事又は社員が署名しなければならない。

(解散後の中間法人の合併)
第百二十三條 解散後の中間法人は、存立中の中間法人を合併後存続する中間法人とする場合に限る。合併することができる。

(合併の効果)
第百二十四條 合併後存続する有限責任中間法人又は合併により設立された有限責任中間法人

は、合併により消滅した有限責任中間法人の基金の拠出者に対する第二條第四号に規定する返還義務を承継する。

2 合併後存続する有限責任中間法人又は合併により設立された有限責任中間法人は、前項に定めるもののほか、合併により消滅した中間法人の権利義務を承継する。

3 合併後存続する無限責任中間法人又は合併により設立された無限責任中間法人は、合併により消滅した無限責任中間法人の権利義務を承継する。

(合併無効の訴え)

第百二十五條 中間法人の合併の無効は、合併の日から六月以内に、訴えをもってのみ主張することができる。

2 前項の訴えは、次に掲げる者に限り、提起することができる。

一 合併をする各中間法人の社員、清算人、破産管財人又は合併を承認しない債権者
二 前号の中間法人が有限責任中間法人であるときは、当該有限責任中間法人の理事又は監事

3 商法第八十八條、第百五條第二項から第四項まで、第百六條及び第百八條から第百十一條までの規定は、第一項の訴えについて準用する。

この場合において、同法第百十條中「其ノ社員及」とあるのは、「其ノ社員、理事及監事並ニ」と読み替へるものとする。

4 商法第百六條第二項及び第百二十九條第一項の規定は、有限責任中間法人が第一項の訴えを提起した有限責任中間法人の社員に対して相

当の担保を立てるべきことを請求する場合について準用する。

第二節 有限責任中間法人と有限責任中間法人との合併

(合併契約書の作成と社員総会の承認)
第百二十六條 有限責任中間法人が他の有限責任中間法人と合併するには、合併をする各有限責任中間法人は、合併契約書を作成しなければならない。

2 前項の合併契約書については、合併をする各有限責任中間法人において社員総会の承認を得なければならない。

3 前項の承認の決議は、第二十六條第二項に定めるところにより行わなければならない。

4 前項の決議をするには、第三十一條本文の通知において、第一項の合併契約書の要領を示さなければならない。

(合併契約書等の公示)

第百二十七條 合併をする各有限責任中間法人は、前条第二項の社員総会の日から二週間前日から合併の日後六月を経過する日まで、次に掲げる書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

一 合併契約書
二 前条第二項の社員総会の日の前六月以内の日に作成した合併をする各有限責任中間法人の貸借対照表

三 前号の貸借対照表が最終の貸借対照表でないときは、最終の貸借対照表
四 合併をする各有限責任中間法人の最終の貸借対照表とともに作成した損益計算書

五 前号の損益計算書のほか、第二号の貸借対照表とともに損益計算書を作成したときは、当該損益計算書

2 前項の場合において、合併により有限責任中間法人を設立するときは、当該有限責任中間法人の成立の日以後においては、当該有限責任中間法人についても、同項と同様とする。

3 前二項の有限責任中間法人の社員及び債権者は、当該有限責任中間法人が業務を行うべき時間内に限り、当該有限責任中間法人に対し、第一項各号に掲げる書類の閲覧又は当該書類の謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。ただし、謄本又は抄本の交付を請求するには、当該有限責任中間法人の定めた費用を支払わなければならない。

(吸収合併の合併契約書の記載事項)
第二百二十八条 有限責任中間法人が他の有限責任中間法人と合併する場合において、合併をする有限責任中間法人の一方が合併後存続するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 合併後存続する有限責任中間法人が合併により定款を変更するときは、その規定
- 二 合併後存続する有限責任中間法人の基金、代替基金及び準備金に関する事項
- 三 各有限責任中間法人において第二百二十六条第二項の決議をする社員総会の期日
- 四 合併をする時期
- 五 合併後存続する有限責任中間法人につき合併に際して就任すべき理事又は監事を定めたときは、当該定め

(新設合併の合併契約書の記載事項)
第二百二十九条 前条に規定する場合において、合併により有限責任中間法人を設立するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 合併により設立される有限責任中間法人の定款の規定
- 二 合併により設立される有限責任中間法人の基金、代替基金及び準備金に関する事項
- 三 前条第三号及び第四号に掲げる事項
- 四 合併により設立される有限責任中間法人の理事及び監事の氏名

(代替基金等の積立て)
第二百三十条 合併後存続する有限責任中間法人又は合併により設立される有限責任中間法人は、合併に際し、代替基金又は損失てん補準備金を積み立てることができる。

2 前項の規定により積み立てる額の総額は、合併により消滅した有限責任中間法人から承継した財産の価額から当該有限責任中間法人から承継した債務の額を控除した額を超えることができない。

3 第一項の規定により代替基金として積み立てる額は、合併により消滅した有限責任中間法人の代替基金の額を超えることができない。

(債権者の異議)
第二百三十一条 合併をする各有限責任中間法人は、当該各有限責任中間法人における第二百二十六条第二項の決議の日から二週間以内、当該各有限責任中間法人の債権者に対し、合併に異議がある場合には一定の期間内にこれを述べる

べき旨を、第一号に掲げる方法及び第二号又は第三号に掲げる方法により、告知しなければならない。この場合において、当該期間は、一月を下回ってはならない。

- 一 官報に掲載してする公告
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してする公告(公告の方法として定款に定めたものに限る。)
- 三 知れている債権者に対する各別の催告

2 第二百三十一条第三号及び第四号の規定は、前項前段の場合について準用する。

3 基金の返還に係る債権については、前二項の規定は、適用しない。

(効力発生の時期)
第二百三十二条 この節の規定による合併は、次に掲げる登記をすることによって、その効力を生ずる。

- 一 合併後存続する有限責任中間法人がその主たる事務所の所在地においてする当該合併による変更の登記

二 合併により設立された有限責任中間法人がその主たる事務所の所在地においてする第十九条第一項に規定する登記

(合併に関する事項を記載した書面の公示)
第二百三十四条 合併後存続する有限責任中間法人又は合併により設立された有限責任中間法人は、第三百三十一条に規定する手続の経過、合併の日、合併により消滅した有限責任中間法人から承継した財産の価額及び債務の額その他の合併に関する事項を記載した書面を、合併の日から六月間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 第二百三十七条第三項の規定は、前項の書面について準用する。

(合併前に就任した理事及び監事の任期)
第二百三十五条 合併後存続する有限責任中間法人の理事及び監事で合併前に就任したものは、合併契約書に別段の定めがあるときを除き、合併後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時に退任する。

第三節 無限責任中間法人と無限責任中間法人との合併
(合併契約書の作成と総社員の同意)
第二百三十六条 無限責任中間法人が他の無限責任中間法人と合併するには、合併をする各無限責任中間法人は、合併契約書を作成しなければならない。

2 前項の合併契約書については、合併をする各無限責任中間法人において総社員の同意を得なければならない。

中間法人と合併する場合において、合併をする無限責任中間法人の一方が合併後存続するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 合併後存続する無限責任中間法人が合併により定款を変更するときは、その規定
- 二 合併をする時期

(新設合併の合併契約書の記載事項)

第三百三十八条 前条に規定する場合において、合併により無限責任中間法人を設立するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 合併により設立される無限責任中間法人の定款の規定
- 二 合併をする時期

(債権者の異議)

第三百三十九条 合併をする各無限責任中間法人は、当該各無限責任中間法人において合併契約書について総社員の同意を得た日から二週間以内に、当該各無限責任中間法人の債権者に対し、合併に異議がある場合には一定の期間内にこれを述べるべき旨を官報に掲載して公告し、かつ、知れている債権者には各別にこれを催告しなければならない。この場合において、当該期間は、一月を下回ってはならない。

2 第二百一十一条第三項及び第四項の規定は、前項前段の場合について準用する。

(登記)
第四百十条 無限責任中間法人がこの節の規定により合併したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する無限

責任中間法人については当該合併による変更の登記、合併により消滅する無限責任中間法人については解散の登記、合併により設立された無限責任中間法人については第九十四条第一項及び第三項に規定する登記をしなければならない。

(効力発生の時期)

第四百一一条 この節の規定による合併は、次に掲げる登記をすることによって、その効力を生ずる。

- 一 合併後存続する無限責任中間法人がその主たる事務所の所在地においてする当該合併による変更の登記
- 二 合併により設立された無限責任中間法人がその主たる事務所の所在地においてする第九十四条第一項に規定する登記

第四節 有限責任中間法人と無限責任中間法人との合併

(合併契約書の作成等)

第四百二一条 有限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併するには、当該有限責任中間法人及び当該無限責任中間法人(以下この節において「合併をする各法人」という。)は、合併契約書を作成しなければならない。

2 前項の合併契約書については、同項の有限責任中間法人においては社員総会の承認を、同項の無限責任中間法人においては総社員の同意を得なければならない。

3 第二百一十六条第三項及び第四項の規定は、前項の承認の決議について準用する。
(合併契約書等の公示)
第四百三一条 合併をする各法人は、前条第二項

の社員総会の日の二週間前から合併の日の後六ヶ月を経過する日まで、次に掲げる書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

- 一 合併契約書
- 二 前条第二項の社員総会の日の前六ヶ月以内の日に作成した合併をする各法人の貸借対照表
- 三 前号の貸借対照表が最終の貸借対照表でないときは、最終の貸借対照表
- 四 合併をする有限責任中間法人の最終の貸借対照表とともに作成した損益計算書
- 五 前号の損益計算書のほか、合併をする各法人が第二号の貸借対照表とともに損益計算書を作成したときは、当該損益計算書

2 前項の場合において、合併により有限責任中間法人を設立するときは、当該有限責任中間法人の成立の日以後においては、当該有限責任中間法人についても、同項と同様とする。

3 前二項の中間法人の社員及び債権者は、当該中間法人が業務を行うべき時間内に限り、当該中間法人に対し、第一項各号に掲げる書類の閲覧又は当該書類の謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。ただし、謄本又は抄本の交付を請求するには、当該中間法人の定めた費用を支払わなければならない。

(吸収合併の合併契約書の記載事項)
第四百四一条 有限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併する場合において、当該有限責任中間法人が合併後存続するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該有限責任中間法人が合併により定款を変更するときは、その規定

二 当該有限責任中間法人の準備金に関する事項

三 当該有限責任中間法人において第四百二十二条第二項の決議をする社員総会の期日

四 合併をする時期

五 当該有限責任中間法人につき合併に際して就任すべき理事又は監事を定めたときは、当該定め

(新設合併の合併契約書の記載事項)

第四百四十五条 前条に規定する場合において、合併により有限責任中間法人を設立するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 合併により設立される有限責任中間法人の定款の規定
- 二 合併により設立される有限責任中間法人の基金、代替基金及び準備金に関する事項
- 三 合併により消滅する有限責任中間法人において第四百四十二条第二項の決議をする社員総会の期日
- 四 合併をする時期
- 五 合併により設立される有限責任中間法人の理事及び監事の氏名

(損失てん補準備金の積立て)

第四百四十六条 合併後存続する有限責任中間法人は、合併に際し、合併により消滅した無限責任中間法人から承継した財産の価額から当該無限責任中間法人から承継した債務の額を控除した額を限度として、損失てん補準備金を積み立てることができる。

2 合併により設立される有限責任中間法人は、

合併に際し、代替基金又は損失てん補準備金を積み立てることができる。

3 前項の規定により積み立てる額の総額は、合併をする各法人から承継した財産の価額から当該合併をする各法人から承継した債務の額を控除した額を超えることができない。

4 第二項の規定により代替基金として積み立てる額は、合併により消滅した有限責任中間法人の代替基金の額を超えることができない。
(債権者の異議)

第百四十七条 合併をする各法人は、当該合併をする各法人の債権者に対し、合併に異議がある場合には一定の期間内にこれを述べるべき旨を告知しなければならない。この場合において、当該期間は、一月を下回ってはならない。

2 前項前段の告知は、有限責任中間法人にあっては第百四十二条第二項の決議の日から、無限責任中間法人にあっては同項の総社員の同意を得た日から、それぞれ二週間以内に行わなければならない。

3 第一項前段の告知は、有限責任中間法人にあっては第百三十一条第一号に掲げる方法及び同項第二号又は第三号に掲げる方法により、無限責任中間法人にあっては同項第一号及び第三号に掲げる方法により、行わなければならない。

4 第百二十一条第三項及び第四項の規定は、第一項前段の場合について準用する。

5 基金の返還に係る債権については、前各項の規定は、適用しない。

(合併に関する事項を記載した書面の公示)

第百四十八条 合併後存続する有限責任中間法人

又は合併により設立された有限責任中間法人は、前条に規定する手続の経過、合併の日、合併により消滅した中間法人から承継した財産の価額及び債務の額その他の合併に関する事項を記載した書面を、合併の日から六月間、主たる事務所に着置かなければならない。

2 第百二十七条第三項の規定は、前項の書面について準用する。

(準用規定)

第百四十九条 第百三十一条、第百三十三条及び第百三十五条の規定は、有限責任中間法人と無限責任中間法人とが合併した場合について準用する。

第五章 雑則

(登記簿)

第百五十条 登記所に、中間法人登記簿を備える。

(商法及び商業登記法の準用)

第百五十一条 商法第九条及び第十一条の規定は、中間法人に関する登記について準用する。この場合において、同法第九条中「商業登記簿」とあるのは、「中間法人登記簿」と読み替えるものとする。

2 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第一条から第五条まで、第七条から第二十七条まで、第三十一条、第三十三条、第四十二条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項、第二項及び第三項本文、第六十二条、第六十三条、第六十四条第二項、第六十六条、第六十八条第一項、第六十九条、第七十条並びに第七十条から第七十二条まで

での規定は、中間法人に関する登記について準用する。この場合において、同法第三十一条第一項中「商法」とあるのは「中間法人法第九十九条第二項第六号において準用する商法」と、同法第三十三条第一項及び第四十二条中「商法」とあるのは「中間法人法第九十九条第二項第一号において準用する商法」と、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「中間法人法第十九条第二項又は同法第九十四条第二項」と、同法第六十二条第一項中「業務執行社員」とあるのは「有限責任中間法人の理事又は無限責任中間法人の社員(中間法人法第百二条第三項に規定する場合においては、同項に規定する社員に限る。）」と、同法第二項、第六十三条第二項及び第六十四条第二項中「商法」とあるのは「中間法人法第九十一条第一項前段又は第百二十一条第一項前段において準用する商法」と読み替えるものとする。

3 商業登記法第八十条(第三号、第六号、第七号及び第九号を除く。)、第八十一条、第八十二条、第九十条(第五号、第六号及び第九号を除く。)、第九十一条、第九十一条の二及び第九十一条の規定は、有限責任中間法人に関する登記について準用する。この場合において、同法第八十条第二号中「株式」とあるのは「基金の拠出」と、同法第四号中「商法第百七十三条第三項前段」とあるのは「中間法人法第十七条第六項第三号」と、同法第八号中「取締役、代表取締役及び監査役」とあるのは「理事及び監事」と、同法第八十二条中「新株発行」とあるのは「基金増加」と、同法第一号中「株式」とあるのは「基金の拠

出」と、同法第二号中「商法第百八十条ノ八第二項において準用する同法第百七十三条第三項前段」とあるのは「中間法人法第七十五条第二項において準用する同法第十七条第六項第三号」と、同法第九十条第二号中「株主総会若しくは社員総会」とあるのは「社員総会」と、同法第三号中「商法第百条第一項(同法第百四十七条において準用する場合を含む。）」とあるのは「中間法人法第百三十一条第一項」と、「同法第四百二条第一項(有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第六十三条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「同法第百四十七条第一項から第三項まで」と、「催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該会社に対しては、これらの公告)」とあるのは「催告」と、同法第七号中「合併により資本」とあるのは「合併により消滅する有限責任中間法人の基金の総額を証する書面並びに合併により代替基金」と、「商法第四百三十三条ノ二第一項前段」とあるのは「中間法人法第百三十条第二項及び第三項」と、同法第九十一条第一号中「第六号」とあるのは「第四号」と、同法第一号中、第八号及び第九号とあるのは「及び第八号」と、同法第三号中「商法第四百三十三条ノ二第二項前段」とあるのは「合併により消滅する有限責任中間法人の基金の総額を証する書面並びに中間法人法第百三十条第二項及び第三項又は第百四十六条第三項及び第四項」と、同法第九十一条の二第一項中「商法」とあるのは「中間法人法第八十四条前段において準用する商法」と読み替えるものとする。

4 商業登記法第五十四条、第五十五条第二項、第六十条、第六十四条第一項、第六十七条及び第六十八条第一項の規定は、無限責任中間法人に関する登記について準用する。この場合において、同法第六十四条第一項中「商法」とあるのは「中間法人法第二百一十一条第五項前段において準用する商法」と、同法第六十七条第一号中「消滅会社」とあるのは「合併契約書及び合併により消滅する無限責任中間法人」と、同法第二号中「商法第百条第一項(同法第四百七十七条において準用する場合を含む。)」とあるのは「中間法人法第百三十九条第一項」と読み替えるものとする。

(非訟事件手続法の準用)
第百五十二条 非訟事件手続法明治三十一年法律第十四号第百二十六条第一項及び第二項、第百二十七条から第百三十二条ノ二まで、第百三十二条ノ四、第百三十二条ノ五、第百三十四条から第百三十五条ノ八まで、第百三十六条前段、第百三十六条ノ二、第百三十七条前段、第百三十七条ノ二、第百三十八条、第百三十九条ノ二から第百三十八条ノ七まで、第百三十九条(第三号及び第七号を除く。並びに第百四十条の規定は、中間法人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(署名に代わる記名押印)
第百五十三条 この法律又はこの法律において準用する商法の規定により署名すべき場合には、記名押印をもって、署名に代えることができる。

(破産法の適用の特例)

第百五十四条 有限責任中間法人が破産宣告を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法(大正十一年法律第七十一号)第四十六号各号に掲げる請求権に後れる。
2 破産法第百二十七条第二項の規定は、存立中の無限責任中間法人について準用する。
(銀行とみなす場合)
第百五十五条 次の各号に掲げる金融機関は、当該各号に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項第三号、第十四条第二項第二号、同条第三項本文第七十四条第四項において準用する場合を含む。)、第七十四条第二項第二号、第二十一条前段及び第八十条前段において準用する商法第百七十八条及び第百八十九条並びに第百五十一条第三項前段において準用する商業登記法第八十条第十号及び第八十二条第四号の規定の適用については、銀行とみなす。

一 農林中央金庫 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十三条第一項第十号に掲げる業務
二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会 同条第六項第九号に掲げる業務
三 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第二号、第八十七号第一項第二号、第九十三号第一項第二号又は第九十七号第一項第一号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会 同法第十一条第三項第六号、第八十七条第四

項第六号、第九十三号第二項第六号又は第九十七号第三項第六号に掲げる業務

四 信用協同組合又は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会 同法第九条の八第二項第十三号又は第九条の九第五項第一号(同法第九条の八第二項第十三号に係る部分に限る。)に掲げる業務
五 信用金庫又は信用金庫連合会 信用金庫法(昭和二十六年法律第百三十八号)第五十三条第三項第八号又は第五十四条第四項第八号に掲げる業務
六 労働金庫又は労働金庫連合会 労働金庫法(昭和二十八年法律第百二十七号)第五十八条第二項第十四号又は第五十八条の二第一項第十二号に掲げる業務
(消費税法等の適用の特例)
第百五十六条 中間法人は、消費税法(昭和六十二年法律第百八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第六章 罰則
第百五十七条 有限責任中間法人の理事、監事、仮処分命令により選任されたこれらの者の職務を代行する者、第五十条第二項若しくは第五十八条第一項において準用する商法第二百五十八條第二項前段に規定する一時職務を行うべき者又は事業に関する種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は当該有限責任中間法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当

該有限責任中間法人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 有限責任中間法人の清算人、仮処分命令により選任された清算人の職務を代行する者又は第九十一条第二項において準用する商法第二百五十八条第二項前段に規定する一時職務を行うべき者が、前項に掲げる行為をし、当該有限責任中間法人に財産上の損害を加えたときも、同項と同様とする。
3 前二項の未遂は、罰する。
(法人財産を危うくする罪)
第百五十八条 前条第一項に掲げる者又は検査役は、次の各号のいずれかに該当する場合には、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 有限責任中間法人の設立又は基金増加の場合において、基金の拠出者の確定若しくは基金の拠出に係る払込みについて、又は第十一条第一項各号に掲げる事項若しくは第七十三条第三項に規定する現物拠出の決議において定められた事項について、裁判所に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。
二 法令又は定款の規定に違反して、基金の返還をしたとき。
三 有限責任中間法人の目的の範囲外において、投機取引のために有限責任中間法人の財産を処分したとき。
(虚偽文書行使罪)
第百五十九条 第百五十七条第一項に掲げる者又は基金の募集の委託を受けた者(法人であると

きは、その取締役その他業務を執行する役員又は支配人が、基金の募集に当たり、重要な事項について虚偽の記載のある第十四条第二項若しくは第七十四条第二項に規定する申込用紙又は基金の募集の広告その他基金の募集に関する文書を使用したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
(預合いの罪)

第六十条 第五十七条第一項に掲げる者が、基金の拠出に係る払込みを仮装するため預合いを行ったときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。
(理事等の汚職の罪)

第六十一条 第五十七条第一項若しくは第二項に掲げる者又は検査役が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与し、又は申込み若しくは約束をした者も、同様とする。

3 第一項の場合において、收受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。
(過料に処すべき場合)

第六十二条 理事、監事、清算人、無限責任中間法人の社員(第六十二条第三項に規定する場合において)、同項に規定する社員に限る。仮処分命令により選任されたこれらの者の職務を代行する者、第五十条第二項、第五十八条第一項若しくは第九十一条第二項において準用する商法第二百五十八条第二項前段に規定する一時

職務を行うべき者又は検査役は、次の各号のいづれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律又はこの法律において準用する商法に定める登記をすることを怠ったとき。
二 この法律若しくはこの法律において準用する商法に定める公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三 この法律又はこの法律において準用する商法の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

四 この法律又はこの法律において準用する商法に定める調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

五 この法律又はこの法律において準用する商法に定める事項について、官庁又は社員総会に対し、虚偽の申述をし、又は事実を隠蔽したとき。

六 第十四条第二項又は第七十四条第二項の規定に違反して、申込用紙を作成せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

七 第十四条第三項第七十四条第四項において準用する場合を含む。の規定に違反して、書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

八 第二十九条第三項の規定又は第七十条第三項の規定による裁判所の命令に違反して、社員総会を招集しなかつたとき。

九 第三十八条第一項前段において準用する商法第二百三十七条ノ三の規定(当該規定が第九十二条第一号の規定により清算人に適用があるものとされる場合を含む。)に違反して、社員が求めた事項について説明をしなかつたとき。

十 第四十六条第二項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、社員総会において、重要な事実を開示せず、又は虚偽の事実を開示したとき。

十一 法律又は定款に定められた理事又は監事の員数を欠くこととなつた場合において、その選任手続をすることを怠つたとき。

十二 定款、社員名簿、議事録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、剰余金の処分若しくは損失の処理に関する議案、監査報告書、会計帳簿、第五十九条第一項若しくは第九十一条第一項前段において準用する商法第四百二十一条第一項の附属明細書、第九十一条第一項前段において準用する同法第四百十九條第一項、第四百二十一条第一項前段において準用する同法第二百一十一條第五項前段において準用する同法第一百七

条第一項後段の財産目録、第九十一条第一項前段において準用する同法第四百二十一条第一項の事務報告書、第九十一条第一項前段において準用する同法第四百二十七條第一項の決定書又は第三百三十四條第一項若しくは第三百四十八條第一項の書面に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十三 第六十一条第一項、第六十八条第一項、第二百二十七條第一項若しくは第二項、第三百

十四 第四十三条第一項若しくは第二項、第四十八条第一項又は第九十一条第一項前段において準用する商法第四百二十一条第三項の規定に違反して、書類を備え置かなかつたとき。

十四 第六十二条第一項の規定に違反して、基金の返還に係る債権を取得したとき。

十五 第六十二条第二項後段の規定に違反して、基金の返還に係る債権を相当の時期に他に譲渡しなかつたとき。

十六 第六十四条又は第六十七条の規定に違反して、損失てん補準備金又は代替基金を積み立てず、又はこれを取り崩したとき。

十七 裁判所の選任した清算人に事務の引渡しをしなかつたとき。

十八 第九十一条第一項前段又は第二百二十一条第一項前段において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をすることを怠つたとき。

十九 第九十一条第一項前段又は第二百二十一条第一項前段において準用する商法第三百一十一條の規定に違反して、中間法人の財産を引き渡したとき。

二十 清算の終了を遅延させる目的で、第九十一条第一項前段において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたととき。

二十一 第九十一条第一項前段において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

二十二 第二百一十一條第二項から第四項までの規定に違反して、無限責任中間法人の財産を処分したとき。

二十三 第三百三十一条、第三百二十九条又は第四百七十七条の規定に違反して、合併したとき。
第六十三条 第八條第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(名称に関する経過措置)

第二条 第八條第二項の規定は、この法律の施行の際現に中間法人であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

(弁護士法人に関する経過措置)

第三条 弁護士法の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、弁護士法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における第十七条第六項第三号、第十八条第一項第二号及び第三十七條第三項の規定の適用については、これらの規定中「弁護士又は弁護士法人」とあるのは、「弁護士」とする。

(商法の一部改正)

第四条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二百五十四條ノ二第三号中「又ハ有有限会社法」を、「有限会社法又ハ中間法人法」に改める。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十

六号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二中「又は合資会社」を「若しくは合資会社又は無限責任中間法人」に、「その責」を「その責め」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第六条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百四十七号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「又は合資会社」を「若しくは合資会社又は無限責任中間法人」に、「その責」を「その責め」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第十九号中「外国相互会社の登記」の下に「並びに中間法人法(平成十三年法律第 号)第五百五十一条(商法及び商業登記法の準用)の規定によつてする中間法人の登記」を加え、同号(イ)中「相互会社」につき「若しくは中間法人」を加え、同号(イ)中「又は合資会社」を「若しくは合資会社又は無限責任中間法人」に改め、同号(ハ)中「有限会社」の下に「又は無限責任中間法人」を、「金額」の下に「又は基金(代替基金を含む。以下この号において同じ)の総額」を加え、同号(ニ)中「又は有限会社の資本」を「若しくは有限会社の資本又は有限責任中間法人の基金」に改め、「金額」の下に「又は基金の総額」を加え、同号(ホ)中「又は有限会社」を「若しくは有限会社又は無限責任中間法人」に改め、「金額」の下に「又は基金の総額」を加え、「消滅した会社又は」を「消滅した会社若しくは中間法人又は」に、「会社が」を「会社又は中間法人が」に、「又は合資会社」を「若しくは

合資会社又は無限責任中間法人」に改め、同号(ヘ)中「又は有限会社の資本」を「若しくは有限責任中間法人の基金又は有限責任中間法人の基金」に改め、「金額」の下に「又は基金の総額」を加え、「消滅した会社又は」を「消滅した会社若しくは中間法人又は」に、「会社が」を「会社又は中間法人が」に、「又は合資会社」を「若しくは

は合資会社又は無限責任中間法人」に改め、同号(ヘ)中「又は有限会社の資本」を「若しくは有限責任中間法人の基金又は有限責任中間法人の基金」に改め、「金額」の下に「又は基金の総額」を加え、「消滅した会社」を「消滅した会社又は中間法人」に、「又は合資会社」を「若しくは合資会社又は無限責任中間法人」に改め、同号(ワ)中「又は取締役」を「取締役」に改め、「監査役」の下に「又は理事若しくは監事」を、「相互会社」の下に「若しくは中間法人」を、「金額」の下に「又は基金の総額」を、「会社」の下に「又は中間法人」を加え、同号(ヨ)中「監査役」の下に「若しくは理事若しくは監事」を加え、同号(レ)中「相互会社」の下に「若しくは中間法人」を加え、同号(ソ)中「会社の継続」を「会社若しくは中間法人の継続」に改め、「相互会社」の下に「若しくは中間法人」を加え、同号(ニ)中「相互会社」の下に「若しくは中間法人」を加え、同号(イ)中「金額」の下に「又は中間法人」を加え、同号(四)中「又は相互会社」の下に「若しくは中間法人」を加える。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

第六十一 中間法人法(平成十三年法律第 号)第五百五十七條(理事等の特別背任)の罪

は合資会社又は無限責任中間法人」に改め、同号(ヘ)中「又は有限会社の資本」を「若しくは有限責任中間法人の基金又は有限責任中間法人の基金」に改め、「金額」の下に「又は基金の総額」を加え、「消滅した会社又は」を「消滅した会社若しくは中間法人又は」に、「会社が」を「会社又は中間法人が」に、「又は合資会社」を「若しくは

理由

公益も営利も目的としない団体の社会経済活動が我が国において重要な地位を占めていることにかんがみ、これらの団体の準則主義による法人格の取得を可能とする制度を新たに創設し、法人格取得の要件及び法人格取得後の当該法人の組織及び運営についての規律を内容とする一般法を新たに定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中間法人法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、公益も営利も目的としない団体の社会経済活動が、我が国において重要な地位を占めていることにかんがみ、これらの団体について、準則主義による法人格の取得を可能とするための一般的な法人制度を新たに設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 中間法人としての法人格付与の対象とする団体は「社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団」とし、そのような団体が設立の登記をすることによって法人格を取得することができるものとする。
- 2 中間法人の種類については、社員が法人の債権者に対して責任を負わない有限責任中間法人と、社員が法人の債権者に対して責任を負う無限責任中間法人の二つの類型を設けること。
- 3 中間法人においては、出資をすることを社員となるための要件とはせず、社員は、法人

に対して剰余金の分配を請求する権利等を行
しないものとする。

4 有限責任中間法人においては、社員総会は
法定の事項及び定款で定めた事項に限り決議
することができ、理事が法人の業務の決定及
び執行に当たるとし、監事が法人の業務
を監査することとし、法人に一定の財産的基
盤を備えさせるために基金制度を採用し、最
低基金総額を三百万円とするものとするこ
と。

5 無限責任中間法人においては、原則とし
て、法人の業務は社員の過半数により決し、
各社員が業務の執行に当たるとするこ
と。

6 この法律は、公布の日から起算して一年を
超えない範囲内において政令で定める日から
施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、公益も営利も目的としない団体の社
会経済活動が、我が国において重要な地位を占
めていることにかんがみ、これらの団体の準則
主義による法人格の取得を可能とする制度を創
設し、法人格取得の要件及び法人格取得後の当
該法人の組織及び運営についての規律を内容と
する一般法を新たに定めようとするもので、そ
の措置は妥当なものと認め、これを可決すべき
ものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。
右報告する。

平成十三年五月二十九日

法務委員長 保利 耕輔
衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

中間法人法案に対する附帯決議
政府は、この法律の施行に伴い、次の点につ
き格段の努力をすべきである。

政府は、非営利団体に関する法人制度につ
いて、国民生活における非営利団体の活動の重要性
と将来性を踏まえ、社会の変容に十分対応できる
制度とする観点から、公益性の認定の在り方等民
法第三十四条の公益法人に関する法制の見直しを
含め、その基本的な法制の在り方を速やかに検討
すること。

国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結
について承認を求めめるの件

右

国会に提出する。

平成十三年三月十九日

内閣総理大臣臨時代理 福田 康夫
国務大臣 福田 康夫

国際労働機関憲章の改正に関する文書の締
結について承認を求めめるの件

国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結に
ついて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の
規定に基づき、国会の承認を求めめる。

理由

この改正文書は、国際労働機関において採択さ

れた条約がその目的を失ったこと等が明らかであ
る場合には、総会が当該条約を廃止することがで
きるようにするためのものである。我が国がこの
改正文書を締結してその早期発効に寄与すること
は、労働の分野における国際協力を一層推進する
との見地から有意義であると認められる。よっ
て、この改正文書を締結することといたしたい。
これが、この案件を提出する理由である。

国際労働機関憲章の改正に関する文書

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百
九十七年六月三日にその第八十五回会期として会
合し、

その会期の議事日程の第七議題に含まれる問
題、すなわち、国際労働機関憲章の改正の採択を
決定して、

次の国際労働機関憲章の改正に関する文書(引
用に際しては、千九百九十七年の国際労働機関憲
章改正文書と称することができる。)を千九百九
十七年六月十九日に採択する。

第一条

この改正文書が効力を生ずる日から、国際労働
機関憲章第十九条8の次に次の9を加える。

9 この条の規定に従って採択された条約がそ
の目的を失ったこと又はこの機関の目的の達
成に当たりもはや有益な貢献をしていないこ
とが明らかである場合には、総会は、理事会
の提案に基づき、出席代表の投票の三分の二
の多数によつて当該条約を廃止することがで
きる。

第二条

この改正文書の二通は、総会議長及び国際労働
事務局長の署名によつて認証される。その一通は
国際労働事務局に寄託し、他の一通は国際連合憲
章第一百二条の規定に従って登録するために国際連
合事務総長に送付する。事務局長は、この改正文
書の認証謄本を国際労働機関のすべての加盟国に
送付する。

第三条

1 この改正文書の正式の批准書又は受諾書は、
国際労働事務局長に送付するものとし、同事務
局長は、その受領を国際労働機関の加盟国に通
報する。

2 この改正文書は、国際労働機関憲章第三十八
条の規定に従って効力を生ずる。

3 国際労働事務局長は、この改正文書が効力を
生じたときは、その旨を国際労働機関のすべて
の加盟国及び国際連合事務総長に通報する。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで
開催されて千九百九十七年六月十九日に閉会を宣
言されたその第八十五回会期において、正当に採
択した文書の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百九十七年六
月二十日に署名した。

総会議長

オルガ・ケルトシヨヴァー

国際労働事務局長

ミッシェル・アンセンヌ

国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

国際労働機関(以下「機関」という)は、大正八年の第一回総会以降平成十二年の第八十八回総会までの間に、様々な分野において国際的な労働基準を設定するため百八十三の条約を採択してきている。それらの条約の中には、採択後相当の期間が経過したためその目的を失ったもの又は機関の目的の達成に当たりもはや有益な貢献をしていないものもあるが、そのような条約に対しても機関の監視メカニズムが引き続き適用されるに伴う機関の負担がその効率的な活動を阻んでいるとの認識が近年高まってきた。

このような認識の高まりを背景として、機関の活動の効率を高めるとの観点から、機関において採択された条約がその目的を失ったことが明らかである場合には、総会が当該条約を廃止することができるようにすることを定める、国際労働機関憲章の改正に関する文書(以下「改正文書」という)が平成九年の第八十五回総会において採択された。

本改正文書は、機関の総会において採択された条約がその目的を失ったこと又は機関の目的の達成に当たりもはや有益な貢献をしていないことが明らかである場合には、総会は、理事会の提案に基づき、出席代表の投票の三分の二の多数によって当該条約を廃止することができる

ことを定めている。

なお、本改正文書は、国際労働機関憲章第三十六條の規定により、主要産業国たる加盟国として理事会に代表者を出している十の加盟国のうちの五を含む機関の加盟国の三分の二によって批准され又は受諾された時に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本改正文書の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本改正文書を締結することは、労働の分野における国際協力を一層推進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十三年五月三十日

外務委員長 土肥 隆一

衆議院議長 綿貫 民輔殿

最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第百八十二号)の締結について承認を求めの件

右

国会に提出する。

平成十三年三月十九日

内閣総理大臣臨時代理 福田 康夫
国務大臣 福田 康夫

理由

この条約は、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を確保するため即時のかつ効果的な措置をとること等について定めたものである。我が国がこの条約を締結することは、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を確保するための国際的な取組を推進するとの見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第百八十二号)

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、千九百九十九年六月一日にその第八十七回会期として会合し、

児童労働に関する基本的文書である千九百七十三年の就業が認められるための最低年齢に関する条約及び勧告を補足するため、国内的及び国際的な行動(国際的な協力及び援助を含む)の主要な優先事項として、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための新たな文書を採択することの必要性を考慮し、

最悪の形態の児童労働の効果的な撤廃のために、無償の基礎教育の重要性並びに児童の家族の必要性に注意を向けつつ児童をそのようなすべての業務から引き離し、かつ、児童の回復及び社会への統合を図ることの必要性を考慮に入れた即時の

かつ包括的な行動が必要であることを考慮し、

千九百九十六年のその第八十三回会期において採択した児童労働の撤廃に関する決議を想起し、児童労働はその大部分が貧困により生ずるものであること並びにその長期的な解決策は社会の進歩、特に貧困の軽減及び普遍的な教育をもたらす持続的な経済成長にあることを認識し、

千九百八十九年十一月二十日に国際連合総会が採択した児童の権利に関する条約を想起し、

千九百九十八年のその第八十六回会期において採択した労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言並びにその実施についての措置を想起し、

最悪の形態の児童労働の中には他の国際文書、特に千九百三十年の強制労働条約及び千九百五十六年の奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類する制度及び慣行の廃止に関する国際連合の補足条約の対象とされているものもあることを想起し、

その第八十七回会期の議事日程の第四議題である児童労働に関する提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約(引用に際しては、千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約と称することができ)を千九百九十九年六月十七日に採択する。

第一条

この条約を批准する加盟国は、緊急に処理を要する事項として、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を確保するため即時のかつ効果的な措置をとる。

第二条

この条約の適用上、「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

第三条

この条約の適用上、「最悪の形態の児童労働」は、次のものから成る。

- (a) 児童の売買及び取引、負債による奴隷及び農奴、強制労働(武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集を含む。)等のあらゆる形態の奴隷制度又はこれに類する慣行
- (b) 売春、ポルノの製造又はわいせつな演技のために児童を使用し、あつせんし、又は提供すること。
- (c) 不正な活動、特に関連する国際条約に定義された薬物の生産及び取引のために児童を使用し、あつせんし、又は提供すること。
- (d) 児童の健康、安全若しくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務又はそのようなおそれのある状況下で行われる業務

第四条

1 前条(d)に規定する業務の種類は、関係のある使用者団体及び労働者団体と協議した上で、関連の国際基準、特に千九百九十九年の最悪の形態の児童労働勧告3及び4の規定を考慮し、国内法令又は権限のある機関によって決定される。

2 権限のある機関は、関係のある使用者団体及び労働者団体と協議した上で、1の規定に基づいて決定された種類の業務がどこに存在するかについて特定する。

3 1の規定に基づいて決定された業務の種類を表は、関係のある使用者団体及び労働者団体と協議した上で、定期的に検討され及び必要に応じて改正される。

第五条

加盟国は、使用者団体及び労働者団体と協議した上で、この条約を実施するための規定の実施を監視する適当な仕組みを設け又は指定する。

第六条

1 加盟国は、最悪の形態の児童労働を優先的に撤廃するための行動計画を作成し及び実施する。

2 1の行動計画は、関係する政府機関、使用者団体及び労働者団体と協議した上で、適当な場合には他の関係のある集団の意見を考慮に入れて、作成され及び実施される。

第七条

1 加盟国は、この条約を実施するための規定の効果的な実施を確保するため、すべての必要な措置(刑罰又は適当な場合には他の制裁を定め及び適用することを含む。)をとる。

2 加盟国は、児童労働の撤廃における教育の重要性を考慮に入れて、定められた期限までに次のことのための効果的な措置をとる。

- (a) 児童が最悪の形態の児童労働に従事することを防止すること。
- (b) 児童を最悪の形態の児童労働から引き離し、かつ、児童を回復させ及び社会に統合するための必要かつ適当な直接の援助を提供すること。

(c) 最悪の形態の児童労働から引き離されるすべての児童のため、無償の基礎教育及び可能なかつ適当な場合には職業訓練の機会を確保すること。

- (d) 特別な危険にさらされている児童を特定し、及びこれに援助を与えること。
- (e) 女子である児童の特別な事情を考慮すること。

3 加盟国は、この条約を実施するための規定の実施について責任を負う権限のある機関を指定する。

第八条

加盟国は、この条約を実施するに当たり、国際的な協力又は援助(社会的及び経済的な発展、貧困の撲滅計画並びに普遍的な教育のための支援を含む。)の強化を通じて、相互に援助を行うための適当な措置をとる。

第九条

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第十条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国で自国による批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国による批准が国際労働事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、自国による批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十一条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によってこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1の十年の期間が満了した後一年以内にこの条約に定める廃棄の権利を行使しないものは、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、十年の期間が満了することに、この条約に定める条件に従ってこの条約を廃棄することができる。

第十二条

1 国際労働事務局長は、加盟国から通知を受け、たすべての批准及び廃棄の登録についてすべての加盟国に通報する。

2 国際労働事務局長は、二番目の批准の登録について加盟国に通報する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第十三条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従って登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第十四条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることとする。

可否を検討する。

第十五条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約が自国について効力を生じたときは、第十一条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) この条約は、その改正条約が効力を生ずる日に加盟国による批准のための開放を終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第十六条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百九十九年六月十七日に閉会を宣言されたその第八十七回会期において、全会一致で採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百九十九年六月十八日に署名した。

総会議長

アルハジ・ムハンマド・ムムニ

国際労働事務局長

ホアン・ソマビア

最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第百八十二号)の締結について承認を求めめるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

国際労働機関(以下「機関」という)は、その設立当初から児童の保護をその主要な目的の一つとして掲げ、昭和四十八年の第五十八回総会において、児童労働の実効的な廃止を確保する観点から、すべての経済部門において就業が認められるための最低年齢等について定めた就業が認められるための最低年齢に関する条約(第百二十八号)を採択した。

その後、児童の一層の保護に対する世界的な関心の高まりを背景として、児童労働の中でも児童の心身の発達を妨げるような最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための新たな文書を作成する必要性が認識され、平成十一年の第八十七回総会において本条約が採択された。

本条約は、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を確保するため即時のかつ効果的な措置をとること等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 加盟国は、緊急に処理を要する事項として、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を確保するため即時のかつ効果的な措置をとること。

2 この条約の適用上、「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

3 この条約の適用上、「最悪の形態の児童労働」は、次のものから成る。

- (一) 児童の売買、強制労働等のあらゆる形態の奴隷制度又はこれに類する慣行
- (二) 売春、ポルノの製造等のための児童の使用、あっせん又は提供
- (三) 薬物の取引等のための児童の使用、あっせん又は提供
- (四) 児童の健康、安全又は道徳を害するおそれのある業務

4 加盟国は、労使団体と協議した上で、この条約の実施を監視する適当な仕組みを設け又は指定すること。

5 加盟国は、この条約の効果的な実施を確保するため、刑罰等の適用を含むすべての必要な措置をとること。

6 加盟国は、児童労働の撤廃における教育の重要性を考慮に入れて、児童を最悪の形態の児童労働から引き離し、かつ、児童を回復させ及び社会に統合すること等のための効果的な措置をとること。

7 加盟国は、国際的な協力又は援助の強化を通じて、相互に援助を行うための適当な措置をとること。

なお、本条約は、平成十二年十一月十九日に効力を生じており、我が国については批准が国際労働事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずることになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を確保するための国際的な取組を推進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十三年五月三十日 外務委員長 上肥 隆一

衆議院議長 綿貫 民輔殿

相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を求めめるの件

右

平成十三年四月十三日

内閣総理大臣 森 喜朗

相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を求めめるの件 相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め

理由

政府は、日本国と欧州共同体との間において通信端末機器及び無線機器並びに電気製品について

の適合性評価手続の結果等の相互承認に関する枠組みを設けるため、平成十三年四月四日にブラッセルで、相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定

日本国及び欧州共同体(以下「締約者」という。)

は、日本国と欧州共同体との間の伝統的な友好関係を考慮し、

両締約者の相互の市場への進出を容易にし及び貿易を促進する上で適合性評価手続の結果を相互に承認することが重要であることを認識し、

公衆の健康及び安全を確保し並びに環境を保全するために製品の質を向上させることについての共通の関心を考慮し、

経済協力開発機構の優良試験所基準(GLP)原則を認識し、

日本国と欧州共同体との間における長期間の有益な相互協力が優良製造所基準(GMP)要件の国際的な発展及び調和に貢献してきたことを想起し、

規格の国際的な調和の促進を図る上で相互承認のための合意が積極的に寄与し得ることを認識し、

世界貿易機関の加盟国として両締約者が負う義務に留意し、特に、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(以下「世界貿易機関設立協定」という。)

及び附属書一A貿易の技術的障害に関する協定(以下「貿易の技術的障害に関する協定」という。)

1 この協定の適用上、

(a) 「適合性評価手続」とは、製品又は工程が締約者の関係法令及びこれらの運用のための規則(以下「運用規則」という。)に定める関連の技術上の要件を満たすかどうかについて、直接又は間接に決定するためのすべての手続をいう。

(b) 「適合性評価機関」とは、適合性評価手続を実施する機関をいう。「登録を受けた適合性評価機関」とは、第九条の規定に基づいて登録を受けた適合性評価機関をいう。

(c) 「指定」とは、一方の締約者の指定当局が当該一方の締約者の関係法令及び運用規則に従って行う適合性評価機関の指定をいう。

(d) 「指定当局」とは、一方の締約者の当局であって、他方の締約者の関係法令及び運用規則に定める要件に基づく適合性評価手続を実施し及び当該一方の締約者の領域に所在する適合性評価機関の指定、監視、指定の取消し、指定の効力の停止及び指定の効力の停止

の解除を行う権限を有するものをいう。(e) 「指定基準」とは、一方の締約者の指定当局による指定を受けるために当該一方の締約者の適合性評価機関が満たすことを要求される基準及び指定を受けた適合性評価機関が当該指定の後に継続して満たすことを要求されるその他の関連する条件であって、関連の分野別附属書に特定する他方の締約者の関係法令及び運用規則に定めるものをいう。

(f) 「確認」とは、一方の締約者の権限のある当局が当該一方の締約者の関係法令及び運用規則に従って行う製造施設又は試験施設(以下「施設」という。)が確認基準を満たしていることを確認をいう。

(g) 「権限のある当局」とは、一方の締約者の当局であって、当該一方の締約者の領域に所在する施設が当該一方の締約者の関係法令及び運用規則に定める確認基準を満たしていることとの確認を行うために、当該施設に対する検査又はその試験の検査を実施する権限を有するものをいう。

(h) 「確認基準」とは、一方の締約者の権限のある当局による確認を受けるために当該一方の締約者の施設が継続して満たすことを要求される基準であって、関連の分野別附属書に特定する当該一方の締約者の関係法令及び運用規則に定めるものをいう。

(i) 「検証」とは、監査、検査その他の方法により、適合性評価機関が指定基準を、施設が確認基準をそれぞれ満たしていることを締約者

の領域内において検証する行為をいう。2 この条に別段の定義がある場合を除くほか、この協定におけるいずれの用語も、国際標準化機構・国際電気標準会議指針書第一巻(ISO・IECガイド2)の千九百九十六年版(標準化及び関連する活動に関する一般的用語)において与えられている意味を有する。

1 各締約者は、関連の分野別附属書に特定する当該締約者の関係法令及び運用規則によって要求される適合性評価手続であって、他方の締約者の登録を受けた適合性評価機関が実施するものの結果(当該結果の証明書及び表示を含む。)を、この協定の規定に従って受け入れる。

2 各締約者は、この協定の規定に従って次のものを受け入れる。(a) 他方の締約者の権限のある当局が検証の結果に基づき、関連の分野別附属書に特定する当該他方の締約者の関係法令及び運用規則に定める確認基準に即して行う施設の確認

(b) 他方の締約者の確認を受けた施設が作成するデータ

1 この協定は、適合性評価機関の指定及び製品又は工程の適合性評価手続並びに施設の確認及び施設が作成するデータであって、分野別附属書に規定するものに適用する。分野別附属書は、それぞれ、第A部及び第B部から成る。2 分野別附属書第A部は、特に、対象範囲を定める規定を含む。

第三条

相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を求めめるの件及び同報告書

3 分野別附属書第B部は、次の内容を定める。

(a) 対象範囲に関する各締約者の関係法令及び運用規則

(b) 技術上の要件及び当該要件を満たすためのすべての適合性評価手続であつてこの協定に規定するもの並びに適合性評価機関の指定基準を定める各締約者の関係法令及び運用規則又は施設の確認基準であつてこの協定に規定するものを定める各締約者の関係法令及び運用規則

(c) 指定当局又は権限のある当局の表

第四条

1 各締約者は、自己の指定当局が、関連の分野別附属書に特定する他方の締約者の関係法令及び運用規則に定める要件に基づく適合性評価手続を実施する適合性評価機関の指定、検証その他の監視、指定の取消し、指定の効力の停止及び指定の効力の停止の解除を行うために必要な権限を有することを確保する。

2 各締約者は、自己の権限のある当局が、関連の分野別附属書に特定する当該締約者の関係法令及び運用規則に定める確認基準を施設が満たしていることの確認を行うための施設の検証を当該締約者の関係法令及び運用規則に従つて実施するために必要な権限を有することを確保する。

第五条

1 各締約者は、登録を受けた適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する他方の締約者の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たすことを、監査、検査、監視その他適切な方法を通じて確保する。一方の締約者の指定当局は、適合性評価機関の指定基準を適用するに際し、他方の締約者の関係法令及び運用規則に定める要件についての適合性評価機関の理解及び経験について考慮を払うべきである。

2 各締約者は、確認を受けた施設が関連の分野別附属書に特定する当該締約者の関係法令及び運用規則に定める確認基準を満たすことを、当該締約者の関係法令及び運用規則に従い、かつ、試験の監査、検査、監視その他適切な方法を通じて確保する。

3 各締約者は、他方の締約者に対し、登録を受けた適合性評価機関又は確認を受けた施設が関連の分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則に定める指定基準又は確認基準をそれぞれ満たしているかどうかについて理由を示した疑義を書面により提示することにより、適合性評価機関又は施設に対する検証を当該他方の締約者の法令及び運用規則に従つて実施するよう要請することができる。

4 各締約者は、他方の締約者の要請により、当該他方の締約者の検証手続についての継続的な理解を維持するために、当該他方の締約者の指定当局が行う適合性評価機関の検証又は権限のある当局が行う施設の検証に当該適合性評価機関又は当該施設のそれぞれの事前の同意を得てオブザーバーとして参加することができる。

5 両締約者は、適合性評価機関の指定を行うために使用し、登録を受けた適合性評価機関が指定基準を満たすことを確保する方法(第三者の与える保証による方法を含む)に関する情報及び確認を受けた施設が確認基準を満たすことを確保する方法に関する情報を、第八条の規定に従つて設立される合同委員会が決定する手続に従つて交換する。

6 各締約者は、自己の登録を受けた適合性評価機関が他方の締約者の適合性評価機関と協力するよう奨励すべきである。

第六条

1 登録を受けた適合性評価機関の指定の効力を停止した場合には、指定の効力を停止した指定当局の締約者は、その旨を直ちに他方の締約者及び合同委員会に通報する。当該適合性評価機関の登録は、その通報を合同委員会における当該他方の締約者の共同議長が受領した時に、その効力を停止する。当該他方の締約者は、当該適合性評価機関の指定の効力が停止された時までの間において実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

2 登録を受けた適合性評価機関の指定の効力を停止を解除した場合には、指定の効力の停止を解除した指定当局の締約者は、その旨を直ちに他方の締約者及び合同委員会に通報する。当該適合性評価機関の登録の効力の停止は、その通報を合同委員会における当該他方の締約者の共同議長が受領した時に解除される。当該他方の締約者は、当該適合性評価機関の登録の効力が停止が解除された時以降において実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

第七条

1 各締約者は、他方の締約者の登録を受けた適合性評価機関又は確認を受けた施設が関連の分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則に定める指定基準又は確認基準をそれぞれ満たしていることについて、異議を申し立てることが出来る。この異議の申立ては、当該申立ての理由に関する客観的な説明を付して、書面により合同委員会及び当該他方の締約者に通報されるものとする。合同委員会は、その通報が行われた日の後二十日以内に当該申立てについて検討する。

2 合同委員会が合同検証を実施することを決定した場合には、両締約者は、異議の申立ての対象となつた適合性評価機関を指定した指定当局の参加及び当該適合性評価機関の事前の同意を得て、時宜を失することなく合同検証を行う。合同委員会は、できる限り速やかに問題を解決するため、当該合同検証の結果を検討する。

3 異議の申立ての対象となつた適合性評価機関の登録は、当該申立ての通報が行われた日の後十五日目の日又は合同委員会が登録の効力の停止を決定する日のうちいずれか早い方の日から合同委員会が当該適合性評価機関の登録の効力の停止の解除を決定する時まで、その効力を停止する。登録の効力が停止された場合であっても、異議の申立てを行った締約者は、適合性評価機関が登録の効力を停止された日までの間において実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

4 合同委員会は、施設についての異議の申立てに関する問題をできる限り速やかに解決するため、一方の締約者又は両締約者がとる措置を決定する。

5 施設についての異議の申立てを行った締約者は、合同委員会における他方の締約者の共同議長が1にいう通報を受領した日から合同委員会が別段の決定を行う日までの間においては、当該申立ての対象となった施設の確認及び当該施設が作成したデータの受入れを義務付けられるものではない。

第八条

1 この協定の効果的な運用について責任を負う機関として、両締約者の代表から成る合同委員会をこの協定の効力が生ずる日に設立する。

2 合同委員会は、決定及び勧告の採択をコンセンサス方式によって行う。合同委員会は、一方の締約者の要請により、両締約者の共同議長の下で会合する。合同委員会は、小委員会を設立し、これらの小委員会に対して特定の任務を行わせることができる。合同委員会は、自己の統規則を採択する。

3 合同委員会は、この協定の運用に関するすべての事項を検討することができる。合同委員会は、特に、次の事項について責任を負い、又は決定する。

(a) 適合性評価機関の登録、登録の効力の停止、登録の効力の停止の解除及び登録の取消し

(b) 登録を受けた適合性評価機関及び確認を受けた施設の表を分野ごとに作成し、別段の決定を行う場合を除くほか、これを公表すること

と。

(c) この協定に規定する情報の交換を行うための適切な方法の確立

(d) 前条2及び次条1(c)に規定する合同検証を実施するための各締約者の専門家の任命

4 この協定の解釈又は適用において問題が生じた場合には、両締約者は、合同委員会を通じて友好的な解決を図るよう努める。

5 合同委員会は、新たな分野別附属書についての交渉の調整及び促進に責任を負う。

6 各締約者は、少なくとも毎年、自己の確認を受けた施設の表を他方の締約者及び合同委員会に提出する。

7 合同委員会のすべての決定は、書面により各締約者に速やかに通報されるものとする。

8 両締約者は、合同委員会を通じて、次のことを行う。

(a) 分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則のうち、この協定に関連する条項又は附属書を特定し、相互に通報すること。

(b) 分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則の実施に関する情報を交換すること。

(c) この協定に関連する法令及び運用規則について予定される何らかの変更を、当該変更の効力が生ずる前に相互に通報すること。

(d) 指定当局、権限のある当局、登録を受けた適合性評価機関及び確認を受けた施設について予定される何らかの変更を相互に通報すること。

第九条

1 適合性評価機関の登録には、次の手続を適用する。

(a) 各締約者は、自己の指定当局による指定を受けた自己の適合性評価機関をこの協定に基づいて登録することを、必要な書類を付した書面を提出することにより、他方の締約者及び合同委員会に提案する。

(b) 他方の締約者は、提案の対象となった適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する当該他方の締約者の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たしているかどうかについて検討し、当該適合性評価機関の登録について自己の立場を(a)の規定による提案の受領の日から九十日以内に表明する。当該他方の締約者は、当該提案の対象となった適合性評価機関が当該指定基準を満たしている旨の推定の下にこの検討を行うべきである。合同委員会は、当該提案の対象となった適合性評価機関を登録するかどうかを当該提案の受領の日から九十日以内に決定する。

(c) 提案の対象となった適合性評価機関の登録を決定することができない場合には、合同委員会は、当該適合性評価機関の事前の同意を得て当該適合性評価機関に対する合同検証を実施すること又は当該提案を行った締約者が当該適合性評価機関に対する検証を実施するよう要請することを決定することができる。

合同委員会は、この合同検証又は検証が終了した後、当該提案を再検討することができる。

2 適合性評価機関の登録の提案を行う締約者は、その提案において次の情報を提供し、常にこれを更新する。

(a) 当該適合性評価機関の名称及び住所

(b) 当該適合性評価機関による評価の対象である製品又は工程

(c) 当該適合性評価機関の実施する適合性評価手続

(d) 当該適合性評価機関が指定基準を満たす旨の決定に際して用いた指定手続及び必要とした情報

3 各締約者は、自己の登録を受けた適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する他方の締約者の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たさなくなったと自己の指定当局が認める時点において当該適合性評価機関の指定を取り消すことを確保する。

4 各締約者は、自己の適合性評価機関が関連の分野別附属書に特定する他方の締約者の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たさなくなったと認めその他自己の指定当局が適合性評価機関の指定を取り消す時点において、当該適合性評価機関の登録の取消しを合同委員会及び当該他方の締約者に提案する。当該適合性評価機関の登録は、合同委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、合同委員会における当該他方の締約者の共同議長がこの提案を受領した時に取り消される。

5 一方の締約者の適合性評価機関が新たに登録を受けた場合には、他方の締約者は、当該適合性評価機関が登録を受けた日以降に実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。一方の締約者の適合性評価機関の登録が取り消された場合であっても、他方の締約者は、第六条1及び第七条3の規定の適用を妨げることなく、当該適合性評価機関が登録を取り消された時までの間

において実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

第十条

1 この協定のいかなる規定も、締約者が健康若しくは安全の保護、環境の保全又は詐欺的な行為の防止のために適当と認める措置をとる権限を制限するものと解してはならない。

2 (a) 一方の締約者の権限のある当局は、(b)の規定により決定される緊急の必要性が生じた場合において、他方の締約者の製造施設の確認及び当該製造施設が作成したデータを引き続き第二條2の規定により受け入れるかどうかを決定する目的で、かつ、当該他方の締約者及び当該製造施設の同意を得ること並びに当該他方の締約者の求めがあるときには当該他方の締約者の権限のある当局の職員が同行することを条件として、当該製造施設を訪問することができる。この訪問は、当該他方の締約者の法令に反しない形式において、かつ、(b)の規定により決定される態様により行われる。当該一方の締約者は、自己の権限のある当局がこの訪問を通じて入手した情報については、この(a)に規定する目的に限ってこれを使用する。

(b) 合同委員会は、関連の分野別附属書に規定する準備作業として、(a)に規定する緊急の必要性の定義及び訪問の態様を決定する。

第十一条

1 第二條2の規定の適用を妨げることなく、この協定のいかなる規定も、締約者の任意規格又は強制規格を相互に受け入れることを求めるものではない。

2 この協定のいかなる規定も、第三國の適合性評価手続の結果を受け入れる義務を締約者に課するものと解してはならない。

3 この協定のいかなる規定も、貿易の技術的障害に関する協定及び知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を含む世界貿易機関設立協定の加盟國として各締約者が有する権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第十二條

この協定は、日本国の領域及び欧州共同体を設立する条約が同条約に定める条件の下に適用される領域に適用される。

第十三條

いずれの締約者も、自己の法令により開示が義務付けられる場合を除くほか、この協定の下で秘密として入手した情報を開示してはならない。

第十四條

1 この協定は、この協定の効力の発生のために必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通知する外交上の公文を両締約者が交換する日の後二番目の月の初日に効力を生ずる。

2 いずれの締約者も、六箇月前に他方の締約者に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

第十五條

1 この協定の分野別附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

2 分野別附属書第A部の規定とこの協定の第一条からこの条までの規定とが抵触する場合には、分野別附属書第A部の規定が優先する。

3 (a) 分野別附属書第A部1の対象範囲に関する規定は、両締約者が(b)の第一文の規定に従ってこの協定を改正することなしに変更してはならない。

(b) この協定は、両締約者の間の合意により改正することができる。もっとも、分野別附属書第B部に特定する関係法令及び運用規則又は指定当局若しくは権限のある当局の変更のみに係る改正については、それぞれの内部手続に従い日本国政府と欧州共同体との間の外交上の公文の交換を行うことにより、これを行うことができるものとする。

4 一方の締約者が、新たな又は追加的な適合性評価手続であつて、同一の対象製品に関係し、かつ、分野別附属書に特定する関係法令及び運用規則に定める技術上の要件を満たすためのもを導入する場合には、3(b)の第二文に定める手続に従つて、当該新たな又は追加的な適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則を特定するために関連の分野別附属書第B部を改正する。

イタリア語、英語、オランダ語、ギリシャ語、スウェーデン語、スペイン語、デンマーク語、ドイツ語、日本語、フィンランド語、フランス語及びポルトガル語により二通の原本を作成した。相違がある場合には、英語及び日本語の本文による。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千一年四月四日にブラッセルで、作成した。

日本国のために
木村崇之

欧州共同体のために
グンナール・ルンド
M・P・カール

通信端末機器及び無線機器に関する分野別附属書

第A部

対象範囲

1 この分野別附属書は、第B部第一節に特定する各締約者の関係法令及び運用規則に定める通信端末機器及び無線機器であつて、当該締約者において適合性評価機関が実施する適合性評価手続の対象となるすべてのものに関する適合性評価手続に適用する。

2 第B部にいう「改正」には、次のことを含むことが了解される。

(a) 一方の締約者が第B部に規定する自己の關係法令及び運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(b) 一方の締約者が第B部に規定する自己の關係法令又は運用規則を廃止し、当該關係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(c) 一方の締約者が第B部に規定する自己の關係法令及び運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則に組み入れること。

第B部

第一節 通信端末機器及び無線機器を定める関係法令及び運用規則

欧州共同体	日 本 国
<p>一 無線機器及び通信端末機器並びにこれらの適合性の相互承認に関する千九百九十九年三月九日付けの欧州議会・閣僚理事会指令一九九九・五・E C及びその改正</p>	<p>一 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)及びその改正 二 端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則(平成十一年郵政省令第十四号)及びその改正 三 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)及びその改正 四 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)及びその改正</p>
欧州共同体	日 本 国
<p>一 無線機器及び通信端末機器並びにこれらの適合性の相互承認に関する千九百九十九年三月九日付けの欧州議会・閣僚理事会指令一九九九・五・E C及びその改正 二 電気安全性に関し、この分野別附属書の対象となる機器に適用される限りにおいて、所定電圧の範囲内で使用するように設計された電気機器に関する構成国の法律の調和に関する千九百七十三年二月十九日付けの閣僚理事会指令七三・二三・E E C及びその改正 三 電磁両立性に関し、この分野別附属書の対象となる機器に適用される限りにおいて、電磁両立性に関する構成国の法律の近似化に関する千九百八十年二月十九日付けの閣僚理事会指令七三・二三・E E C及びその改正</p>	<p>一 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)及びその改正 二 端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号)及びその改正 三 端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則(平成十一年郵政省令第十四号)及びその改正 四 電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令(平成十一年郵政省令第十五号)及びその改正 五 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)及びその改正 六 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)及びその改正 七 特定無線設備の技術基準適合証明に関する</p>

第二節 技術上の要件及び適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則

第三節 指定当局

欧州共同体	日 本 国
<p>九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九・三三六・E E C及びその改正</p>	<p>る規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)及びその改正 八 認定点検事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)及びその改正</p>
欧州共同体	日 本 国
<p>欧州共同体の指定当局は、欧州共同体の構成国の次の当局又はこれを承継する当局とする。 ベルギー ベルギー郵政院 電磁両立性に関し、経済省 デンマーク 電気通信庁 ドイツ 連邦経済技術省 ギリシャ 運輸通信省 スペイン 科学技術省基幹施設・技術基準部 フランス 経済財政産業省産業・情報技術・郵政総局(DIGITIP) アイルランド 公営企業省 イタリア 産業商業手工業省 ルクセンブルグ 郵政公社</p>	<p>日本国の指定当局は、次の当局又はこれを承継する当局とする。 無線機器及び通信端末機器並びにこれらの適合性の相互承認に関する千九百九十九年三月九日付けの欧州議会・閣僚理事会指令一九九九・五・E C及びその改正に関し、総務省 電磁両立性に関する構成国の法律の近似化に関する千九百八十九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九・三三六・E E C及びその改正並びに所定電圧の範囲内で使用するように設計された電気機器に関する構成国の法律の調和に関する千九百七十三年二月十九日付けの閣僚理事会指令七三・二三・E E C及びその改正に関し、総務省 経済産業省</p>

オランダ

運輸公共事業省

オーストリア

連邦交通技術革新科学技術省

ポルトガル

ポルトガル通信院

フィンランド

運輸通信省

スウェーデン

スウェーデン政府の権限の下に、

認定適合性評価庁(SWEDAC)

連合王国

貿易産業省

第四節 指定基準を定める関係法令及び運用規則

欧州共同体の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において日本国が適用する基準

日本国の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において欧州共同体が適用する基準

- 一 無線機器及び通信端末機器並びにこれらの適合性の相互承認に関する千九百九十九年三月九日付けの欧州議会・閣僚理事会指令一九九九・五・E.C及びその改正
- 二 所定電圧の範囲内で使用するよう設計された電気機器に関する構成国の法律の調和に関する千九百七十三年二月十九日付けの閣僚理事会指令七三・二三・E.E.C及びその改正
- 三 電磁両立性に関する構成国の法律の近似化に関する千九百八十九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九・三三六・E.E.C及びその改正

- 一 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)及びその改正
- 二 端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則(平成十一年郵政省令第十四号)及びその改正
- 三 電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令(平成十一年郵政省令第十五号)及びその改正
- 四 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)及びその改正
- 五 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)及びその改正
- 六 認定点検事業者等規則(平成九年郵政省

れる適合性評価手続の各段階のモジュール並びにC E適合表示の添付及び使用の規則に関する千九百九十三年七月二十二日付けの閣僚理事会決定九三・四六五・E.E.C及びその改正が考慮されるものである。

令第七十八号)及びその改正

電気製品に関する分野別附属書

第A部

対象範囲

1 この分野別附属書は、第B部第一節に特定する各締約者の関係法令及び運用規則に定める電気製品であつて、当該締約者において適合性評価機関が実施する適合性評価手続の対象となるすべてのものに関する適合性評価手続に適用する。

2 第B部にいう「改正」には、次のことを含むことが了解される。

(a) 一方の締約者が第B部に規定する自己の関係法令及び運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(b) 一方の締約者が第B部に規定する自己の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(c) 一方の締約者が第B部に規定する自己の関係法令及び運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則に組み入れること。

第B部

第一節 電気製品を定める関係法令及び運用規則

欧州 共 同 体

- 一 所定電圧の範囲内で使用するよう設計された電気機器に関する構成国の法律の調和に関する千九百七十三年二月十九日付けの閣僚理事会指令七三・二三・E.E.C及びその改正(通信端末機器及び無線機器に関する分野別附属書に規定する機器に関する部分を除く。)
- 二 前記の製品のうち電磁両立性が関係するものに関し、電磁両立性に関する構成国の

日 本 国

- 一 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)及びその改正
- 二 電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)及びその改正

法律の近似化に関する千九百八十九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九・三三六・EEC及びその改正

第二節 技術上の要件及び適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則

欧州共同体	日本国
<p>一 所定電圧の範囲内で使用しよう設計された電気機器に関する構成国の法律の調和に関する千九百七十三年二月十九日付けの閣僚理事会指令七三・二三・EEC及びその改正</p> <p>二 この分野別附属書の対象となる機器に適用される限りにおいて、電磁両立性に関する構成国の法律の近似化に関する千九百八十九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九・三三六・EEC及びその改正</p>	<p>一 電気用品安全法(昭和二十六年法律第二百三十四号)及びその改正</p> <p>二 電気用品安全法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第八十四号)及びその改正</p> <p>三 電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和三十七年通商産業省令第八十五号)及びその改正</p> <p>四 電気用品の技術上の基準を定める省令の取扱細則(昭和五十年五十資公部第九十九号)及びその改正</p>

第三節 指定当局

欧州共同体	日本国
<p>欧州共同体の指定当局は、欧州共同体の構成国の次の当局又はこれを承継する当局とする。</p> <p>ベルギー 経済省 デンマーク 都市住宅省 電磁両立性に関し、 電気通信庁 ドイツ 連邦労働社会省 電磁両立性に関し、</p>	<p>経済産業省又はこれを承継する当局</p>

連邦経済技術省
ギリシャ
開発省
スペイン
科学技術省品質工業安全部
フランス
経済財政産業省産業・情報技術・郵政総局
(DIGITIP)
アイルランド
企業貿易雇用省
イタリア
産業商業手工業省
ルクセンブルグ
運輸省
オランダ
運輸公共事業省
オーストリア
連邦経済労働省
ポルトガル
ポルトガル政府の権限の下に、
ポルトガル品質管理院(IPQ)
フィンランド
商工省
スウェーデン
スウェーデン政府の権限の下に、
認定適合性評価庁(SWEDAC)
連合王国
貿易産業省

第四節 指定基準を定める関係法令及び運用規則

<p>一 所定電圧の範囲内で使用しよう設計する適合性評価機関の指定において日本国が適用する基準</p>	<p>日本国の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において欧州共同体が適用する基準</p>
<p>一 所定電圧の範囲内で使用しよう設計さ</p>	<p>一 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二</p>

れた電気機器に関する構成国の法律の調和に関する千九百七十三年二月十九日付けの閣僚理事会指令七三・二三・EEC及びその改正

二 電磁両立性に関する構成国の法律の近似化に関する千九百八十九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九・三三六・EEC及びその改正

三 技術的調和に関する指令において使用される適合性評価手続の各段階のモジュール並びにCE適合表示の添付及び使用の規則に関する千九百九十三年七月二十二日付けの閣僚理事会決定九三・四六五・EEC及びその改正が考慮されるものである。

百二十四号)及びその改正
二 電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)及びその改正
三 電気用品安全法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第八十四号)及びその改正

1 この分野別附属書は、次のものに適用する。
第A部

(a) 第B部第一節に特定する各締約者の関係法令及び運用規則に定める化学用品(化学物質であるか製剤であるかを問わない。)について行う試験に関する優良試験所基準(以下「GLP」という。)原則を試験施設が満たしていることの確認
(b) 確認を受けた試験施設が作成するデータの受入れ

2 (a) この分野別附属書の適用上、
(i) 「確認基準」とは、第B部第三節に特定する各締約者の関係法令及び運用規則に定めるGLP原則であって、千九百九十七年十

一月二十六日付けの経済協力開発機構理事会決定C(九七)一八六(最終)によって改正された千九百八十一年五月十二日付けの経済協力開発機構理事会決定C(八)三〇(最終)附属書二に合致しているものをいう。
(ii) 「検証」とは、第B部第三節に特定する各締約者の関係法令及び運用規則に定める試験の監査、検査その他の手続により試験施設がGLP原則を満たしていることを監視することであって、千九百九十五年三月九日付けの経済協力開発機構理事会決定C(九五)八(最終)によって改正された千九百八十九年十月二日付けの経済協力開発機構理事会決定・勧告C(八九)八七(最終)(特)にその附属書一及び二に合致しているものをいう。

(b) この協定に別段の定義がある場合を除くほか、この分野別附属書におけるいずれの用語も、千九百八十一年五月十二日付けの経済協力開発機構理事会決定C(八)三〇(最終)附属書二に含まれる「経済協力開発機構GLP原則」、千九百八十九年十月二日付けの経済協力開発機構理事会決定・勧告C(八九)八七(最終)附属書一に含まれる「GLP遵守状況監視手続のための指針」及び「GLPコンセンサス文書(屋外試験へのGLP原則の適用)」「GLP原則及びGLP遵守状況監視に関する経済協力開発機構文書第六巻」並びにこれらの改正において与えられている意味を有する。

(c) 第B部という「改正」には、次のことを含むことが了解される。

(i) 一方の締約者が第B部に規定する自己の関係法令及び運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(ii) 一方の締約者が第B部に規定する自己の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(iii) 一方の締約者が第B部に規定する自己の関係法令及び運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則に組み入れること。

(d) 第B部第三節に特定する関係法令及び運用規則を改正するに当たって、両締約者は、関

連の経済協力開発機構の決定及び勧告との整合性を維持する必要性に考慮を払うべきである。

3 協定第二条2に関し、各締約者は、千九百九十五年三月九日付けの経済協力開発機構理事会決定C(九五)八(最終)によって改正された千九百八十九年十月二日付けの経済協力開発機構理事会決定・勧告C(八九)八七(最終)に合致している両締約者のGLP遵守状況監視制度が相互に同等であることを考慮して、他方の締約者の権限のある当局による試験施設の確認を受け入れるとともに、当該確認を受けた試験施設が特定の試験項目に関して作成したデータを、自己の試験施設であってGLP原則を満たしていることについての確認を与えたものが作成したデータと同等のものとして受け入れる。ただし、次の(a)及び(b)の規定に従うことを条件とする。

(a) 第B部第三節に特定する当該他方の締約者の関係法令及び運用規則に従って当該他方の締約者の権限のある当局が発行した当該試験施設のGLP遵守状況に関する証明書又はこれに代わる文書が、データに添付されていること。

(b) 当該データの作成のために行った試験が、両締約者において、それぞれの関係法令及び運用規則に従い、そのGLP原則の適用対象となっていること。

4 (a) 協定第八条3及び6にいう確認を受けた試験施設の表は、合意される適切な様式で作成され、かつ、次の情報を含むものとする。
(i) 試験施設の名称及び住所

(i) 検証又は確認の日付
(ii) G L P 遵守状況
(iii) 千九百八十九年十月二日付けの経済協力開発機構理事会決定・勧告 C (八九) 八七 (最終) 附属書三の付録 4 に掲げる専門分野のうち該当するもの
(b) 各締約者は、他方の締約者からの理由を示した要請に応じ、確認を受けた試験施設に関する追加的な情報を、可能な限りにおいて当該他方の締約者に提供する。
(c) 各締約者は、確認を受けた試験施設が G L P 原則を満たしていないことが判明したときには、当該試験施設に係る証明書の取消しに関する情報を、遅滞なく他方の締約者に伝達する。

法令及び運用規則に従って更に実施するよう要請を行うことができる。
(b) 当該要請を受けた締約者は、当該要請を行った締約者に対し、検査若しくは試験の監査の結果を通報し、又は検査若しくは試験の監査を実施しなかつた理由を説明する。
(c) 当該要請を行った締約者は、当該要請を行った日から、当該要請を受けた締約者の権限のある当局が更に実施する検査又は試験の監査の結果により当該試験施設が G L P 原則を満たしていることが改めて確認されるまでの間においては、当該試験施設が作成したデータの受入れを義務付けられるものではない。
(d) 例外的な状況において疑義が残り、かつ、当該要請を行った締約者が特定の懸念についてその正当性を証明することができるときは、当該締約者は、当該試験施設が確認基準を満たしていることにつき、協定第七条の規定に従って異議を申し立てることができる。

第 B 部
第一節 G L P 原則に従った試験の対象となる化学品の範囲を定める関係法令及び運用規則

<p>一 医薬品に (a) 医薬品の試験に係る分析上の、薬理毒性上の及び臨床上の基準及び手続に関する構成国の法律の近似化に関する関係理事會指令七五・三一八・E E C を改正する千九百八十六年十二月二十二日付けの閣僚理事會指令八七・一九・E E C 及び</p>	<p>一 医薬品に (a) 薬事法(昭和三十三年法律第百四十五号)及びその改正 (b) 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)及びその改正 二 動物用医薬品に (a) 薬事法(昭和三十三年法律第百四十五</p>
<p>欧州共同体</p>	<p>日 本 国</p>

その改正

(b) 医薬品の試験に係る分析上の、薬理毒性上の及び臨床上の基準及び手続に関する構成国の法律の近似化に関する関係理事會指令七五・三一八・E E C 附属書を修正する千九百九十一年七月十九日付けの欧州委員会指令九一・五〇七・E E C 及びその改正
二 動物用医薬品に
(a) 動物用医薬品の試験に係る分析上の、薬理毒性上の及び臨床上の基準及び手続に関する構成国の法律の近似化に関する関係理事會指令八一・八五二・E E C を改正する千九百八十六年十二月二十二日付けの閣僚理事會指令八七・二〇・E E C 及びその改正

(b) 動物用医薬品の試験に係る分析上の、薬理毒性上の及び臨床上の基準及び手続に関する構成国の法律の近似化に関する関係理事會指令八一・八五二・E E C 附属書を修正する千九百九十二年三月二十日付けの欧州委員会指令九二・一八・E E C 及びその改正
三 植物保護剤に
千九百九十五年七月十四日付けの欧州委員会指令九五・三五・E E C によって改正された植物保護剤の市場流通に関する千九百九十一年七月十五日付けの閣僚理事會指令九一・四一四・E E C 及びその改正
四 バイオサイドに
バイオサイド製品の市場流通に関する千九百九十八年二月十六日付けの欧州議會議決

号)及びその改正

(b) 動物用医薬品等取締規則(昭和三十六年農林省令第三号)及びその改正
三 農業に
農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)及びその改正
四 飼料添加物に
(a) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)及びその改正
(b) 飼料添加物の評価基準の制定について(平成四年四番 A 第二一〇号)及びその改正

五 新規化学物質及び指定化学物質に
(a) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)及びその改正
(b) 新規化学物質に係る試験及び指定化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令(昭和四十九年厚生省令第一号)及びその改正
六 労働者の健康保護のために規制の対象とする化学物質に
(a) 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)及びその改正
(b) 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)及びその改正

総理府
厚生省
通商産業省
令第一

- 僚理事会指令九八・八・E C及びその改正
- 五 飼料添加物に関し、
千九百九十四年七月二十二日付けの欧州委員令指令九四・四〇・E Cによって改正された動物用飼料に含まれる添加物の評価のための指針を定める千九百八十七年二月十六日付けの閣僚理事会指令八七・一五三・E E C及びその改正
- 六 新規の及び既存の化学品に関し、
(a) 危険な化学物質の分類、包装及び表示に関する法令及び運用規則の近似化に関する閣僚理事会指令六七・五四八・E E Cの第七次改正である千九百九十二年四月三十日付けの閣僚理事会指令九二・三二・E E C及びその改正
(b) 危険な製剤の分類、包装及び表示に関する構成国の法令及び運用規則の近似化に関する千九百八十八年六月七日付けの閣僚理事会指令八八・三七九・E E C及びその改正
(c) 既存の化学物質の危険性の評価及び管理に関する千九百九十三年三月二十三日付けの閣僚理事会規則(E E C)第七九三・九三号及びその改正
- 七 食品添加物に関し、
(a) 食品の公的な規制に関する千九百八十九年六月十四日付けの閣僚理事会指令八九・三九七・E E C及びその改正
(b) 食品の公的な規制に係る追加的な措置に関する千九百九十三年十月二十九日付けの閣僚理事会指令九三・九九・E E C及びその改正

八 化粧品に関し、
化粧品に関する構成国の法律の近似化に関する閣僚理事会指令七六・七六八・E E Cの第六次改正である千九百九十三年六月十四日付けの閣僚理事会指令九三・三五・E E C及びその改正

第二節 権限のある当局

欧州 共 同 体	日 本 国
<p>欧州共同体の権限のある当局は、欧州共同体の構成国の次の当局又はこれを承継する当局とする。</p> <p>ベルギー すべての化学品に関し、 公衆衛生科学機関 デンマーク 工業用化学品に関し、 産業促進庁 医薬品に関し、 医薬品庁 ドイツ すべての化学品に関し、 連邦環境自然保護原子炉安全省 ギリシャ すべての化学品に関し、 国立化学総合研究所 スペイン 医薬品に関し、 スペイン医薬品庁医薬品安全部 農業に関し、 農業漁業食糧省農業局</p>	<p>日本国の権限のある当局は、次の当局又はこれを承継する当局とする。</p> <p>医薬品に関し、 厚生労働省 動物用薬品に関し、 農林水産省 農業に関し、 農林水産省 飼料添加物に関し、 農林水産省 新規化学物質及び指定化学物質に関し、 厚生労働省 経済産業省 労働者の健康保護のために規制の対象とする化学物質に関し、 厚生労働省</p>

工業用化学品に関し、
 科学技術省品質工業安全部
 添加物に関し、
 保健消費省食品安全部
 バイオサイドに関し、
 保健消費省環境衛生労働保健部
 フランス
 工業用化学品、農業その他の化学品(医薬品及び化粧品を除く。)に関し、
 化学品関係省庁間グループ
 (医薬品(動物用医薬品を除く。)及び化粧品に関し、
 フランス保健製剤衛生安全庁(A F S S A P S)
 動物用医薬品に関し、
 フランス食品衛生安全庁
 国立動物用医薬品庁
 アイルランド
 すべての化学品に関し、
 国立認定局
 イタリア
 すべての化学品に関し、
 保健省
 オランダ
 すべての化学品に関し、
 保健福祉スポーツ省医療検査局 G L P 部
 オーストリア
 すべての化学品に関し、
 連邦農林環境水利省
 ポルトガル
 工業用化学品及び農業に関し、
 ポルトガル政府の権限の下に、
 ポルトガル品質管理院(I P Q)

経済省
 医薬品及び動物用医薬品に関し、
 国立医薬品院(INFARMED)
 フィンランド
 すべての化学品に関し、
 社会福祉保健生産物管理庁
 スウェーデン
 医薬品、動物用医薬品、衛生用品及び化粧品に関し、
 医薬品庁
 他のすべての化学品に関し、
 認定適合性評価庁(SWEDAC)
 連合王国
 すべての化学品に関し、
 保健省優良試験所基準適合監視部

第三節 G L P 原則、検証及び確認について定める関係法令及び運用規則

欧州共同体	日 本 国
<p>一千九百九十九年三月八日付けの欧州委員会指令一九九九・一一・E C によって改正された優良試験所基準原則の適用及び化学物質の試験に対する同原則の適用の検証に関する法令及び運用規則の調和に関する千九百八十六年十二月十八日付けの閣僚理事会指令八七・一八・E E C 及びその改正 二千九百九十九年三月八日付けの欧州委員会指令一九九九・一二・E C によって改正された優良試験所基準(G L P)の検査及び検証に関する千九百八十八年六月九日付けの閣僚理事会指令八八・三二〇・E E C 及びその改正</p>	<p>一 医薬品に関し、 (a) 薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)及びその改正 (b) 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成九年厚生省令第二十一号)及びその改正 (c) 医薬品の製造(輸入)承認申請の際に添付すべき医薬品の安全性に関する非臨床試験に係る資料の取扱い等について(平成九年薬審第二百五十三号・薬安第二十九号)及びその改正 (d) G L P 実地調査に係る実施要領の制定について(平成九年薬審第二百五十四</p>

二 動物用医薬品に關し、

- (a) 薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)及びその改正
- (b) 動物用医薬品の安全性に關する非臨床試験の実施の基準に關する省令(平成九年農林水産省令第七十四号)及びその改正
- (c) 薬事法關係事務の取扱ひについて(平成十二年十二番A第七百二十九号)及びその改正

三 農業に關し、

- (a) 農業取扱法(昭和二十三年法律第八十二号)及びその改正
- (b) 農薬の毒性に關する試験の適正実施について(平成十一年十一農産第六千二百八十三号)及びその改正
- 四 飼料添加物に關し、
- (a) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に關する法律(昭和二十八年法律第三十五号)及びその改正
- (b) 飼料添加物の動物試験の実施に關する基準について(昭和六十三年六十三番A第三千三十九号)及びその改正
- (c) 飼料添加物の動物試験の実施に關する基準に基づく査察実施要領の制定について(平成二年元畜A第三千四百四十一号)及びその改正

五 新規化学物質及び指定化学物質に關し、

- (a) 化学物質の審査及び製造等の規制に關する法律(昭和四十八年法律第一百七十七号)及びその改正

医薬品に係る優良製造所基準(GMP)に關する分野別附屬書
第A部

1 この分野別附屬書は、次のものに適用する。

- (a) 第B部第一節に特定する各締約者の關係法令及び運用規則に従い締約者の優良製造所基準(以下「GMP」といふ。)要件が適用され

- (b) 新規化学物質に係る試験及び指定化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第四条に規定する試験施設について(昭和五十九年環保業第二十九号・業発第二千二十九号・五十九基局第八十五号)及びその改正
- (c) 新規化学物質の審査等に際して判定の資料とする試験成績の取扱ひについて(昭和六十三年衛生第三十九号・六十三基局第八百二十一号)及びその改正
- 六 労働者の健康保護のために規制の対象とする化学物質に關し、
- (a) 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)及びその改正
- (b) 労働安全衛生規則第三十四条の三第二項の規定に基づき試験施設等が具備すべき基準(昭和六十三年労働省告示第七十六号)及びその改正
- (c) 労働安全衛生規則の一部を改正する省令、ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令及び有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について(昭和六十三年基発第六百二号)及びその改正
- (d) 試験施設等に関する安衛法GLP適合確認要領の制定について(平成元年基発第二百二十三号)及びその改正

る医薬品を製造する施設が当該GMP要件を満たしていることの確認

(b) 確認を受けた製造施設が作成するデータ(確認を受けた製造施設がこの第A部の規定に従って発行する証明書をいう。)の受入れ

2 この分野別附属書の適用上、

(a) 「医薬品」とは、第B部第一節に特定する日本国の関係法令及び運用規則に定める人用医薬品として製造される医薬品並びに同節に特定する欧州共同体の関係法令及び運用規則に定める人用医薬品として製造される医薬品及び中間生成物をいう。

この「医薬品」には、治療薬、有効成分、化学的及び生物学的医薬品、免疫学的製剤、放射性医薬品、人の血液又は血漿から生成される安定的な医薬品並びに適切な場合にはビタミン、ミネラル及び薬草を含めることができる。

(b) 「確認基準」とは、GMP要件をいう。

(c) 「GMP」とは、品質保証の手段として、医薬品を、その使用目的に照らして適切な、かつ、当該医薬品の製造についての承認又はその仕様において要求される品質基準に常に従って製造し及び管理することを確保するものをいう。

(d) 「検査」とは、製造施設が関係医薬品の製造についての承認又はその仕様におけるものその他のGMP要件を満たして運営されているかどうかを決定するために当該製造施設に対して行われる実地の評価をいう。この検査は、第B部第一節に掲げる権限のある当局により、同部第一節に特定する関係法令及び運用規則に従って行われるものであり、製造についての承認前に行う検査であるか当該承認後に行う検査であるかを問わない。

用規則に従って行われるものであり、製造についての承認前に行う検査であるか当該承認後に行う検査であるかを問わない。

(e) 第B部にいう「改正」には、次のことを含むことが了解される。

(i) 一方の締約者が第B部に規定する自己の関係法令及び運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(ii) 一方の締約者が第B部に規定する自己の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(iii) 一方の締約者が第B部に規定する自己の關係法令及び運用規則の全部又は関連部分と他の法令又は運用規則に組み入れられること。

3 この協定は、日本国の薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十三条に規定する検定並びに欧州共同体の千九百八十九年五月三日付けの關係理事會指令八九・三四二・EEC第四條及び千九百八十九年六月十四日付けの關係理事會指令八九・三八一・EEC第四條に規定するパッチの出荷管理についての相互承認を対象とするものではない。

4 協定第二條2に關し、各締約者は、両締約者のGMP要件が相互に同等であることを考慮して、その製造についての承認又はその仕様が発出されている医薬品について、他方の締約者の権限のある当局による製造施設の承認を受け入

れるとともに、第B部第一節に特定する自己の關係法令及び運用規則に従って、医薬品が当該承認又は当該仕様と適合していることについて当該製造施設がパッチごとに発行する証明書を受け入れるものとし、輸入業者がパッチごとに行うべき試験については、これを免除する。ただし、次の(a)から(c)までの規定に従うことを条件とする。

(a) 当該証明書が、当該確認を受けた製造施設により、完全な品質分析、すべての有効成分の量的な分析その他すべての試験又は点検の結果に基づいて発行されたものであること。

(b) 当該医薬品がGMP要件を満たして製造された旨の陳述書を当該証明書が伴っていること。

(c) 当該証明書の対象である医薬品に關して、両締約者が相互に同等のGMP要件を適用していること。

5 確認を受けた製造施設が輸出用医薬品の各パッチごとに発行する4の証明書においては、第B部第一節に特定する各締約者の關係法令及び運用規則により当該医薬品の製造のために必要とされる試験を実施し、その結果、当該パッチが輸入側締約者の当該医薬品の製造についての承認又はその仕様における要件に即して製造されたことが証明される旨を記載するものとする。

6 9に規定する準備作業の進捗状況及びこの分野別附属書の運用を特に監視するため、合同委員会に小委員会を設立する。小委員会は、合同委員会に報告を行う。

7 (a) 両締約者は、特に次の事項について情報を交換する。

(i) 特定の医薬品又は医薬品群に係るGMP

(ii) 新たな技術上の指針又は検査手続

(iii) 品質上の欠陥、パッチの回収、偽造その他品質に関する問題

(iv) 製造についての承認の効力の停止又はその取消し

(v) 両締約者は、この分野別附属書に特有の目的を実現するため、詳細な緊急通報手続を合同委員会の小委員会を通じて作成する。

(c) 特定の医薬品又は医薬品群に係るGMPが相互に同等であるかどうかについては、合同委員会の小委員会が作成する手続に従って調整されるものとする。

(d) 協定第八條6の規定にかかわらず、各締約者は、自己の確認を受けた製造施設の表を、合同委員会が決定する頻度で他方の締約者及び合同委員会に提出する。

(f) 一方の締約者の権限のある当局は、輸業者、輸入業者又は他方の締約者の権限のある当局の要請に応じ、当該一方の締約者の領域に所在する製造施設について次の事項を確認するものとする。

(i) 第B部第一節に特定する当該一方の締約者の関係法令及び運用規則に従って医薬品を製造するための適切な許可を受けていること。

(ii) 権限のある当局により定期的に検査を受けていること。

(iii) 当該一方の締約者のGMP要件であって、両締約者が相互に同等であると認めるものを満たしていること。

8 協定第五条2) に関し、輸出側締約者は、製造施設が第B部第一節に特定する自己の関係法令及び運用規則に定めるGMP要件を満たしていること。

9 (a) 協定第二条、第四条、第五条、第七条及び第十条2) (a)の規定のうちこの分野別附属書に關連するもの並びにこの分野別附属書の規定(第A部6及び7)並びにこの9の規定を除く。は、両締約者が準備作業を終了したことを相互に確認する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日まで適用されない。この外交上の公文の交換は、この協定の効力が生じた後十八箇月以内に行われることが期待される。

(b) 両締約者は、(a)の準備作業において、GMP要件が相互に同等であること及びその実施についての再確認を合同委員会を通じて行う。合同委員会は、この分野別附属書の実施に関する詳細な手続を決定する。

<p>第B部 第一節 医薬品の範囲、医薬品に係るGMP要件、検証及び確認について定める関係法令及び運用規則</p>	<p>欧州共同体</p>	<p>一 医薬品に係る法令又は運用規則の近似化に関する千九百六十五年一月二十六日付けの閣僚理事会指令六五・六五・EEC及びその改正</p> <p>二 医薬品に係る法令又は運用規則の近似化に関する千九百七十五年五月二十日付けの第二次閣僚理事会指令七五・三一九・EEC及びその改正</p> <p>三 人用医薬品に係る優良製造所基準の原則</p>	<p>日本国</p>	<p>一 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)及びその改正</p> <p>二 薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)及びその改正</p> <p>三 薬事法施行令第一条の二の二(第一項第七号及び第八号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品(平成六年厚生省告示第十七号)及びその改正</p> <p>四 薬局等構造設備規則(昭和三十六年厚生</p>
---	--------------	--	------------	---

<p>及び指針を定める千九百九十一年六月十三日付けの欧州委員会指令九一・三五六・EEC及びその改正</p> <p>四 人用医薬品及び動物用医薬品の承認及び規制のための欧州共同体手続並びに欧州医薬品審査庁の設置を定める千九百九十三年七月二十二日付けの閣僚理事会規則(EEC)第三〇九・九三号及びその改正</p> <p>五 欧州連合における医薬品規則第四卷「優良製造所基準に関する手引」の最新版及びその改正</p>	<p>省令第二号)及びその改正</p> <p>五 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則(平成十一年厚生省令第十六号)及びその改正</p> <p>六 医薬品及び医薬部外品の輸入販売管理及び品質管理規則(平成十一年厚生省令第六十二号)及びその改正</p>
<p>第二節 権限のある当局</p> <p>欧州共同体</p> <p>ドイツ 連邦保健省 パウルエルリッヒ研究所(生物学的医薬品に限る。) ギリシャ 保健福祉省 国立医薬品機構 スペイン スペイン医薬品庁医薬品安全部 フランス 雇用連帯省保健総局</p>	<p>日本国</p> <p>厚生労働省又はこれを承継する当局</p>

フランス保健製口品衛生安全庁(A F S S A P S)

アイルランド

アイルランド医薬品局

イタリア

保健省医薬品審査事業監察局

ルクセンブルグ

保健省薬事医薬品課

オランダ

保健福祉スポーツ省医療検査局

オーストリア

連邦社会保障世代省

ポルトガル

国立医薬品院(INFARMED)

フィンランド

国立医薬品庁

スウェーデン

医薬品庁

連合王国

医薬品管理庁

欧州共同体

欧州医薬品審査庁

相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

本件の目的及び要旨

日本国と欧州共同体との間の相互承認に関する協力については、平成七年五月より協議を始め、各々の国内制度についての調査・研究を政府の専門家会合を通じて行った後、平成十年十

月の日EU閣僚会議において、通信端末機器及び無線機器、電気製品、化学品に係る優良試験所基準並びに医薬品に係る優良製造所基準の優先分野について協定締結に向けた作業を推進すること意見が一致した。これを受け、政府と欧州委員会との間で交渉を行った結果、合意に達したので、平成十三年四月四日ブラッセルにおいて本協定の署名が行われた。

本協定は、通信端末機器及び無線機器、電気製品、化学品に係る優良試験所基準並びに医薬品に係る優良製造所基準の四分野に関して、輸出側締約者において実施される一定の手續を輸入側締約者が受け入れるために必要な法的枠組みを定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 登録を受けた輸出側締約者の適合性評価機関が実施した適合性評価手續の結果及び確認を受けた輸出側締約者の施設が作成したデータ等を輸入側締約者が受け入れること。
- 2 輸出側締約者が輸入側締約者の法令に即して自己の適合性評価機関の指定等を行うための自己の当局の権限を確保すること。
- 3 輸出側締約者が自己の法令に従って自己の施設の確認を行うための検証についての自己の当局の権限を確保すること。
- 4 輸出側締約者は登録を受けた自己の適合性評価機関及び確認を受けた自己の施設がそれぞれ輸入側締約者の指定基準及び輸出側締約者の確認基準を満たすことを適切な方法を通じて確保すること。
- 5 輸入側締約者は、一定の場合に輸出側締約者に対して検証の実施を要請することができること。
- 6 輸入側締約者は輸出側締約者に対し、登録を受けた輸出側締約者の適合性評価機関が指定基準を満たしていること又は確認を受けた輸出側締約者の施設が確認基準を満たしていることについて異議を申し立てることができること。
- 7 合同委員会が異議の申立ての対象となった

適合性評価機関に対する合同検証の実施を決定できること。

8 この協定の効果的な運用について責任を負う機関として、両締約者の代表から成る合同委員会をこの協定の効力が生ずる日に設立すること。

なお、四つの分野別附属書は、協定の不可分の一部を成し、当該各分野に関する相互承認について、この協定の適用対象の範囲等を定めるとともに、両締約者の関係法令等及び指定当局又は権限のある当局を掲げている。

本協定は、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの内部手續が完了した旨を相互に通知する外交上の公文を両締約者が交換する日の後二番目の月の初日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国と欧州共同体との間においてこの協定の適用対象となる製品の貿易が促進されることが期待されるところに、本協定は我が国にとって初めての二国間相互承認協定であり、今後の同種の協定の先駆けともなり得るとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十三年五月三十日

外務委員長 土肥 隆一
衆議院議長 綿貫 民輔殿

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十三年三月十三日

内閣総理大臣 森 喜朗

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条 第一項及び第二項中、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社を削る。

第十二条の見出しを「(旅客会社の経営安定基金)」に改め、同条第一項中「北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社(以下、北海道旅客会社等という。)」を「旅客会社」に改め、同条第二項及び第五項中「北海道旅客会社等」を「旅客会社」に改める。

第二十一条中「五万円」を「十万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(指針の公表等)

第二条 国土交通大臣は、日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)第一条の趣旨にのっとり実施された日本国有鉄道の改革の経緯

を踏まえ、次に掲げる者(以下「新会社」という。)が経営する鉄道事業に係る利用者の利便の確保及び適切な利用条件の維持並びに新会社がその事業を営む地域の経済及び社会の健全な発展の基盤の確保を図るため、新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針(以下「指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

一 この法律による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(以下「旧法」という。)により設立された東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社

二 施行日の前日において前号に掲げる者が経営している鉄道事業の全部又は一部を譲受、合併若しくは分割又は相続により施行日以後経営する者であつて、その営む事業の内容、規模、出資者等を勘案して国土交通大臣が指定するもの

指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 会社間(新会社の間又は新会社とこの法律による改正後の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第三項の会社との間をいう。以下同じ。)における旅客の運賃及び料金の適切な設定、鉄道施設の円滑な使用その他の鉄道事業に関する会社間における連携及び協力の確保に関する事項

二 日本国有鉄道の改革の実施後の輸送需要の動向その他の新たな事情の変化を踏まえた現に営業している路線の適切な維持及び駅その他の鉄道施設の整備に当たつての利用者の利便の確保に関する事項

三 新会社がその事業を営む地域において当該事業と同種の事業を営む中小企業者の事業活動に対する不当な妨害又はその利益の不当な侵害を回避することによる中小企業者への配慮に関する事項

(指導及び助言)

第三条 国土交通大臣は、指針を踏まえた事業経営を確保するため必要があるときは、新会社に対し、その事業経営について必要な指導及び助言をすることができる。

第四条 国土交通大臣は、指針に照らし、新会社が正当な理由がなく当該新会社が経営する鉄道事業に係る利用者の利便の確保若しくは適切な利用条件の維持又は当該新会社がその事業を営む地域の経済及び社会の健全な発展の基盤の確保のために必要な事業経営を行っていないと認めるときは、当該新会社に対し、その事業経営に必要措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項の勧告を受けた新会社がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 国土交通大臣は、第一項の勧告を受けた新会社が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合であつて、当該新会社が経営する鉄道事業に係る利用者の利便の確保若しくは適切な利用条件の維持又は当該新会社がその事業を営む地域の経済及び社会の健全な発展の基盤の確保が

著しく阻害されている事実があると認めるときは、当該新会社に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 国土交通大臣は、前項の命令をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

(罰則)

第五条 前条第三項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした新会社の取締役は、百万円以下の過料に処する。

(経過措置)

第六条 附則第一条第一項第一号に掲げる者は、施行日の前に、施行日から効力を生ずる定款の変更の決議を行うことができる。

2 前項の決議については、旧法第九条の規定は、適用しない。

第七条 施行日の前に附則第二条第一項第一号に掲げる者が発行した債券及び利札並びに当該債券又は当該利札を失つた者に交付するために施行日以後に同号に掲げる者が発行する債券又は利札については、旧法第四条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

第八条 附則第二条第一項第一号に掲げる者の施行日の属する営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書の国土交通大臣に対する提出については、なお従前の例による。

第九条 施行日の前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(新会社に対する厚生年金保険法等の規定の適用)

第十条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百

十五号)附則第十九条第二項から第四項までの規定の適用については、新会社を厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。)第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この条において「平成八年改正前の共済法」という。)

2 新会社の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものを使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、新会社の事業所又は事務所を平成八年改正前の共済法第二条第一項第八号に規定する法人の事業所又は事務所とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。

3 平成八年厚生年金等改正法附則第五十四条第一項から第五項までの規定の適用については、新会社を平成八年改正前の共済法第二条第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等とみなす。

(新会社に対する日本国有鉄道改革法等施行法の規定の適用)
11 日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)第二十七條第十四項の規定の適用については、新会社を同法第二条第六号に規定する承継法人とみなす。

(新会社に関する運輸施設整備事業団法の規定の適用)
12 運輸施設整備事業(団)法(平成九年法律第八十三号)第二十条第五項第一号の規定の適用については、新会社を新幹線鉄道に係る鉄道

施設の譲渡等に関する法律(平成三年法律第四十五号)第二条に規定する旅客鉄道株式会社とみなす。

(新会社に対する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の規定の適用)
13 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三十六号)第二十五条の規定の適用については、新会社を同法第九条に規定する承継法人とみなす。

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)
14 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十條の二第一項中「旅客会社」の下に、及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)附則第二條第一項に規定する新会社を加える。

(公職選挙法の一部改正)
15 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百七十六條中「旅客会社」の下に、及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)附則第二條第一項に規定する新会社を加える。

(地方税法の一部改正)
16 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)第三百四十九條の三第二十三項において「旅客会社法改正法」という。附則第二條第一項に規定する新会社を加え、「旅客会社」を「旅客会社等」に改め、同條第五項中「旅客会社」を「旅客会社等」に改める。

第三百四十九條の三第二十三項中「附則第二十三條第八項の規定により」の下に「旅客会社法改正法による改正前の」を加える。

附則第十條第六項中「規定する旅客会社」の下に「又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)附則第二條第一項に規定する新会社(以下本項において「旅客会社等」という。))を加え、当該旅客会社」を「当該旅客会社等」に改める。

附則第十一條第十項中「東海旅客鉄道株式会社」を「旅客会社法改正法」という。附則第二條第一項第一号に規定する東海旅客鉄道株式会社(以下本項において「東海旅客鉄道株式会社」という。))に、「が平成十二年四月一日を」又は「旅客会社法改正法附則第二條第一項第二号に掲げる者(旅客会社法改正法の施行の日の前日において東海旅客鉄道株式会社が経営している鉄道事業の全部又は一部を譲受、合併若しくは分割又はは相続により旅客会社法改正法の施行の日以後経営する者に限る。))が旅客会社法改正法の施行の日」に改める。

附則第十五條第四十一項中「規定する旅客会社」の下に、又は「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)次條第一項において「旅客会社法改正法」という。附則第二條第一項に規定する新会社(以下本項において「旅客会社等」という。))を加え、「当該旅客会社等」に改める。

附則第十五條の二第二項各号中「又は第二項に規定する旅客会社又は貨物会社」を「若しくは第二項に規定する旅客会社若しくは貨物会社又は旅客会社法改正法附則第二條第一項に規定する新会社」に改める。

附則第十五條第四十一項中「規定する旅客会社」の下に、又は「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)次條第一項において「旅客会社法改正法」という。附則第二條第一項に規定する新会社(以下本項において「旅客会社等」という。))を加え、「当該旅客会社等」に改める。

附則第十五條の二第二項各号中「又は第二項に規定する旅客会社又は貨物会社」を「若しくは第二項に規定する旅客会社若しくは貨物会社又は旅客会社法改正法附則第二條第一項に規定する新会社」に改める。

附則第三十二條の九第二項中「東海旅客鉄道株式会社」を「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)以下本項において「旅客会社法改正法」という。附則第二條第一項第一号に規定する東海旅客鉄道株式会社(以下本項において「東海旅客鉄道株式会社」という。))に改め、「東海旅客鉄道株式会社」の下に「又は旅客会社法改正法附則第二條第一項第二号に掲げる者(旅客会社法改正法の施行の日の前日において東海旅客鉄道株式会社が経営している鉄道事業の全部又は一部を譲受、合併若しくは分割又はは相続により旅客会社法改正法の施行の日以後経営する者に限る。))」を加える。

(自衛隊法の一部改正)
17 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「及び西日本電信電話株式会社

社」とあるのは、「を」旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社とあるのは「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社」に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第九号)附則第一条第一項に規定する新会社と、「及び西日本電信電話株式会社」とあるのは「」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十八条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十一条の八の見出し中「北海道旅客会社等」を「旅客会社」に改め、同条第一項中「第十二条第一項」を「第一条第一項」に、「北海道旅客会社等」を「旅客会社」に改め、同条第二項及び第三項中「北海道旅客会社等」を「旅客会社」に改める。

第七十一条の九第三項、第七十一条の第十二項、第七十一条の十一第二項及び第七十一条の十二第二項中「北海道旅客会社等」を「旅客会社」に改める。

第八十四条第二項中「規定する承継法人の下に」(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社)に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第九号)附則第十三条の規定により当該承継法人とみなされる同法附則第二条第一項に規定する新会社を含む。以下この項において同じ。)を加える。

第八十四条の二中「規定する旅客会社」の下に

「又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第一項に規定する新会社」を加え、「旅客会社」を「旅客会社等」に改め、同条第一号及び第二号中「旅客会社」を「旅客会社等」に改める。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第十九条 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第七号中「(以下「旅客会社」という。)」を「及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第九号)附則第二条第一項に規定する新会社(以下「旅客会社等」という。)」に改める。

第二十三条の見出し及び同条第一項中「旅客会社」を「旅客会社等」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)
第二十条 国土交通省設置法(平成十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第九条を附則第十条とし、附則第八条の次に次の一条を加える。

(運輸審議会の所掌事務の特例)

第九条 運輸審議会は、第十五条第一項に規定する事務をつかさどるほか、当分の間、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第九号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 第十五条第二項から第四項まで及び第二十三号から第二十五号までの規定は、前項に規

定する事項について準用する。

(政令への委任)

第二十一条 附則第六条から第十三条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

理由

東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るため、これらの会社を旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に改め、同法附則第十三条の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。この法律案を提出する理由である。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社のJR本州三社を特殊会社として規制している旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に改める法律の適用対象から除外し、これらの会社

の財務、人事、事業計画等の面において一層自主的かつ責任ある経営体制の確立を図ると。

2 国土交通大臣は、国鉄改革の経緯を踏まえ、JR各社間の連携及び協力の確保、国鉄改革の実施後の輸送需要の動向等を踏まえた路線の適切な維持等に関する事項について、適用除外されるJR本州三社が事業運営上踏まえらるべき指針を策定し、必要がある場合には指導、助言を行うことができるとし、さらに正当な理由がなくて指針に反する事業運営を行う場合には警告、命令を行うことができることとする。

3 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るための措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十三年五月三十日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
赤松 正雄

(別紙)

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に改める法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につい

て配慮すべきである。

一 JR東日本、JR東海及びJR西日本は、純民間会社化後においても、施設の老朽化対応等の設備更新や運賃・料金を適切な水準に維持するよう鋭意努めるとともに、利用者ニーズに対応した適切な輸送力の確保や、輸送の安全の確保に万全を期すこと。

二 JR北海道、JR四国及びJR九州並びにJR貨物は、早期の純民間会社化に向けて、経営基盤の確立に努めるとともに、国は、現下の厳しい鉄道経営環境にかんがみ、住民の足を守り、環境等に配慮した交通体系を推進し、その存続を図る観点から、設備投資、経営効率化に資するべく適切な支援措置を講ずること。

三 JR東日本、JR東海及びJR西日本は、一般的な法施行後であっても、できる限り経営努力により地方鉄道路線の維持に努めるとともに、国鉄改革以降の事情の変化のある場合には、地元関係者と十分な調整を行い、代替輸送機関の確保等沿線地域の交通利便の確保に万全を期すこと。

四 地域にとっての最後の足であるバス路線を適切に維持していく観点から、JRバスについても民営バスと同様に地方バスを対象とした補助制度の交付対象とするよう措置すること。

五 JR各社は、関連事業分野において事業展開をするに際しては、適切な労働力の確保に努めるとともに、当該進出地域の振興、中小企業者への影響等に適切な配慮を図ること。

六 JR各社の長期債務の償還が将来にわたり健全な経営に影響を及ぼさないよう、償還の促進に資する所要の措置を講ずること。

七 高齢者、身体障害者等の移動の円滑化を図るため駅等鉄道施設のバリアフリー化を推進すること。

八 JR各社においては、他のJRや一般の民営鉄道と今後とも適切な競争を行う中で、利用者利便に資する輸送サービスの提供に努めるとともに、JR間及び民営鉄道との間における連携と協調をさらに深めるよう努めること。

九 いわゆるJR不採用問題については、現在、人道的見地から関係者間で努力が続けられているところであるが、政党間協議等の今後の対応を見守りつつ適切に対処すること。

十 本法附則第二条第一項の指針は、JR東日本、JR東海及びJR西日本の健全な経営に配慮し、過度の規制とならないよう適切に定めること。

明治三十四年三月三十一日
第...種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号二部 四五円